

さっぽろ しょう しゃ
障がい者プラン 2024
そあん
素案

さっぽろし ほけんふくし きょくしょう ほけんふくし ぶしょう ふくしか
札幌市保健福祉局 障がい保健福祉部 障がい福祉課

(素案)

さっぽろ障がい者プラン 2024

2024 年度～2029 年度



札幌市



はじめに

市長挨拶文掲載予定

(障がいのある方にとって地域で暮らしやすいまちとするため本計画を策定)

2024 年（令和 6 年）3 月
札幌市長 秋元 克広

目 次

第1章 計画の策定にあたって.....	1
1 計画策定の趣旨.....	1
2 計画の位置付け.....	2
3 他計画との関連.....	3
4 計画期間.....	4
5 計画の策定体制.....	4
第2章 札幌市の現状.....	7
1 障がい者手帳所持者数等.....	7
第3章 計画の基本的な考え方.....	16
1 障がいの概念.....	16
2 基本理念と基本目標.....	19
3 重要課題と施策体系.....	20
第4章 障がい者施策の推進（障がい者計画）.....	30
基本施策1 差別の解消・権利擁護の推進・虐待の防止.....	31
基本施策2 バリアフリー環境の整備.....	38
基本施策3 情報アクセシビリティの向上・意思疎通支援の充実.....	45
基本施策4 障がい等の理解促進.....	52
基本施策5 自立・相談の支援.....	58
基本施策6 保健・医療の推進.....	68
基本施策7 安全・安心の実現.....	75
基本施策8 療育・教育の充実.....	81
基本施策9 雇用・就労の促進.....	89
基本施策10 文化芸術・スポーツの振興.....	94
第5章 障がい福祉計画・障がい児福祉計画.....	100
1 障がい福祉計画・障がい児福祉計画について.....	100

2 障害福祉サービス等に関する成果目標.....	102
3 障害福祉サービス等の提供にあたって.....	113
4 障害福祉サービスのサービス量見込み.....	114
5 地域生活支援事業等のサービス量見込み.....	127

第6章 計画の推進に向けて..... 138

1 計画の推進体制.....	138
2 札幌市障がい者施策推進審議会.....	138
3 計画の進捗管理と評価・公表.....	139

資料編..... 140

1 さっぽろ障がい者プラン 2018 の取組状況.....	141
2 2022 年度（令和4年度）障がい児者実態等調査概要.....	150
3 札幌市障がい者施策推進審議会条例.....	152
4 札幌市障がい者施策推進審議会委員名簿.....	155
5 札幌市障がい者施策推進審議会計画検討部会委員名簿.....	156
6 パブリックコメント.....	157
7 事業所数（指定障害福祉サービス事業所等）.....	158
8 用語集.....	161

【略称法令名】

- 障害者総合支援法…障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律
- 障害者差別解消法…障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律
- 障害者虐待防止法
 - …障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律
- 障害者文化芸術活動推進法…障がい者による文化芸術活動の推進に関する法律
- 読書バリアフリー法…視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律
- ユニバーサル社会実現推進法
 - …ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策の総合的かつ一体的な推進に関する法律
- 障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法
 - …障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律
- 医療的ケア児支援法…医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

札幌市では、2003年（平成15年）3月、障がいのある方が地域で自立した生活を送ることができる共生社会の実現を目的として、障がいのある方の生活全般に関わる施策を体系化し、基本的な方向性を示した「札幌市障害者保健福祉計画」を策定しました。また、2007年（平成19年）3月には、障がいのある方の地域生活への移行や、就労支援を一層推進し、誰もがいきいきと暮らせるような元気あふれるまちづくりを進めるために、「札幌市障がい福祉計画（第1期）」を策定しました。



2012年（平成24年）3月、これらの計画を「さっぽろ障がい者プラン」として統合し、さらに、2016年（平成28年）4月の「障害者差別解消法」、2017年（平成29年）12月の「札幌市障がい特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進に関する条例」、2018年（平成30年）3月の「札幌市手話言語条例」などの施行や、国の第4次障害者基本計画等を踏まえ、2018年（平成30年）3月に「さっぽろ障がい者プラン2018」を策定し、計画に係る進捗管理や評価を一体的に行うことで、障がいのある方の実態やニーズに即した施策や取組を総合的かつ計画的に進めてまいりました。

一方、国においては、「さっぽろ障がい者プラン2018」策定以降、ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策を総合的かつ一体的に推進する「ユニバーサル社会実現推進法」をはじめ、障がいのある方の社会参加の促進に向け、「障害者文化芸術活動推進法」や「読書バリアフリー法」、「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」が施行されました。

また、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催、事業者による障がいのある方への合理的配慮の提供を義務化する「障害者差別解消法」の改正などの大きな動きが見られました。

加えて、ユニバーサルデザイン2020行動計画により、様々な心身の特性や考え方を持つすべての人々が、相互に理解を深めようとコミュニケーションをとり、支え合う心のバリアフリーの普及啓発が進むとともに、障がいのある方が自らの望む生活が地域で営めるよう、生活や就労など多様化するニーズにきめ細かく対応するための支援の拡充等、サービスの質の確保及び向上を図るための整備も進められるなど、障がいのある方を取り巻く環境は変化し続けています。

こうした背景を受けて、「さっぽろ障がい者プラン2018（計画期間：2018～2023年度）」の計画期間が終了することから、「さっぽろ障がい者プラン2024（計画期間：2024～2029年度）」（以下、「本計画」という。）を策定しました。

札幌市では、障がいのある方にとって地域で暮らしやすいまちとするため、本計画に掲げた基本理念にのっとり、誰もが互いにその個性や能力を認め合い、多様性が強みとなる社会の実現を目指し、障がい者施策を総合的かつ計画的に推進していきます。

2 計画の位置付け

本計画は、「障害者基本法」第 11 条第 3 項に基づく市町村障害者計画と、「障害者総合支援法」第 88 条第 1 項に基づく市町村障害福祉計画（児童福祉法第 33 条の 20 第 1 項に基づく市町村障害児福祉計画を含む。）、「障害者文化芸術推進法」第 8 条第 1 項に基づく地方公共団体障害者文化芸術活動推進計画、「読書バリアフリー法」第 8 条第 1 項に基づく地方公共団体障読書バリアフリー推進計画を一体的に策定した計画であり、本市における障がい者施策全般に関する基本的な計画として位置付けられるものです。

さっぽろ障がい者プラン 2024

札幌市障がい者計画

市町村障害者計画

- 障害者基本法第 11 条第 3 項に基づく計画
- 市町村における障害者施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、関係分野に関する事項を規定

札幌市障がい福祉計画（第 7 期） 札幌市障がい児福祉計画（第 3 期）

市町村障害福祉計画

- 障害者総合支援法第 88 条第 1 項に基づく計画
- 障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標や見込量等を規定

市町村障害児福祉計画

- 児童福祉法第 33 条の 20 第 1 項に基づく計画
- 障害児通所支援や障害児相談支援等の提供体制の確保に係る目標や見込量等を規定

札幌市障害者文化芸術活動推進計画

地方公共団体 障害者文化芸術活動推進計画

- 障害者文化芸術推進法（障害者による文化芸術活動の推進に関する法律）第 8 条第 1 項に基づく計画
- 地方公共団体における障害者による文化芸術活動の推進を図るため、関係分野に関する事項を規定

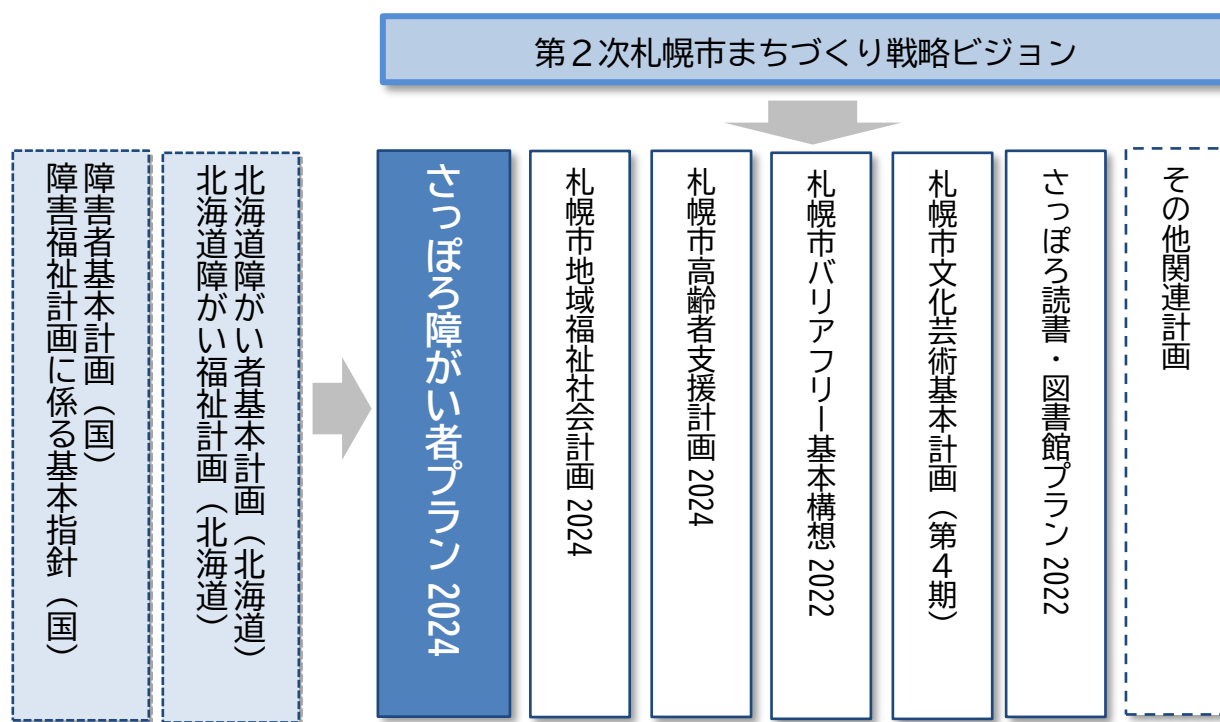
札幌市読書バリアフリー推進計画

地方公共団体 読書バリアフリー推進計画

- 読書バリアフリー法（視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律）第 8 条第 1 項に基づく計画
- 地方公共団体における視覚障害者等の読書環境の整備の推進を図るため、関係分野に関する事項を規定

3 他計画との関連

本計画は、札幌市のまちづくりの指針である「第2次札幌市まちづくり戦略ビジョン」の個別計画に位置付けられるとともに、「札幌市地域福祉社会計画 2024」や「札幌市高齢者支援計画 2024」をはじめ、関連する計画との整合性を持ちつつ、SDGsの視点も意識したものとします。



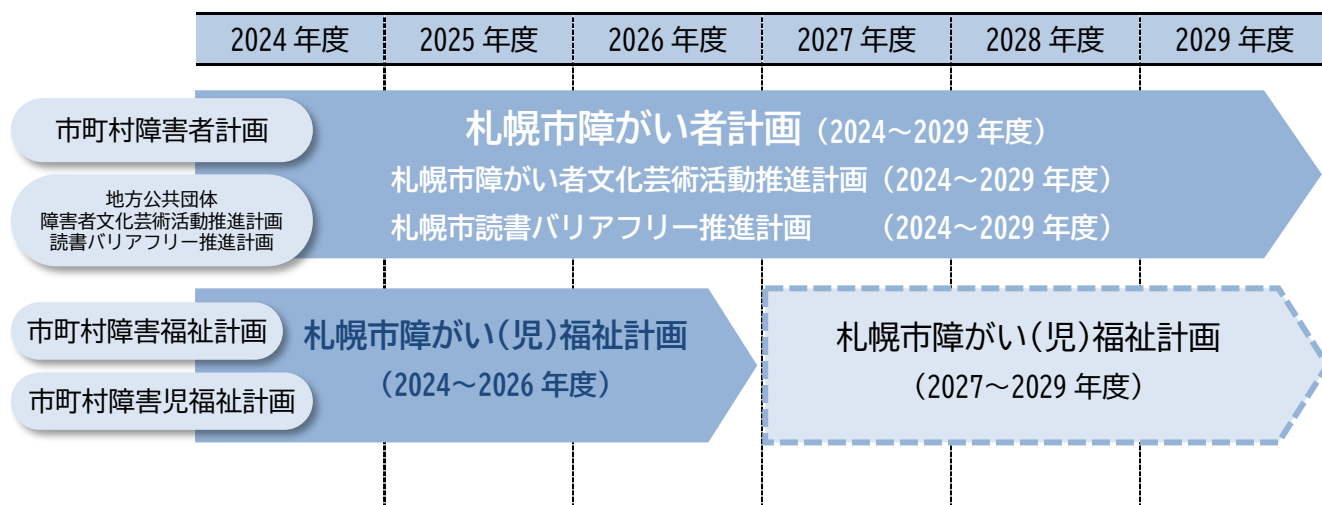
※ SDGs

「誰一人取り残さない社会の実現」を基本理念に、「持続可能な開発目標」として国際連合で決まった全世界共通の17個の目標。

4 計画期間

本計画の期間は2024年度（令和6年度）から2029年度（令和11年度）までの6年間とします。
ただし、「障害者総合支援法」及び「児童福祉法」に基づく「札幌市障がい福祉計画（第7期）」
「札幌市障がい児福祉計画（第3期）」に関する部分については、2026年度（令和8年度）までを
計画期間とし、計画の目標やサービス見込み量等を設定します。

2027年度（令和9年度）以降は、次期障がい（児）福祉計画において、定めていくこととします。

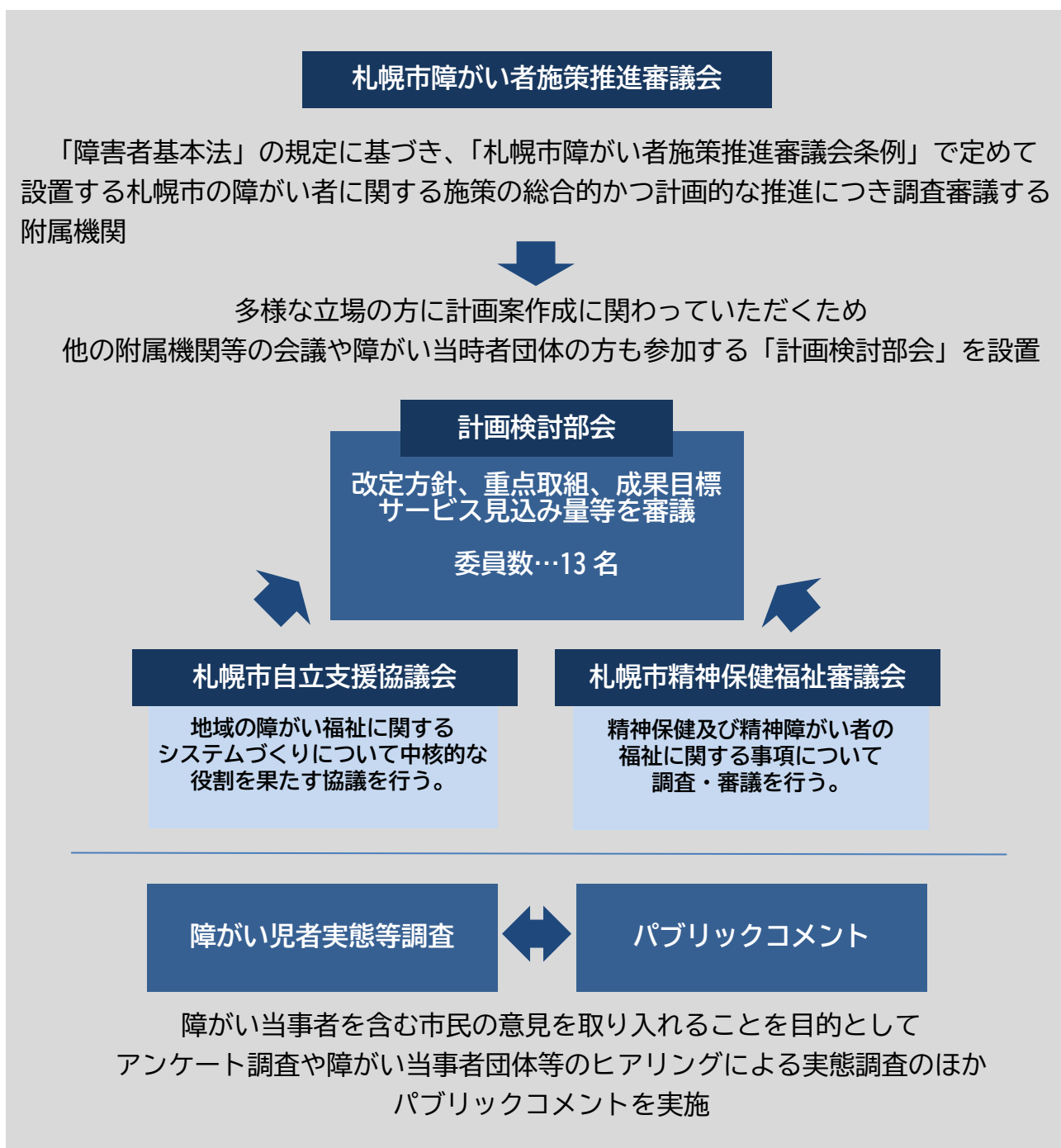


5 計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、多様な立場の方に計画案作成に関わっていただくため、障がい者施策の計画を審議する会議である「札幌市障がい者施策推進審議会」の下に「計画検討部会」を設置し、「札幌市自立支援協議会」や「札幌市精神保健福祉審議会」などの附属機関等の会議や障がい当事者団体の方に御参加いただき、地域の実情や課題等も踏まえた審議を行いました。

また、庁内においては、「保健福祉施策総合推進本部」により、関係部局との協議を行いました。

■計画の策定体制図



コラム①掲載予定

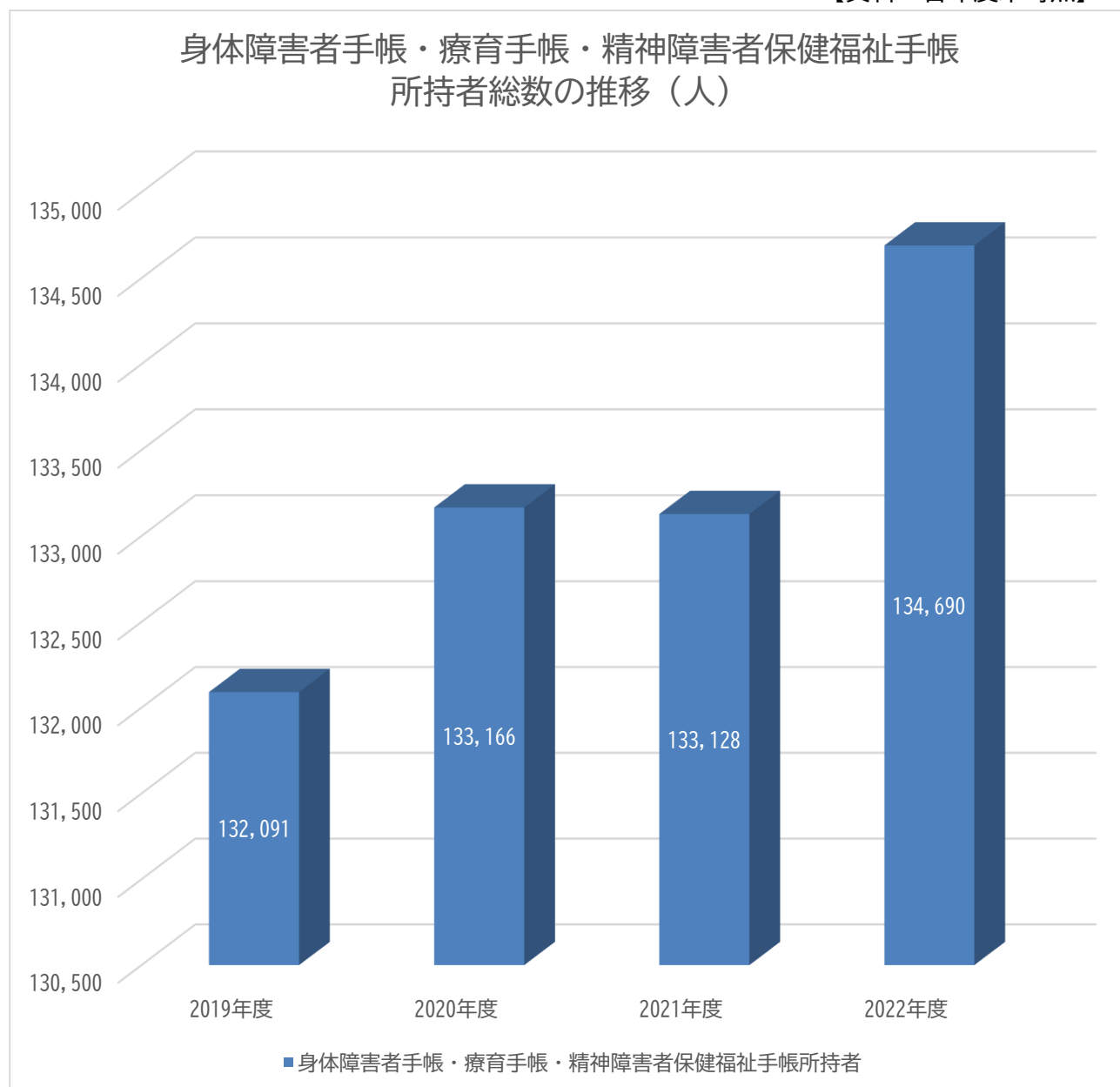
第2章 札幌市の現状

1 障がい者手帳所持者数等

（1）身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者の状況

札幌市発行の各種障がい者手帳（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳）の所持者数の合計は、2022年度（令和4年度）末時点で約13万5千人（札幌市の人口の約7%）、2019年度（令和元年度）から約3千人増えています。

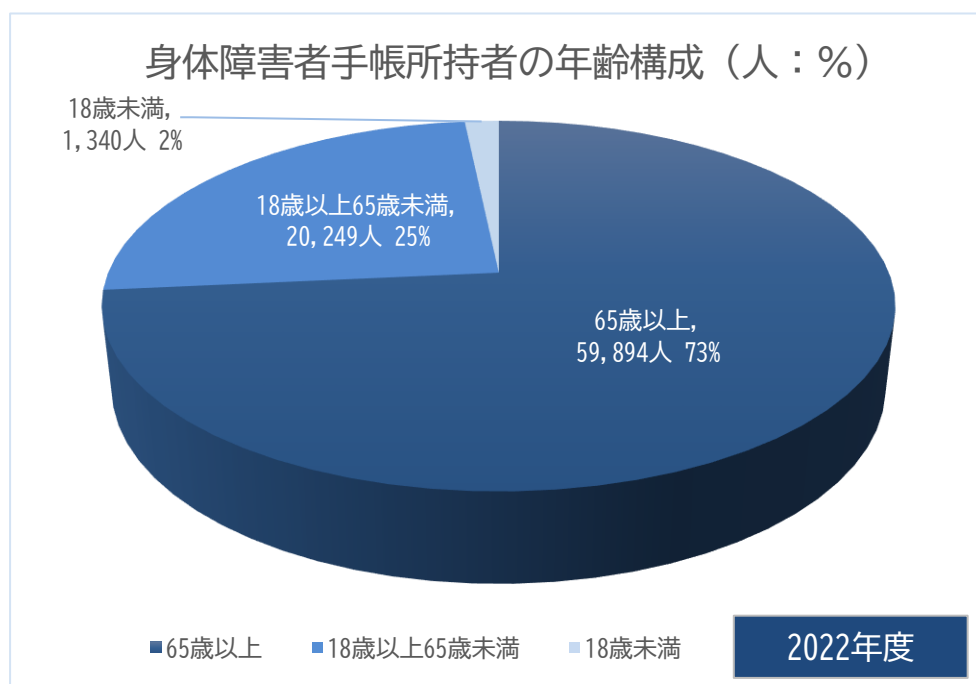
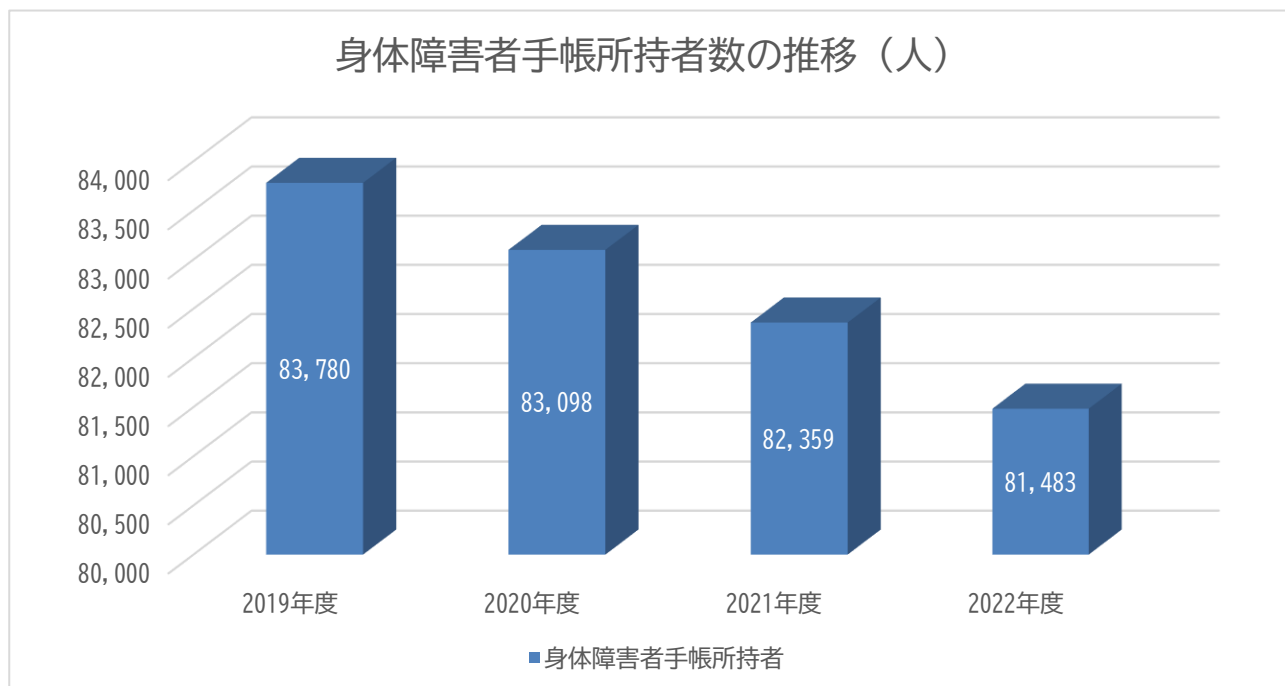
【資料：各年度末時点】



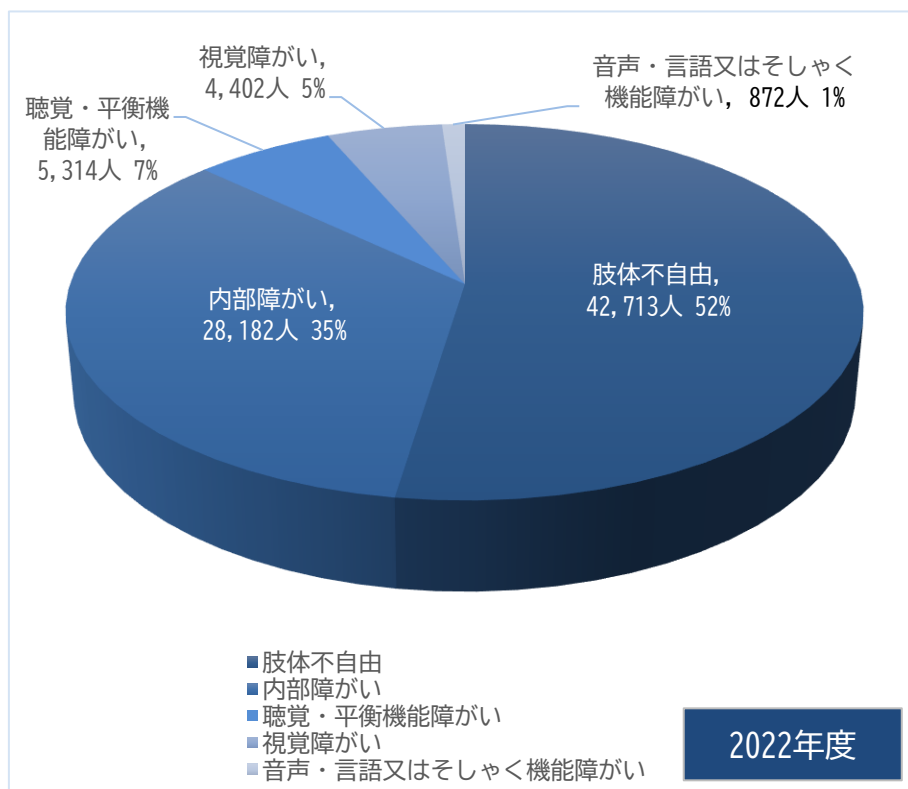
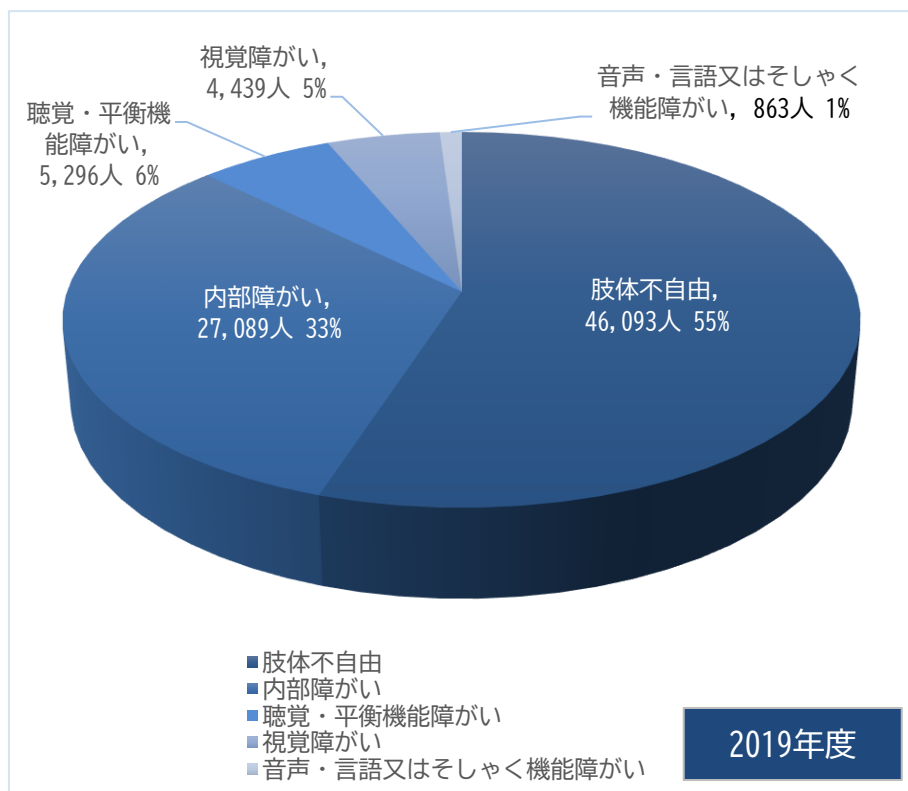
(2) 身体障害者手帳所持者の状況

身体障害者手帳の所持者数は減少傾向にあり、2022 年度（令和 4 年度）末時点で約 8 万 1 千人と 2019 年度（令和元年度）から約 2 千人減少しています。

身体障害者手帳所持者について、年齢別では 65 歳以上の手帳所持者数が全体の約 7 割を占めており、障がい状況別では肢体不自由が最も多く、次いで内部障がいとなっています。



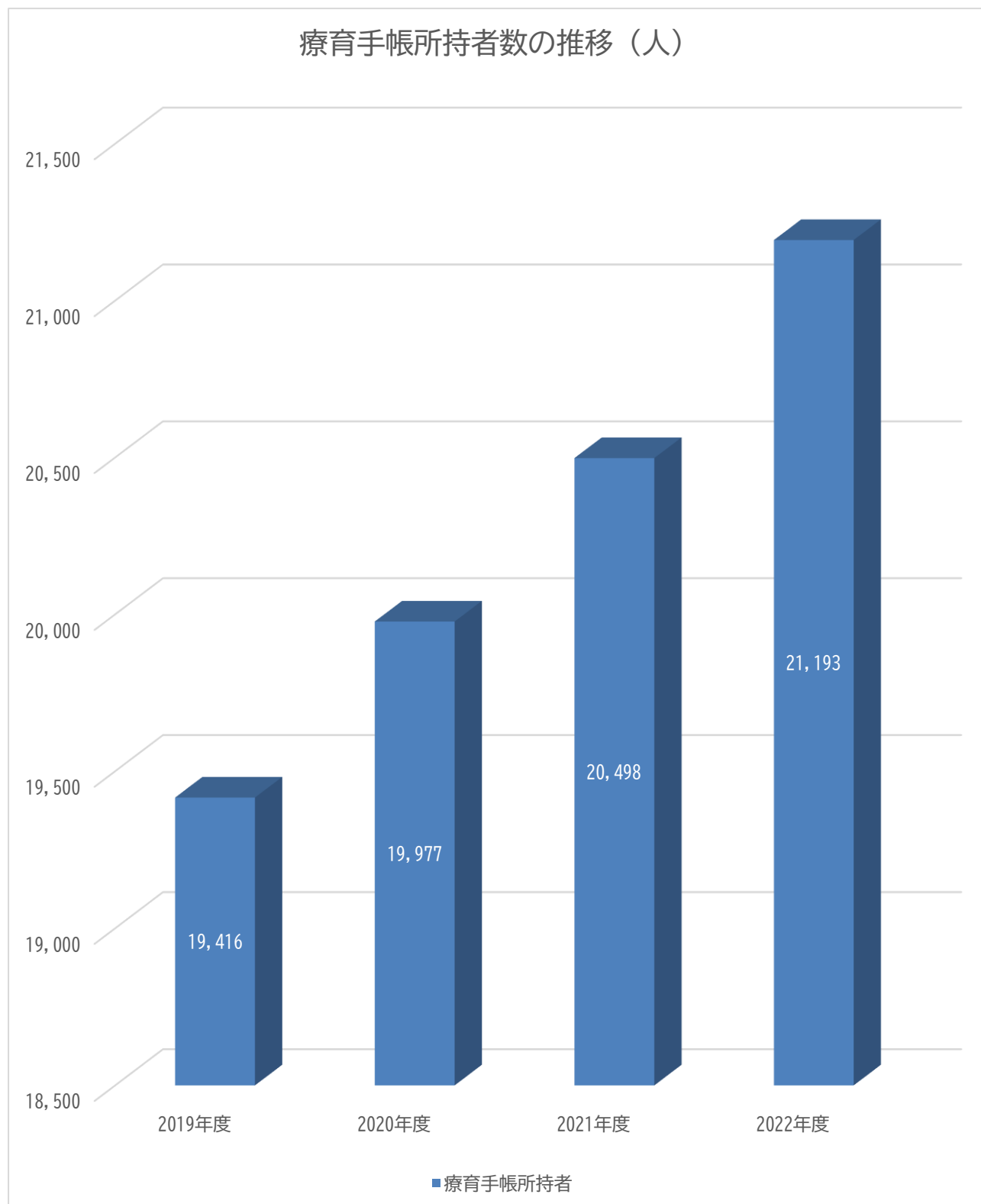
身体障害者手帳所持者の障がい状況別割合（人：％）



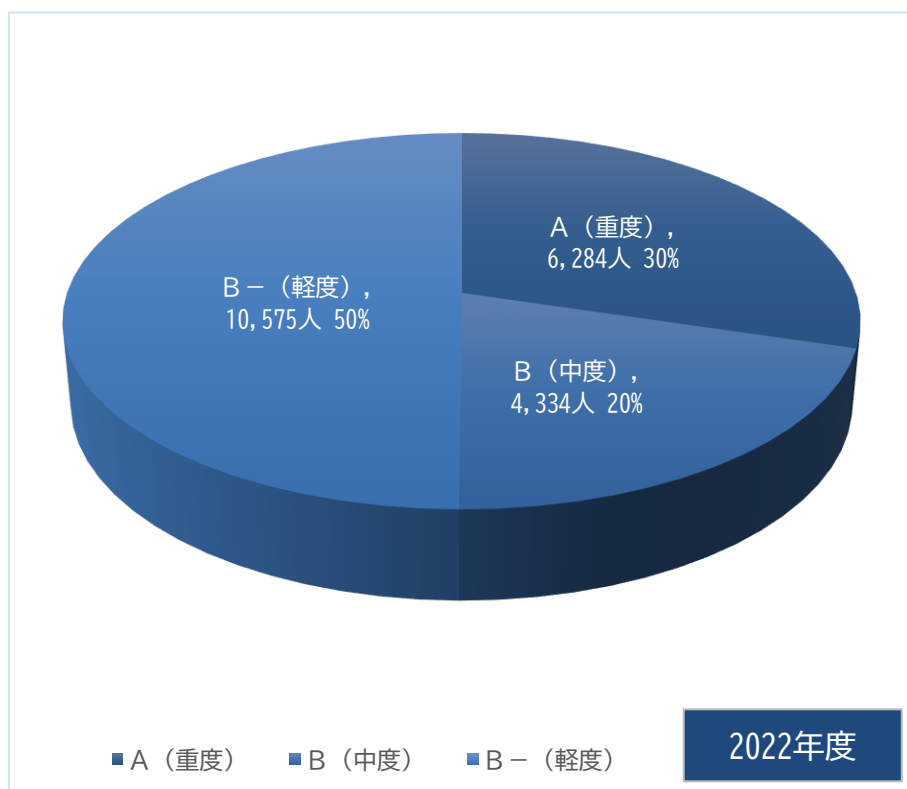
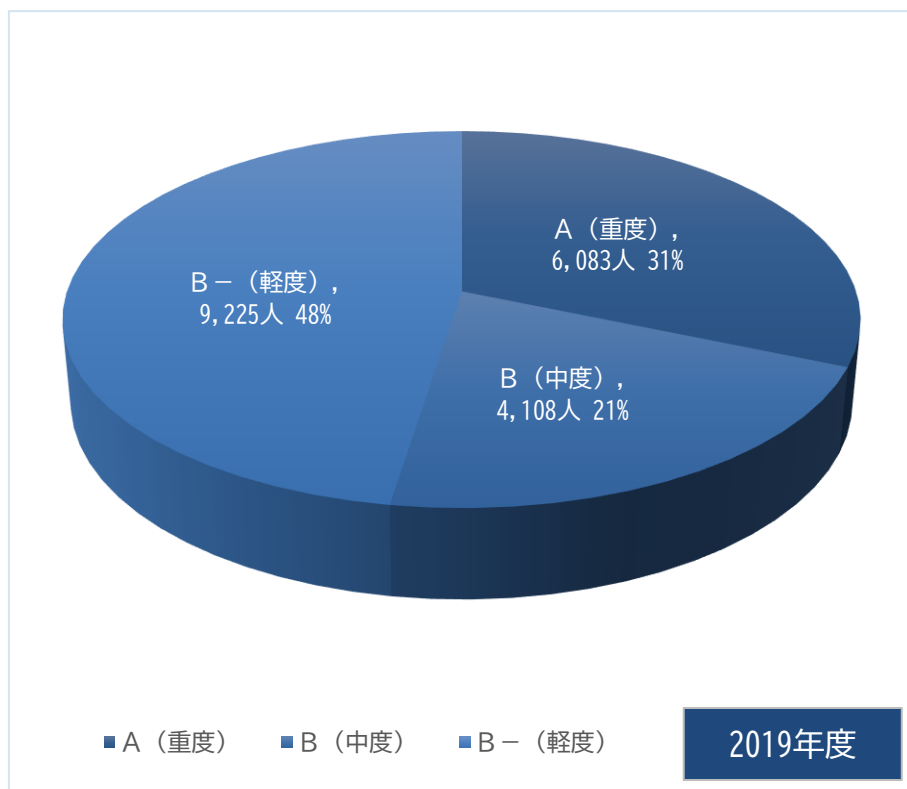
（３）療育手帳所持者の状況

療育手帳所持者については、2022 年度（令和 4 年度）末時点で約 2 万 1 千人と 2019 年度（令和元年度）から約 2 千人増えており、特にＢ－（軽度）の手帳所持者数が増えています。

療育手帳所持者数の増加は、以前に比べて知的障がいに対する認知度が高くなったことが、要因のひとつと考えられます。



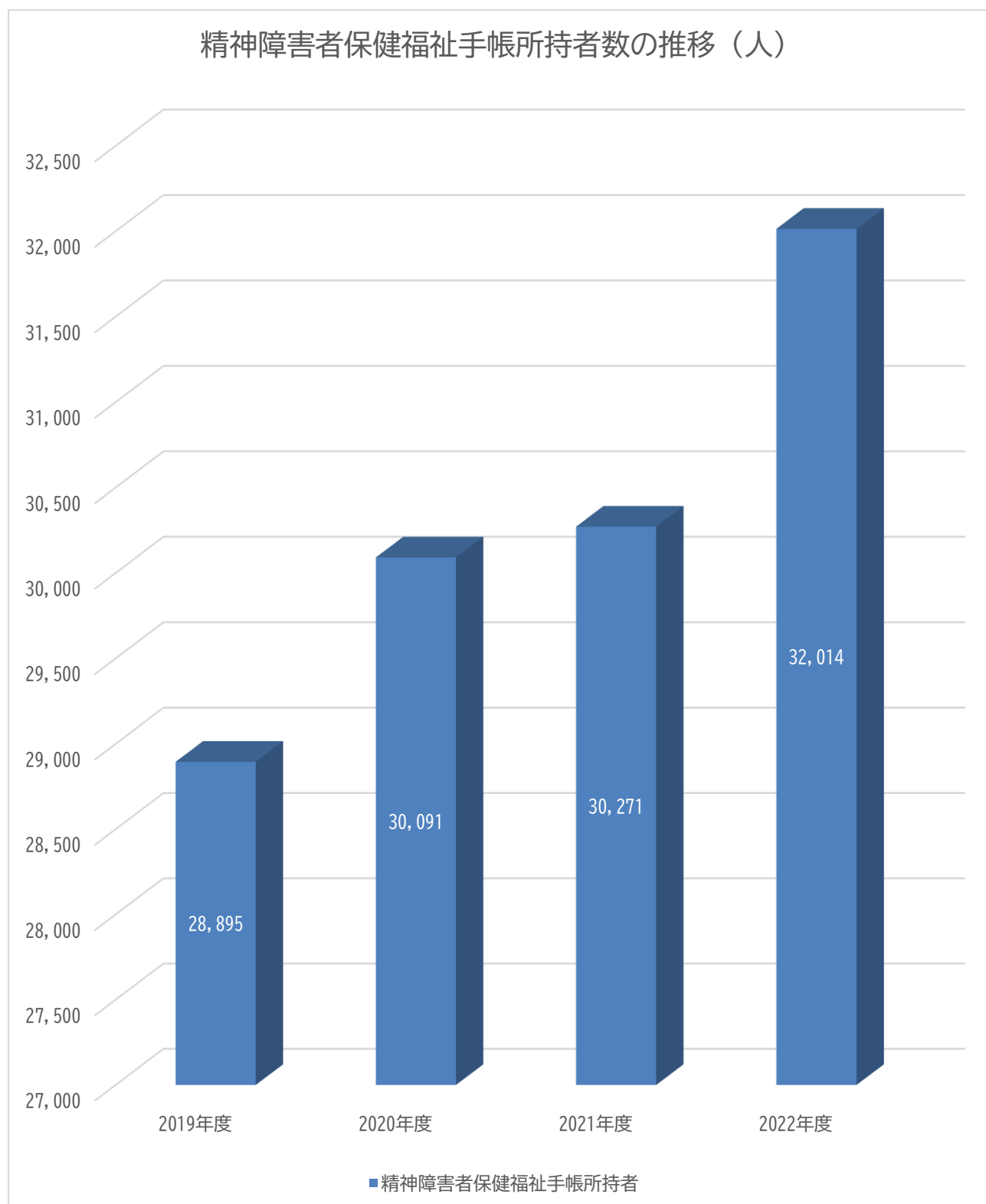
療育手帳所持者の障がい程度別割合（人：％）



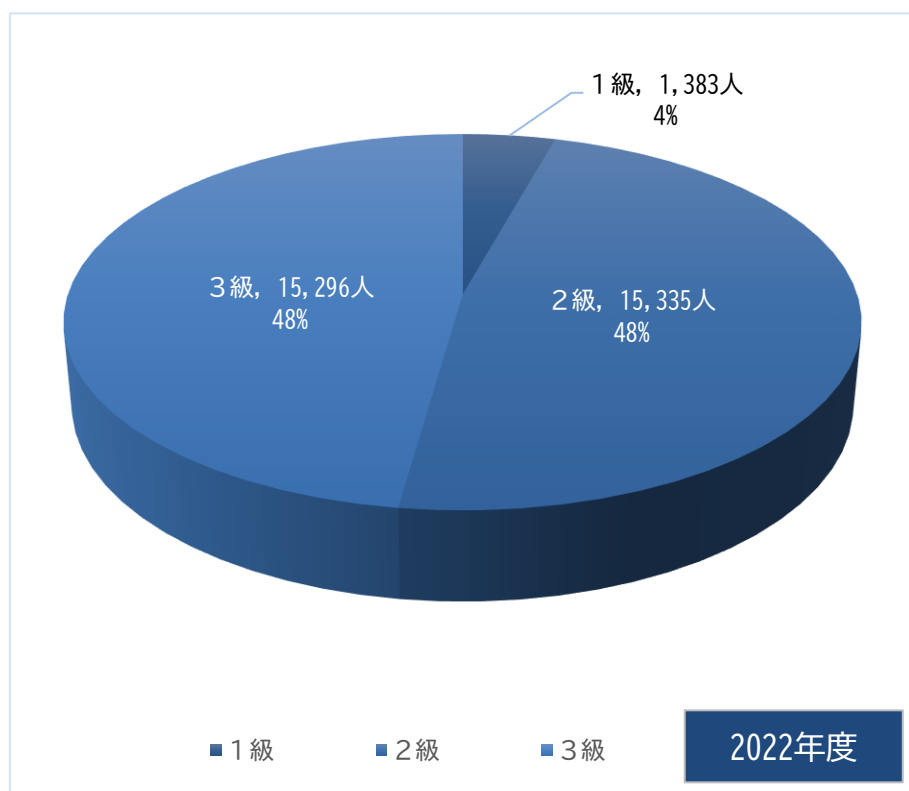
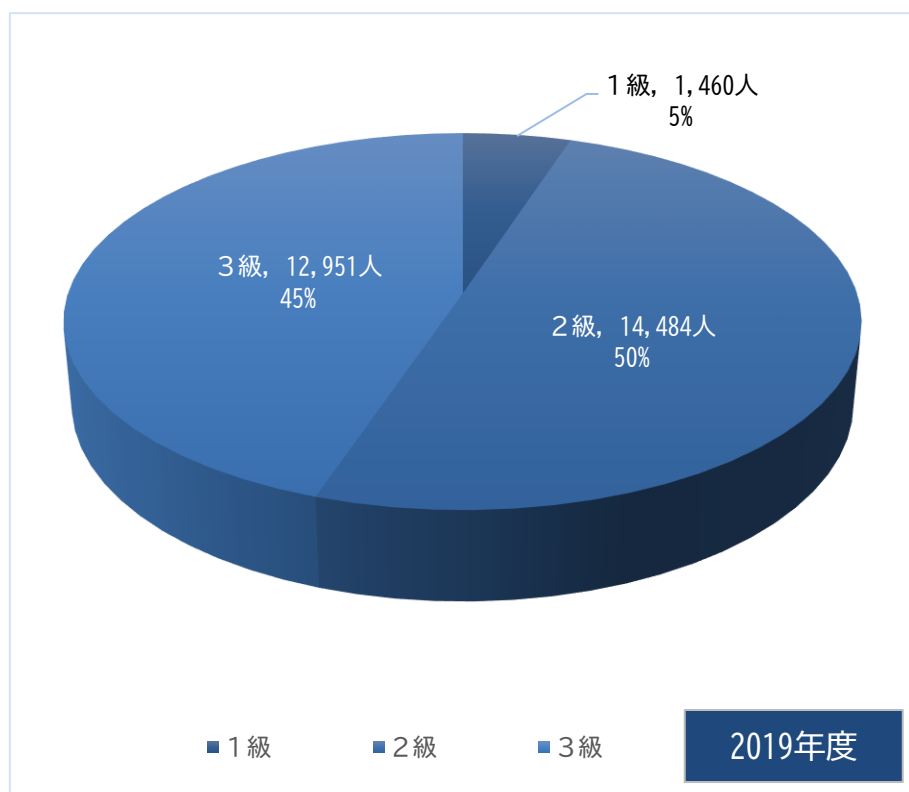
(4) 精神障害者保健福祉手帳所持者の状況

精神障害者保健福祉手帳所持者については、2019 年度と 2022 年度を比較すると 3 千人以上増加していることがわかります。障がい程度では特に 3 級が増加傾向にあります。

精神障害者保健福祉手帳所持者数の増加は、以前に比べて精神障がいに対する社会の理解が進んで来ていることが要因のひとつとして考えられます。



精神障害者保健福祉手帳所持者の障がい程度別割合（人：％）

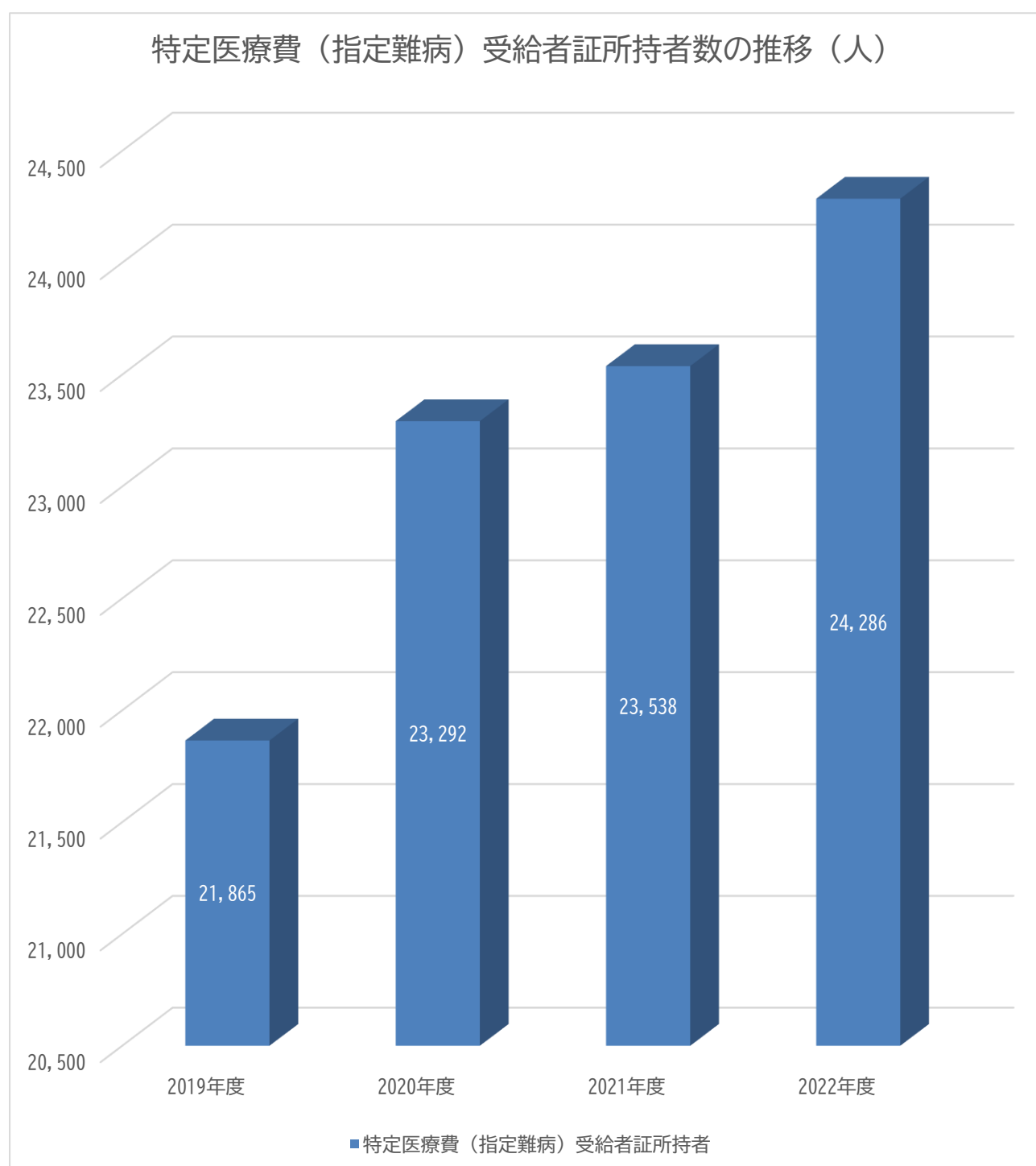


（５）特定医療費（指定難病）受給者証所持者の状況

2013年（平成25年）4月に施行された「障害者総合支援法」により、障がいのある方の範囲が拡大され、難病患者も障害福祉サービス等を利用できるようになりました。

2023年（令和5年）4月1日現在、366疾病が障害福祉サービス等の対象に、338疾病が医療費助成の対象となっています。

特定医療費（指定難病）受給者証所持者数は増加傾向にあり、2022年度（令和4年度）末時点で約2万4千人と2019年度（令和元年度）から2千人以上増えています。



コラム②掲載予定

第3章 計画の基本的な考え方

1 障がいの概念

2011年（平成23年）の改正「障害者基本法」において、「障害者」の定義は、「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。」とされました。

これにより、難病¹等に起因する障がいなど必ずしもそのまま身体障がい、知的障がい、精神障がいのいずれかの類型に当てはまらないものについても、「障がい」に含まれることが明確化されています。また、障がいのある方が日常生活及び社会生活において受ける制限は、障がいのみに起因するものではなく、社会における様々な障壁と相対することによって生ずるという考え方の下、障がいのある方の定義に「社会モデル」の視点が盛り込まれています。

したがって、本計画における「障がい」や「障がいのある方」についても、改正障害者基本法の定義を踏まえたものとします。

～「障害」の表記について～

札幌市では、障害の「害」の文字は、漢字の「害」という言葉に否定的な印象があるため、原則としてひらがなで表記しています。ただし、「障害者基本法」や「身体障害者手帳」といった、法律などで定められた用語については、漢字をそのまま使用しています。



¹ 難病

原因不明で、治療方法が未確立であり、生活面で長期にわたり支障が生じる疾病のうち、がん、生活習慣病等個別の対策の体系がないもの。

《基本理念・基本目標・重要課題》

基本理念

誰もが互いにその個性や能力を認め合い、
多様性が強みとなる社会の実現

基本目標

基本目標Ⅲ 生きがいを持って自分
らしく暮らすことができる環境づくり

基本目標Ⅱ 身近な地域で
安心して暮らすことができる
環境づくり

基本目標Ⅰ あらゆる障壁をなくし
社会参加できる環境づくり

重要課題



重要課題 1

バリアフリー環境の
整備と心のバリア
フリーの普及啓発



重要課題 2

感染症拡大や災害発
生時なども見据えた
孤独・孤立対策



重要課題 3

持続可能で多様性と
包摂性のある社会の
実現



《施策体系》

基本理念	基本目標	基本施策	施策の柱
誰もが互いにその個性や能力を認め合い、多様性が強みとなる社会の実現	I あらゆる障壁をなくし社会参加できる環境づくり	1 差別の解消・権利擁護の推進・虐待の防止	① 障がい理由とする差別解消 ② 合理的配慮の提供 など 重要課題 2・3
		2 バリアフリー環境の整備	① 建築物のバリアフリー ② 移動のバリアフリー など 重要課題 1・3
		3 情報アクセシビリティの向上・意思疎通支援の充実	① 障がい特性に応じたコミュニケーション支援 ② 障がいに配慮した市政情報の提供 など 重要課題 2・3
		4 障がい等の理解促進	① 普及啓発、福祉教育の推進 ② 社会貢献活動への支援 など 重要課題 1・3
	II 身近な地域で安心して暮らすことのできる環境づくり	5 自立・相談の支援	① ニーズに対応した支援体制 ② 障害福祉サービス提供基盤の整備 など 重要課題 2・3
		6 保健・医療の推進	① 障がいの原因となる疾病予防 ② 難病に関する施策の推進 など 重要課題 2・3
		7 安全・安心の実現	① 災害時等の要配慮者対応 ② 地域における見守り活動 など 重要課題 2・3
	III 生きがいを持って自分らしく暮らすことのできる環境づくり	8 療育・教育の充実	① 療育の充実 ② 学校教育の充実 など 重要課題 1・3
		9 雇用・就労の促進	① 雇用機会の拡充 ② 一般就労の推進 など 重要課題 1・3
		10 文化芸術・スポーツの振興	① 文化芸術活動の推進 ② 障がい者スポーツの振興 など 重要課題 1・3

2 基本理念と基本目標

札幌市では、「札幌市まちづくり戦略ビジョン」において、「互いに手を携え、心豊かにつながる共生のまち」を目指すべき都市像に掲げ、年齢や性別、国籍、民族、障がいの有無などにかかわらず、互いの個性や多様性を認め合い、誰もが生きがいと誇りを持ち、安心して暮らすことができる、格差のない共生社会の実現を目指して様々な取組を行ってきました。

2022年度（令和4年度）に新たにスタートした「第2次札幌市まちづくり戦略ビジョン」においては、新たに目指すべき都市像として「ひと」「ゆき」「みどり」の織りなす輝きが、豊かな暮らしと新たな価値を創る、持続可能な世界都市・さっぽろ」を掲げ、国内外から活力を呼び込み、人口減少などの成熟社会における課題を一早く解決する拠点として、世界をリードし、持続可能で、多様性と包摂性のある世界都市を目指しています。

さらに、目指すべき都市像の実現に向けて、誰もが互いにその個性や能力を認め合い、多様性が強みとなっていること【ユニバーサル（共生）】、誰もが生涯健康で、学び、自分らしく活躍できていること【ウェルネス（健康）】、誰もが先端技術などにより快適に暮らし、新たな価値の創出に挑戦できること【スマート（快適・先端）】を「まちづくりの重要概念」として定め、まちづくりにおける諸課題について、分野横断的に統合的な課題解決が図れるよう進めることとしています。

さっぽろ障がい者プラン 2024 は、国の「第5次障害者基本計画」やプランの上位計画である「第2次札幌市まちづくり戦略ビジョン」を踏まえ、特に関係が深い「ユニバーサル（共生）」の視点から基本理念と基本目標を設定いたしました。

【ユニバーサル（共生）】 誰もが互いにその個性や能力を認め合い、 多様性が強みとなる社会の実現

基本理念としては、「誰もが互いにその個性や能力を認め合い、多様性が強みとなる社会の実現」を掲げるとともに、多様性と包摂性があり、格差なく均等に機会が得られる社会の実現を目指して、移動環境や建物等のバリアフリー化や心のバリアフリーなどを進め、日常生活を始めとして様々な場面における障壁や困難を解消し、誰もが他者となつながら、交流できる環境を整えていくため、基本目標Ⅰを「あらゆる障壁をなくし社会参加できる環境づくり」、基本目標Ⅱを「身近な地域で安心して暮らすことができる環境づくり」、基本目標Ⅲを「生きがいを持って自分らしく暮らすことができる環境づくり」としました。

これらの環境整備を通して、誰もが多様性を尊重し、互いに手を携え、心豊かにつながるとともに、支える人と支えられる人という一方向の関係性を超え、双方向に支え合う共生社会の実現を目指します。

3 重要課題と施策体系

国が定める「第5次障害者基本計画」は、2023年度（令和5年度）から2027年度（令和9年度）までの5年間を計画期間としています。第2次計画の期間では、2011年度（平成23年度）に改正「障害者基本法」、2012年度（平成24年度）に「障害者総合支援法」が成立しており、第3次計画の期間では、2013年度（平成25年度）に「障害者差別解消法」が成立したほか、「障害者権利条約」を批准するなど、障害のある人の権利利益が保障され、第4次計画においては、「障害者権利条約」を批准した後に初めて策定された計画であることから、条約の理念を随所に反映するなど整合性の確保が図られました。

第5次計画においては、2022年度（令和4年度）に成立した「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」を踏まえた社会的障壁の除去に向けた環境の整備など、これまでの取組や流れを踏まえ、国民誰もが相互に尊重し支え合う共生社会の実現に向けて、障がいのある方の自立と社会参加を支援する施策等の一層の推進が図られています。

第5次障害者基本計画

【基本理念】

共生社会の実現に向け、障害者が、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加し、その能力を最大限発揮して自己実現できるよう支援するとともに、障害者の社会参加を制約する社会的障壁を除去するため、施策の基本的な方向を定める。

【基本原則】

地域社会における共生等、差別の禁止、国際的協調

【各分野に共通する横断的視点】

- 条約の理念の尊重及び整合性の確保
- 共生社会の実現に資する取組の推進
- 当事者本位の総合的かつ分野横断的な支援
- 障害特性等に配慮したきめ細かい支援
- 障害のある女性、こども及び高齢者に配慮した取組の推進
- PDCAサイクル等を通じた実効性のある取組の推進

本計画の基本理念である「誰もが互いにその個性や能力を認め合い、多様性が強みとなる社会の実現」に向けて、障がい当事者団体やユニバーサル推進に係る庁内関係部局、その他の様々な団体・機関等との協働により、本市の障がい者施策を総合的に進めていく必要があります。

国における近年の社会動向や本市の現状を踏まえ、本計画では、「バリアフリー環境の整備と心のバリアフリーの普及啓発」、「感染症拡大や災害発生時なども見据えた孤独・孤立対策」、そして「持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現」の3点を、重要課題として意識して本計画を推進します。

重要課題 1 バリアフリー環境の整備と心のバリアフリーの普及啓発

2021年（令和3年）夏、札幌市においても一部の競技の開催会場として2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会が開催されました。同大会は共生社会の実現に向けて社会の在り方を大きく変える絶好の機会であり、この機を逃さぬよう、政府においては、共生社会の実現に向けた大きな二つの柱として、「心のバリアフリー」及び「ユニバーサルデザインのまちづくり」を「ユニバーサルデザイン2020 行動計画」（以下「行動計画」という。）として取りまとめ、行動計画の実行の加速化を図ってきました。

「心のバリアフリー」とは、様々な心身の特性や考え方を持つすべての人々が相互に理解を深めようとコミュニケーションをとり、支え合うこと（行動計画より）と定義されますが、比較的、新しい言葉であることから、その意味も含めて社会における浸透が進んでいるとは言えません。

札幌市では、2022年度（令和4年度）に新たにスタートした「第2次札幌市まちづくり戦略ビジョン」において、目指すべき都市像の実現に向けて、誰もが互いにその個性や能力を認め合い、多様性が強みとなる社会の実現【ユニバーサル（共生）】などを「まちづくりの重要概念」として定め、諸課題について、分野横断的に統合的な課題解決が図れるよう進めることとしています。

2020年東京オリンピック・パラリンピックを契機とした機運を一過性のものにすることなく、札幌市においても継続させていくことが重要であり、共生社会の実現に資する取組である「移動しやすい環境の整備」として、公共交通機関や多数の者が利用する建築物のバリアフリー化のほか、多くの市民が「心のバリアフリー」について理解できるような取組を進め、日常生活を始めとして様々な場面における障壁や困難を解消し、誰もが他者とつながり、交流できる環境を整えていく必要があります。



【ユニバーサルデザイン 2020 行動計画の概要】

1 基本的な考え方

- 障がいのある選手たちが圧倒的なパフォーマンスを見せる 2020 年東京パラリンピック競技大会は、共生社会の実現に向けて人々の心の在り方を変える絶好の機会である。
- 障がいは個人の心身機能の障がいと社会的障壁の相互作用によって創り出されているものであり、社会的障壁を取り除くのは社会の責務であるという「障がいの社会モデル」をすべての人が理解し、それを自らの意識に反映していくことが重要。
- この機を逃さず、国民全体を巻き込んだ「心のバリアフリー」の取組を展開するとともに、世界に誇れるユニバーサルデザインのまちづくりを実現すべく取り組む。
- 障がいのある人に関する施策の検討及び評価に当たっては、障がい当事者が委員等に参画し、障がいのある人の視点を施策に反映させることとする。

2 心のバリアフリーの推進のポイント

- 障がいのある人への社会的障壁を取り除くのは社会の責務であるという「障がいの社会モデル」を理解すること。
- 障がいのある人（及びその家族）への差別（不当な差別的取扱い及び合理的配慮の不提供）を行わないよう徹底すること。
- 自分とは異なる条件を持つ多様な他者とコミュニケーションを取る力を養い、すべての人が抱える困難や痛みを想像し共感する力を培うこと。

感染症拡大や災害発生時なども見据えた孤独・孤立対策

2020 年（令和 2 年）1 月以降の新型コロナウイルス感染症の感染拡大は国民生活に様々な影響を及ぼしており、地震・台風等の災害発生時も含め、特に障がいのある方など配慮を要する人々が大きな影響を受けています。

さらに、感染症拡大防止のため身体的距離の確保やマスク着用等の「新しい生活様式」の実践が求められる中、オンライン活用の拡大等がアクセシビリティ向上等に寄与する一方で、コミュニケーション方法の制約等が生じ情報取得等に困難を抱える障がいのある方もいます。

国においては、人口減少や少子高齢化といった社会環境の変化や地域社会における人と人とのつながりの希薄化、さらには新型コロナウイルス感染拡大の影響による地域の交流・見守りの場、相談支援を受ける機会の喪失等によって、孤独・孤立の問題が顕在化してきたことを踏まえ、2021年（令和3年）12月に「孤独・孤立対策の重点計画」を策定しました。

2023 年（令和 5 年）5 月には「孤独・孤立対策推進法」が成立し、孤独・孤立状態にある方への支援等に関する取組について、その基本理念、国等の責務、施策の基本となる事項等が定められ、札幌市においても、国が示す孤独・孤立対策の基本的考え方に基づき、感染症拡大や災害発生時なども見据えた取組を進めていく必要があります。

また、少子高齢化や核家族化の進展といった社会構造の変化により、「老々介護」や「ダブルケア」など、家族介護を取り巻く課題が多様化している中で、今後、家族介護者（ケアラー）にかかる負担は一層大きくなることが見込まれています。

北海道では、ケアラー支援に関する道民の理解を深め、介護に関する悩みや不安を抱える方を、それぞれの事情に合った支援につなぐことができるよう、「北海道ケアラー支援条例」を制定し、2022年（令和4年）4月に施行しました。この条例に基づき、2023年（令和5年）3月に策定された「北海道ケアラー支援推進計画」では、ケアラー支援に関する基本的な考え方や具体的な取組が示されるとともに、市町村においても、地域の実情に応じた相談支援体制を構築していくことが求められてい

札幌市においては、近年、ヤングケアラーが社会的課題となっていることを受け、2023 年（令和 5 年）1 月に「ヤングケアラー支援ガイドライン」を策定しました。ケアラーとその家族が置かれている状況は様々であり、家庭内の課題が複合化している場合もあります。支援にあたっては、家族全体が支援を必要としているとの理解のもとに、関係機関が連携して、事例ごとに各分野の支援策を組み合わせながら対応していくことが必要であることから、北海道の条例・計画に基づき相談支援体制の整備を進めるとともに、支援の在り方・姿勢も意識しつつ、子どもに関わる分野、障がい福祉・高齢福祉などケア対象者に関わる分野における分野横断的な連携体制を構





目の前に ヤングケアラーの 子ども達に 気が付いていますか？

参加無料
要予約

令和4年度 札幌市ヤングケアラー支援研修

ヤングケアラーに
気が付いたら

となにもしない声
かたいたいの声

サポートできることは何？

どう関わればいいのか？

ヤングケアラーと呼ばれる子どもは増加しています。そのように状況にある子どもも出始めたときと子どもによるサポートができるのか、私たちが目にすることがあるのかに不安に感じている方もいます。

参加対象

ヤングケアラー支援に関与する施設、団体、医療、教育等
の専門職職員や市民活動家の方

講師紹介

Mount Community 堀内 圭介 氏
 「札幌市の支援者として、札幌市を中心に、全国の支援者集まる支援者交流サロンを主催。札幌市支援センター、市民活動センター、社会福祉協議会、支庁連合会、保健・特別支援学級の教育コーディネーター職に在籍する支援者、札幌市支援センターに勤務し、療育、生活支援や発達障害児支援相談相談員、教育委員会や学校関係者などから構成。札幌市支援センターの活動に携わっている。」



オンライン
開催

基礎編研修

ヤングケアラー支援の基本的な知識や
札幌市の現状について学びます。

定 員

300名

開催日時

令和4年 1月31日(火)
14時30分～16時30分

参加方法

Zoomにて参加へ参加希望の方は事前にZoomの
IDとパスワードをメールにてお送りください。
※ 事前参加の方は参加できません。

講師陣

・講師陣はすべてがボランティアです。
・ボランティアとして参加したい方は、お気軽に
お問い合わせください。

会場編研修

ヤングケアラー支援がオンラインについて

120分程度

山縣 浩志 氏

ヤングケアラー世帯の支援について

140分程度

堀内 圭介 氏

ヤングケアラー交流サロンについて

120分程度

山縣 浩志 氏、森口 真貴 氏

策の上、ヤングケアラーの発見や支援に取り組むこととしています。

これらを踏まえ、「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」に関連した取組や障がいのある方が必要な情報に円滑にアクセスできるよう、障がいのある方に配慮したデジタル社会の実現に向けた取組、障がいのある方の家族などケアラー・ヤングケアラーの支援、災害対策基本法改正による個別避難計画の作成など本計画に掲げる多様な取組についても、非常時に障がいのある方が受ける影響やニーズの違いに留意しながら取組を進める必要があります。

北海道ケアラー支援推進計画

【北海道ケアラー支援推進計画の基本理念】

- 1 個人の尊重と孤立の防止
ケアラーが個人として尊重され、ケアに関する悩みや負担を一人で抱え込まず、安心して暮らすことができるよう施策を推進する。
- 2 年齢や環境に応じた適切な支援
ケアラーの年齢や立場、家庭環境などに応じた適切な支援が行われるよう施策を推進する。
- 3 相互連携による地域全体での支援
道や市町村、関係機関、支援団体、民間事業者、地域住民が相互に連携を図りながら、地域社会全体でケアラーを支えるよう施策を推進する。
- 4 ケアラーとその家族への一体的な支援
ケアを行うケアラー、ケアを必要とする家族の双方について、一体的に支援が行われるよう施策を推進する。
- 5 子どもらしい成長や学びへの影響に対する配慮
ヤングケアラーへの支援は、本人の意向を踏まえつつ、子どもの権利擁護と教育の機会確保の観点から適切に行われるよう施策を推進する。

【北海道ケアラー支援推進計画の基本的施策】

- 1 普及啓発の促進
- 2 早期発見及び相談の場の確保
- 3 ケアラーを支援するための地域づくり

孤独・孤立対策の重点計画（国）

【孤独・孤立対策の基本理念】

- 1 孤独・孤立双方への社会全体での対応
 - 孤独・孤立は、人生のあらゆる場面において誰にでも起こり得るもの。当事者の自助努力に委ねられるべき問題ではなく、社会全体で対応しなければならない。
 - 一般に、「孤独」は主観的概念であり、ひとりぼっちと感じる精神的状態を指す。他方、「孤立」は客観的概念であり、社会とのつながりや助けのない又は少ない状態を指す。
 - ・ 当事者や家族等の状況は多岐にわたり、孤独・孤立の感じ方・捉え方も人によって様々であることに留意しつつ、当事者や家族等が「望まない孤独」及び「孤立」を対象に取り組む。
- 2 当事者や家族等の立場に立った施策の推進
 - 孤独・孤立の問題は、人生のどの場面で発生したかや当事者の属性・生活環境等によって多様。また、当事者のニーズや生活の基盤をおく地域の実情等多様
 - その時々での当事者の目線や立場に立って、切れ目がなく息の長い、きめ細かな施策を推進する。加えて、当事者の家族等も含めて支援する観点からの施策を推進する。
- 3 人と人との「つながり」を実感できるための施策の推進
 - 当事者や家族等が相談できる誰かや信頼できる誰かと対等につながっているという形で人と人との「つながり」を実感できることが重要
 - 社会のあらゆる分野に孤独・孤立対策の視点を入れ、広く多様な主体が関わりながら、人と人との「つながり」をそれぞれの選択の下で緩やかに築けるような社会環境づくりを目指す。
 - 行政機関において、既存の取組も活かして、分野横断的な対応が可能となる孤独・孤立対策の推進体制を整備した上で、住民組織や NPO 等との連携・協働により、安定的・継続的に施策を展開する。

重要課題3 持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現

2015年（平成27年）9月、国連サミットにおいて全会一致で採択されたSDGsは、誰一人取り残さない持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現を目指す世界共通の目標であり、2030年（令和12年）を達成年限として、17のゴールと169のターゲットから構成されるものです。

「誰一人取り残さない」というSDGsの理念は、共生社会の実現に向け、札幌市が取り組む障がい者施策の推進と考えを一にするものであり、障がいのある方のみならず行政機関等・事業者といった様々な関係者が共生社会の実現という共通の目標の実現に向け、協力して取組を推進することが求められています。

国においては、「障害者文化芸術推進法」の施行による、文化芸術活動を通じた障がいのある方の個性と能力の発揮及び社会参加のほか、「読書バリアフリー法」の施行により、障がいの有無にかかわらず、全ての国民が等しく読書を通じて文字・活字文化を享受することができる社会の構築を進めています。

全ての国民が障がいの有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるとする「障害者基本法」の理念に則り、障がいのある方の権利擁護として、事業者に対して合理的配慮の提供を義務付けた改正「障害者差別解消法」の理解促進や障がいのある方への虐待防止の取組、障がいのある子どもの支援を進めるとともに、誰もが多様な選択肢を持ち得る社会を構築するため、障がいのある方の文化芸術活動促進や読書バリアフリーの推進に関する取組を進めることが必要です。

札幌市 発達障がい啓発イベント

カラフルブレイン

札幌2023

違いが社会を豊かにする。
共に成長する未来へ

日時
令和5年
10月24日(火)
11時～18時

場所
札幌駅前通地下広場
北大通交差点広場東

- 発達障がいのある方の作品紹介
- 発達障がい啓発パネル展
発達障がいの特性や必要な配慮についてわかりやすく紹介します。
- 情報コーナー
発達障がいに関する各種パンフレットを紹介します。

【お問合せ】札幌市保健福祉局保健福祉部 障がい福祉課
発達障がい担当係 ☎011-211-2936

札幌市発達障がい支援情報（札幌市ホームページ）
<https://www.city.sapporo.jp/shogai/fukushi/hattatu/hattatu.html>
札幌市における発達障がいの支援に関する施設や施設利用に関するパンフレット等を掲載しております。

主催 発達障がい理解促進委員会～カラフルブレイン札幌～
北海道発達障がい札幌分会（札幌ボラ協）、NPO法人発達障がい理解推進会、札幌の会グループ、広汎性発達障がいの青年を支援する会（アスペルガー運動あいらん）、札幌市発達障がい支援センターがある。札幌市障がい福祉課 【後援】札幌市教育委員会



障害者文化芸術推進法

【障害者文化芸術推進法の背景・目的と基本理念】

1 背景・目的

- 文化芸術は、これを創造・享受する者の障がいの有無にかかわらず、心の豊かさや相互理解をもたらす。
- 障がいのある方による文化芸術活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進
→障がいのある方の個性と能力の発揮及び社会参加を促進

2 基本理念

- 障がいの有無にかかわらず、文化芸術を鑑賞・参加・創造することができるよう、障がいのある方による文化芸術活動を幅広く促進
- 専門的な教育に基づかずに人々が本来有する創造性が発揮された作品が高い評価を受け、その中心が障がいのある方の作品であること等を踏まえ、障がいのある方による芸術上価値が高い作品等の創造への支援を強化
- 障がいのある方による文化芸術活動に係る地域での作品等の発表、交流等を促進し、心豊かで住みよい地域社会の実現に寄与
- 障がいのある方による文化芸術活動の推進に関する施策については、次のことが行われなければならない
 - ・ 障害者による文化芸術活動に特化した措置を実施
 - ・ 文化芸術の振興に関する一般的な措置の実施における特別の配慮

読書バリアフリー法

【読書バリアフリー法の背景・目的と基本理念】

1 背景・目的

- 視覚障がい者等（＝視覚障がい、発達障がい、肢体不自由等の障がいにより、書籍について、視覚による表現の認識が困難な者）の読書環境の整備を総合的かつ計画的に推進
→障がいの有無にかかわらず全ての国民が等しく読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現に寄与

2 基本理念

- アクセシブルな電子書籍等（デージー図書・音声読上げ対応の電子書籍・オーディオブック等）が視覚障がい者等の利便性の向上に著しく資することに鑑み、その普及が図られるとともに、視覚障がい者等の需要を踏まえ、引き続き、アクセシブルな書籍（点字図書・拡大図書等）が提供されること
- アクセシブルな書籍・電子書籍等の量的拡充・質の向上が図られること
- 視覚障がい者等の障害の種類・程度に応じた配慮がなされること



コラム③掲載予定

第4章 障がい者施策の推進（障がい者計画）

札幌市障がい者計画は、障害者基本法第11条第3項に基づく市町村障害者計画であり、札幌市における障がい者施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、基本施策に応じて、施策の柱ごとに重点取組を規定するものです。

※ 重点取組における区分の考え方は、以下のとおりとします。

継続	さっぽろ障がい者プラン 2018 から重点取組に指定されており、同様の事業内容で重点的に取り組むもの
拡充	さっぽろ障がい者プラン 2018 から重点取組に指定されており、事業内容を拡大・充実させて重点的に取り組むもの
新規	さっぽろ障がい者プラン 2018 では重点取組に指定されておらず、さっぽろ障がい者プラン 2024 において、初めて指定するもの（事業開始時期によりません）



基本施策 1

差別の解消・権利擁護の推進・虐待の防止

現状認識

社会のあらゆる場面における障がいを理由とする差別の解消を進めるため、様々な主体の取組との連携を図りつつ、「障害者差別解消法」の一層の浸透に向けた各種の広報・啓発活動を展開する必要があります。

2021年には「障害者差別解消法」が改正され、事業者による障がいのある方への合理的配慮の提供が法的義務化されました。行政機関等や事業者においては、事務・事業を行うに当たり、障がいのある方から何らかの配慮を求められた場合、過重な負担がない範囲で、社会的障壁を取り除くために必要かつ合理的な配慮を行うことが求められます。

合理的配慮の提供にあたっては、障がいのある方と事業者との間の「建設的対話」を通じて相互理解を深め、ともに対応案を検討していくことが重要です。

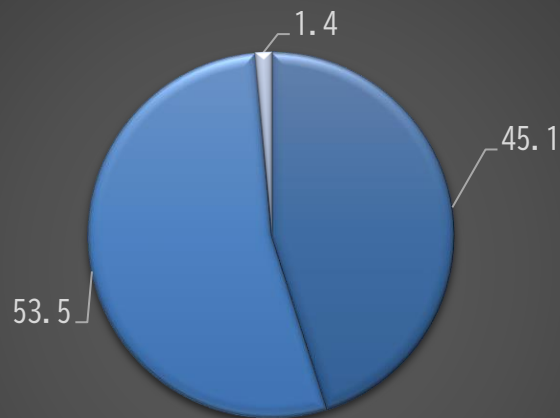
障がいのある方が地域で安心して生活を送ることができるよう、成年後見制度の利用支援や「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）」の適切な運用のほか、障がいのある方の権利侵害の防止に関する相談体制の充実等に取り組むことなど、障がいのある方の権利擁護のための取組を進めていくことが重要です。



※ グラフにおける「n」は、当該設問の回答者総数を示すものです。

およそ半数近い障がい児に差別経験がある

障がい児における差別経験の有無（％）

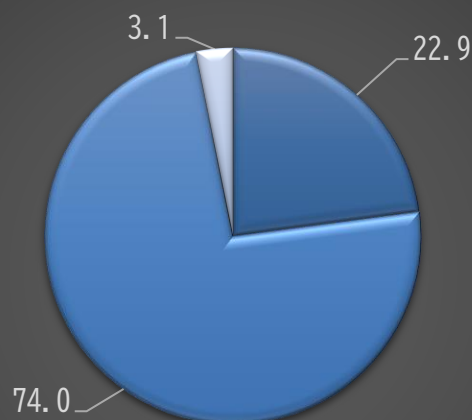


- 差別を受けるなどいやな思いをしたことがある
- 差別を受けるなどいやな思いをしたことがない
- 無回答

n = 359

企業における合理的配慮の法的義務化の認知は進んでいない

企業における改正障害者差別解消法の認知度（％）



- 改正障害者差別解消法の内容（合理的配慮の法的義務化）を知っている
- 改正障害者差別解消法の内容（合理的配慮の法的義務化）を知らない
- 無回答

n = 223

施策の柱

(1) 障がい理由とする差別の解消の推進

- 改正された「障害者差別解消法」の啓発・広報に努め、市民や事業者の理解を促進します。
- 「札幌市共生社会推進協議会」の開催を通じて、障がいがある方の日常生活を支える関係機関による自主的な差別の解消の取組を推進し、障がいのある方が地域で安心して生活する環境づくりを目指します。
- 様々な心身の特性や考え方を持つすべての人々が、相互に理解を深めようとコミュニケーションをとり、支え合うことを指す「心のバリアフリー」の普及啓発を図ります。

重点取組	取組概要	区分	担当部
市民向けフォーラムの実施	障害者差別解消法の周知にかかるフォーラムを実施し、広く市民に対して、障害者差別解消法の内容を周知するとともに、障がい等への理解促進を図ります。	継続	保健福祉局 障がい保健福祉部
札幌市共生社会推進協議会の開催	札幌市、国、北海道、医療、事業者、福祉関係者など、障がいがある方の日常生活を支える関係機関や障がい当事者（家族を含む。）によって、定期的に障害者差別解消法に係る相談事例や取組内容等について情報共有や協議を行うことで、それぞれの機関の自主的な取組を推進し、障がいがある方が地域で安心して生活できる環境づくりを行います。	継続	保健福祉局 障がい保健福祉部
ヘルプマークやヘルプカードの普及を通じた内部障がい等の理解促進	難病や内部障がいなど、外見上分かりづらい障がいのある方にヘルプマークをお持ちいただくことで、周囲の人たちが配慮しやすい環境づくりを推進していきます。また、災害時など、いざというときに必要な配慮事項を記載したヘルプカードとあわせて、広めていきます。	継続	保健福祉局 障がい保健福祉部
障害者週間記念事業の実施	障がい者福祉についての関心と理解を深めるとともに、障がい者の社会参加を一層促進するため、障害者週間（12月3～9日）の期間中、啓発事業等を行います。	継続	保健福祉局 障がい保健福祉部
障害者差別解消法を踏まえた札幌市の対応方針改訂版の周知啓発	改正障害者差別解消法により実施が求められている事項等について、札幌市の率先した取組を広く市民に周知することにより、札幌市民全体で障がい理由とする差別をなくすため「障害者差別解消法を踏まえた札幌市の対応方針改訂版」の周知啓発を図ります。	新規	保健福祉局 障がい保健福祉部
改正障害者差別解消法の周知啓発	改正障害者差別解消法の周知を目的としたポスター等を作成し、地下鉄駅や市有施設等に掲示して、市民や事業者等への理解を促します。	新規	保健福祉局 障がい保健福祉部

重点取組	取組概要	区分	担当部
心のバリアフリーの出前講座の実施	「心のバリアフリー」をテーマとして、障がいについて理解を深めることを目的に、障害者差別解消法にも触れつつ、障がいの特性や配慮の方法などについて説明する出前講座を実施します。	新規	保健福祉局 障がい保健福祉部
心のバリアフリーガイドの配布	障がいの特性や配慮の方法を細かく紹介したガイドブック「心のバリアフリーガイド」を作成・配布するほか、子ども向けのガイドブック「心のバリアフリーガイドわかりやすい版」を市内の小学校4年生全員へ、「心のバリアフリーガイド中学生用」を市内の中学校3年生全員へ配布します。	新規	保健福祉局 障がい保健福祉部
心のバリアフリー研修の実施	「心のバリアフリー」について学び、実践につなげることを目的として、市民、企業などを対象に「札幌市心のバリアフリー研修」を実施します。	新規	保健福祉局 障がい保健福祉部
多様な媒体を活用した心のバリアフリーの普及啓発	街頭ビジョンにおけるコマーシャル放映、地下鉄車内ステッカー掲出などにより、心のバリアフリーの普及啓発の促進を図ります。	新規	保健福祉局 障がい保健福祉部

令和5年度 札幌市 オンライン&対面開催（詳細は裏面をご覧ください） **参加料無料**

心のバリアフリー研修

5,000円～100円

“知らないでいること”が“バリア”になっている！

障がいについて知ろう！

受講であなたの意識が変わる！

心のバリアを外すには…

みんなで広めよう！

共生社会のために

どんな時どうする？

市民向け

オンライン

10月20日(金)
18:30～20:30
定員:90名

対面研修

10月12日(木)
13:30～15:30
10月22日(日)
13:30～15:30
会場:かでる2・7
定員:各回50名

！1回の受講でOK！
研修内容の良い日をお選び下さい。
※定員に達し満員の場合は、研修内容でもお申込み下さい。

企業向け

オンライン

10月13日(金)
18:30～20:30
10月19日(木)
14:00～16:00
10月25日(水)
14:00～16:00
定員:各回90名

対面研修

10月17日(火)
13:30～15:30
会場:かでる2・7
定員:50名

親子向け

対面研修

10月28日(土)
14:00～15:00
会場:市民交流プラザ
SCARTSスタジオ
定員:親子25組

心のバリアフリー研修とは
障がいのある方などに対する差別や偏見という「心のバリア（障壁）」を解消する「心のバリアフリー」について学び、行動をおこすための研修です。

受講者には、心のバリアフリー推進マーク入りのピンバッジを差し上げます。

●対面研修は障がい当事者とのトークセッションがあります。●オンラインは座席選擇の用意となります。

本事業は、札幌市から委託を受け、ユニバーサルデザイン有限会社 環工房が実施・運営します。

お問い合わせ先 ユニバーサルデザイン 有限会社 環工房
TEL / 070-1120-6544 (受付時間: 平日10:00～17:00)
FAX / 011-644-0334 事業案内動画はこちら ▶▶▶

お申し込み方法と内容詳細は裏面を御覧ください

(2) 行政サービス等における合理的配慮の提供及び合理的配慮を受けやすくする環境の整備

- 札幌市職員に対し、「共生社会の実現に向けた札幌市職員の接遇要領改訂版」に基づく職場研修を実施することで、法律の理解促進及び適切な対応能力の向上を図ります。
- 障がいのある方が円滑にその権利を行使できるよう、行政において必要な環境の整備やそれぞれの障がいの特性に応じた合理的な配慮の提供を行える環境の整備を図ります。

重点取組	取組概要	区分	担当部
職員研修の実施	職場研修等を通じ、札幌市職員に対して障害者差別解消法や、障がい者理解の促進を図ることで、各職場における障がいのある人への配慮を徹底していきます。また、市役所の内外を問わず、対応事例等を蓄積し、共有することで、市役所組織全体として、障がいのある方への対応力の向上を図ります。	継続	保健福祉局 障がい保健福祉部
共生社会の実現に向けた札幌市職員の接遇要領改訂版の理解促進	改正障害者差別解消法の対応の一環として、障がいのある方に対する接遇の姿勢など、札幌市職員が遵守すべき服務規律を定めた「共生社会の実現に向けた札幌市職員の接遇要領改訂版」の市役所内における理解促進を図ります。	新規	保健福祉局 障がい保健福祉部
会議等における配慮	障がいのある方が参加する会議等においては、障がい種別に応じた情報提供やコミュニケーションに配慮するよう努めます。	継続	保健福祉局 障がい保健福祉部
教職員向け研修	校長や教員が子どもの人権についてより一層理解することができるよう、新任管理職研修や初任段階における研修「1年次研修」などで子どもの権利に関する講義を行うとともに、学校生活に困りを感じている子どもの理解と支援や、ピア・サポートに関連した演習などを行います。	新規	教育委員会 学校教育部

障がい者差別解消法理解促進フォーラム in 札幌

ともに生きよう。ともにつくる。障がいのない世界。

入場無料
(どなたでも参加可能)
定員300名
後日、オンライン配信も予定しています。

2022年
12月16日(金)
18:00~20:00

【プログラム】
17:30 受付
18:00 開会、主催者挨拶
18:10 基調講演
19:00 トークライブ
20:00 閉会

【会場】
札幌市総合文化会館 小ホール
札幌市中央区南一条西5丁目1番1号
【主催】
北海道・札幌市

基調講演 『障害者差別解消法 ―当事者の視点から―』
北海道福祉人財育成協会 理事
札幌市障がい者の会 代表
光増 昌久 氏

トークライブ 『なんとかなるよ ―当事者の自己理解と周囲の理解―』
北海道障害者支援センター 代表
札幌市障がい者の会 代表
竹中 均 氏

特別出演
毎日おしゃべりしています。おしゃべり。NHK総合(ラジオ) 札幌放送局
沖田 幸 氏

【お申し込み・お問い合わせ】
北海道保健福祉部障がい者保健福祉課地域支援係 (担当: 岡本)
〒060-8608 札幌市中央区北5条西6丁目
TEL: 011-231-4311 (FAX: 011-232-4048) FAX: 011-232-4048
URL: <https://www.hiroshima.jp/shikajinweb/EntryForm142Nak>
※ 会場の配慮を必要とされる方は申込時にお申し出ください。

QRコード

重点取組	取組概要	区分	担当部
選挙における配慮	札幌市議会議員選挙では候補者等を紹介した点字版の選挙のお知らせを、札幌市長選挙では選挙公報全文を点訳した選挙のお知らせと音訳した音声版の選挙のお知らせを関係世帯に配布します。また、投票所における介添えや、点字の候補者名簿・点字器・老眼鏡・文鎮・コミュニケーションボード等の常備など、障がいのある方に配慮した投票環境を整備するとともに、選挙人が自らの意思に基づき投票できるよう、様々な配慮を行います。	継続	選挙管理委員会事務局

(3) 権利擁護等の推進

- 各種の相談窓口の紹介など権利擁護に係る啓発・広報に努めます。
- 障がいのある方本人に対する意思決定支援を踏まえた自己決定を尊重する観点から、意思決定支援ガイドラインの普及を図るとともに、成年後見制度の適切な利用の促進に向けた取組を進めます。
- 「障害者基本法」、「北海道障がい者及び障がい児の権利擁護並びに障がい者及び障がい児が暮らしやすい地域づくりの推進に関する条例（北海道障がい者条例）」などの制度の普及を図り、障がいのある方に対する権利擁護に係る啓発に努めます。
- 災害発生時や避難場所において、様々な障がい特性に応じた配慮や支援ができるよう、障がいのある方への権利擁護を図ります。

重点取組	取組概要	区分	担当部
障がい者あんしん相談運営事業	障がいのある方々の権利を守り、暮らしを応援するために、相談員が様々な相談に応じています。内容に応じて、弁護士による無料法律相談も行っています。	継続	保健福祉局 障がい保健福祉部
成年後見制度利用支援事業	判断能力が不十分となった知的障がい者及び精神障がい者が財産管理や身上監護における保護が必要となり、4親等内に成年後見制度の申立てをする親族がいない場合に、市長が家庭裁判所に対し成年後見開始の審判申立てを行います。また、経済的理由により成年後見制度の利用ができないことがないよう資産・収入等の要件に該当した方に対して、審判請求費用及び成年後見人等の報酬の助成を行います。	継続	保健福祉局 障がい保健福祉部
北海道障がい者条例の普及	北海道や関係機関と連携し、障がいのある方の権利の擁護と障がいのある方が暮らしやすい地域づくりの推進を図るために制定された「北海道障がい者条例」の普及に努め、地域における権利擁護を含めた相談体制の充実を図ります。	継続	保健福祉局 障がい保健福祉部

重点取組	取組概要	区分	担当部
福祉避難場所の運営体制強化	障がいのある方や高齢者など、一般の避難所での生活が困難な人たちのために、社会福祉施設等の福祉避難場所の拡充や人的体制の強化、制度周知などを行います。	継続	保健福祉局 障がい保健福祉部
個別避難計画の作成の推進	重度の障がいのある方など、災害時の避難に特に手助けが必要な方（避難行動要支援者）のうち、災害の危険度の高いところに住んでいるなど、災害が発生した時のリスクの高い方について、個別避難計画の作成を推進します。	新規	保健福祉局総務部

（４）障がい児・者虐待防止の推進

- 「障害者虐待防止法」に係る啓発・広報に努めるとともに、障がい児・者虐待に関する相談体制の充実及び関係機関との連携による適切な支援を進めます。

重点取組	取組概要	区分	担当部
障がい者虐待防止対策等の推進	障害者虐待防止法に基づき、障がい者虐待相談窓口において虐待通報・相談の受付を行うとともに、夜間・休日対応のための緊急窓口を設置することにより、24 時間 365 日の通報受付を行います。 また、通報受付後は、相談支援事業所をはじめとする関係機関との連携により、適切な支援を行うとともに、緊急一時保護が必要な事案については、市内の入所施設等との連携により、速やかな保護を行います。その他、セミナー等の開催、啓発リーフレットの配布等により、障がい者虐待防止に関する普及・啓発を行い、虐待予防や早期発見に努めます。	継続	保健福祉局 障がい保健福祉部
虐待防止ネットワーク会議の開催	札幌市、国、北海道、医療、警察、福祉などの関係機関や障がい当事者（家族を含む。）によって、定期的に、障がい児・者の虐待防止のための情報共有や連携強化を図ることで、虐待の防止や、虐待を受けた方への迅速かつ適切な支援を可能とする体制整備を行います。	継続	保健福祉局 障がい保健福祉部

基本施策2 バリアフリー環境の整備

現状認識

障がいのある方が地域で安全に安心して暮らしていくことができる生活環境の実現を図るため、障がい当事者等の意見を踏まえ、アクセシビリティに配慮した施設等の普及促進、障がいのある方が移動しやすい環境の整備、住環境の整備などユニバーサル施策について総合的に推進する必要があります。

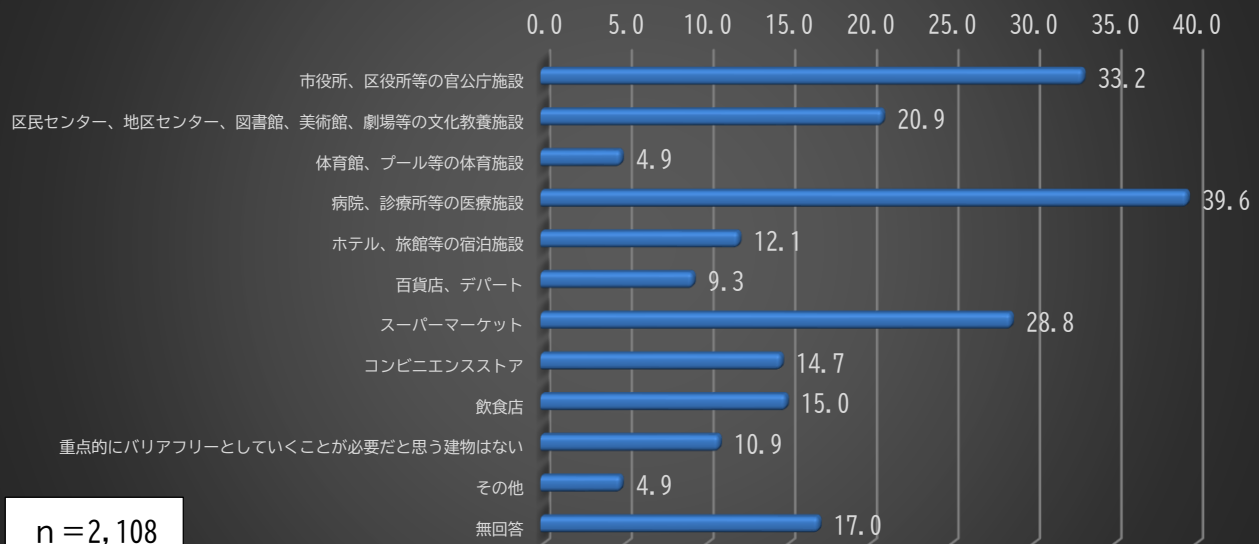
障がいのある方の生活環境の整備にあたっては、札幌市福祉のまちづくり条例により、行政が市民や事業者等とともに考えながら、障がいのある方を含むすべての市民が安心して、快適に暮らし、あらゆる社会活動に参加できる福祉のまちづくりを推進していくことが重要です。

2022年に策定した「札幌市バリアフリー基本構想 2022」に基づき、駅を中心とした地区や公共施設等が集まる55の重点整備地区を主として、札幌市全域のバリアフリー化を推進する必要があります。



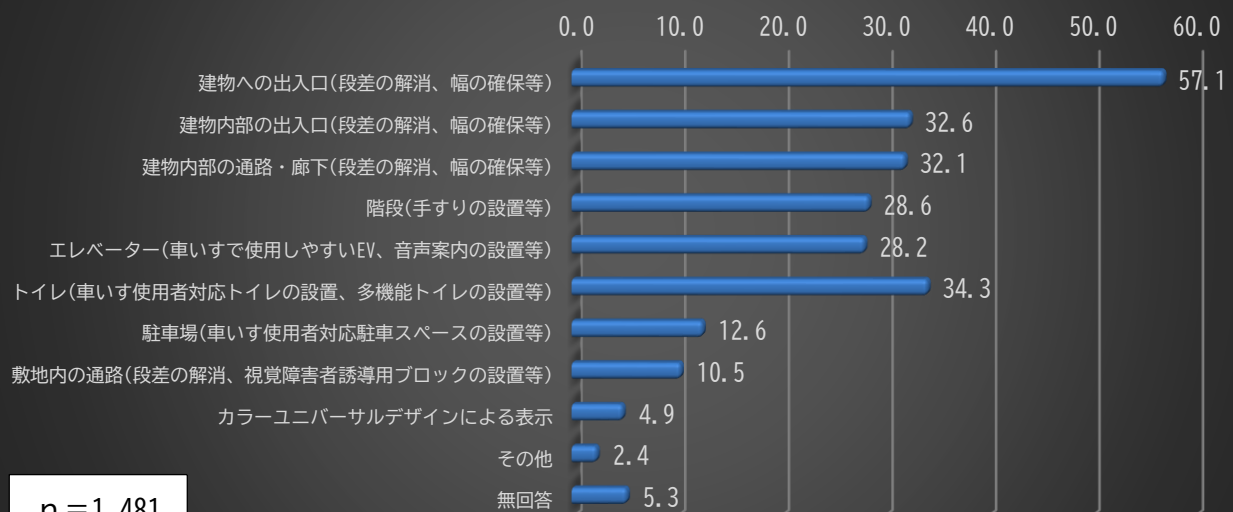
官公庁施設や医療施設、スーパーマーケットにおけるバリアフリー化のニーズが高い

バリアフリー化が必要な施設（％）



設備面では建物の出入口やトイレなどにおけるバリアフリー化が求められている

バリアフリー化が必要な設備（％）



施策の柱

(1) 建築物のバリアフリー

- すべての市民が年間を通じて安全に安心して暮らすことができるよう、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）」や札幌市福祉のまちづくり条例に基づき、建築物や公園等のバリアフリー化を進めます。

重点取組	取組概要	区分	担当部
福祉のまちづくり推進会議	すべての市民が安心して快適に暮らせるまちづくりを進めるため、市民や事業者等から幅広く意見を聞き、ともに考えながら、福祉のまちづくりを総合的に推進します。	継続	保健福祉局 障がい保健福祉部
優しさと思いやりのバリアフリーの推進	札幌市が新たに施設を整備する際に、障がいのある方や高齢の方の目や感覚で確認していく「公共施設のバリアフリーチェックシステム」と、多くの人が利用する建築物での事故を未然に防ぎ、障がいのある方や高齢の方にとって安全で使いやすい施設となるように、危険な施設を早期に発見するための「危険施設等通報システム」を実施します。	継続	保健福祉局 障がい保健福祉部
民間公共的施設バリアフリー補助事業	障がいのある方や高齢の方などが安全で快適に利用できるよう、2,000㎡未満の小規模店舗や医療施設等を営む事業者に対して、バリアフリー整備のための改修費用を一部補助します。	新規	保健福祉局 障がい保健福祉部
札幌市福祉のまちづくり条例施行規則改正を通じたバリアフリー化促進	国の考え方則った札幌市福祉のまちづくり条例施行規則の改正により、実態に即して500㎡未満の小規模建築物の整備基準の緩和を図ることで対象建築物のバリアフリー化を促進します。	新規	保健福祉局 障がい保健福祉部
札幌市福祉のまちづくり条例施設整備マニュアル改訂を通じたバリアフリー化促進	札幌市福祉のまちづくり条例の整備基準の考え方を解説した施設整備マニュアルについて、設計者にとってより分かりやすいものとなるよう具体的な数値やユニバーサルシートなどの望ましい整備を盛り込んだ改訂版の周知を通じ、障がいのある方などにとって使いやすい施設整備への理解を深めてもらうことでバリアフリー化を促進します。	新規	保健福祉局 障がい保健福祉部

重点取組	取組概要	区分	担当部
安全・安心な公園再整備事業	障がいのある方や高齢の方などが快適に公園を利用できるよう、出入口や園路における段差解消や手すりの設置、車いす利用者対応のトイレや駐車スペースの整備等によるバリアフリー化を進めます。	継続	建設局みどりの推進部
公園トイレユニバーサルデザイン化事業	高齢の方や車いす利用者、オストメイト及び乳幼児連れの利用等、多くの人の来園が見込まれる主要公園等のトイレについて、バリアフリー化に加えて、和式便所の洋式化や利便設備（乳幼児用設備・オストメイト用設備等）の整備を進めるとともに、誰にでも分かりやすいサインの設置等によるユニバーサルデザイン化を進めます。	新規	建設局みどりの推進部
学校施設バリアフリー化整備事業	すべての子どもが安心して学ぶことができる環境を整えるため、学校施設のバリアフリー化を推進し、段差解消やバリアフリースイールの整備、要配慮児童生徒等在籍校及び進学予定校へのエレベーターの整備を行います。	新規	教育委員会 生涯学習部

(2) 移動のバリアフリー

- より多くの人が安全・快適に移動できるユニバーサルデザインによるまちづくりを進めます。

重点取組	取組概要	区分	担当部
札幌市バリアフリー基本構想に基づく整備推進	札幌市バリアフリー基本構想に基づき、誰もが安全に安心して快適に移動できるまちづくりを目指し、重点的かつ一体的にバリアフリー化を推進します。	拡充	まちづくり政策局 総合交通計画部
交通バリアフリー推進事業	障がいのある方や高齢の方などが公共交通機関を利用して移動する際の利便性及び安全性の向上の促進を図るため、公共交通事業者が行うバリアフリー化整備について補助を行い、各施設管理者と連携しながら取組を進めます。	継続	まちづくり政策局 総合交通計画部
ユニバーサルデザインタクシー導入費補助事業	車椅子使用者に限らず、足腰の弱い高齢者、妊産婦、ベビーカーを使用している人等、誰もが利用しやすい構造のユニバーサルデザインタクシーの普及促進を図るため、タクシー事業者等の購入費用に対して、補助金を交付します。	継続	まちづくり政策局 総合交通計画部
安全な自転車利用環境の推進	歩道上における歩行者との交錯や迷惑駐輪による歩行環境の悪化などの課題を踏まえ、障がいのある方をはじめとする全ての市民が、安全・安心に通行できる自転車利用環境を実現するため、「自転車通行位置の明確化」、「総合的な駐輪対策の推進」、「ルール・マナーの効果的な周知と啓発」を図ります。	継続	市民文化局 地域振興部 建設局総務部

重点取組	取組概要	区分	担当部
歩道バリアフリー整備事業	誰もが安心して歩行できる歩道を提供するため、重点的に整備すべき地区の生活関連経路の歩道のバリアフリー化を推進します。	継続	建設局土木部
地下鉄・市電における安全対策等	地下鉄利用客に対する施設等の利用方法の周知や、マナー向上等と呼びかけるなど、障がいのある方や高齢の方などが安全で安心して地下鉄を利用できるよう取組を進めます。また、路面電車停留場のバリアフリー化や新型低床車両導入を進めるなど、全ての人にやさしい施設整備を行います。	継続	交通局 高速電車部
地下鉄駅旅客用トイレ改良事業	一定以上の広さのトイレ男女各1か所へのオストメイト設置（バリアフリートイレの機能分散）や、バリアフリートイレ内へのユニバーサルシート設置（スペースに応じて検討）等により、車椅子利用者や障がいをお持ちの方が安心して御利用いただけるための付加価値機能を付けた改修を行います。	新規	交通局 高速電車部
地下鉄車両とホームの段差隙間縮小に向けたホーム改良事業	地下鉄ホームと車両の段差及び隙間について、多くの車いす利用者等の円滑な移動を可能とすることを目的に、単独で列車を乗降しやすいプラットホームとするための段差・隙間を縮小するホーム改良工事を行う。	新規	交通局 高速電車部

（３）住まいのバリアフリー

- 障がいのある方が地域で安心して暮らすことができるよう、グループホームの整備等により住環境の充実を図るとともに、地域や住宅関係事業者等に対し、障がいのある方への理解を促進します。

重点取組	取組概要	区分	担当部
グループホームの整備推進	重度の障がいのある方を受け入れるグループホームの新築整備費の一部に補助を行うことにより整備を推進し、地域における居住の場の充実を目指します。	継続	保健福祉局 障がい保健福祉部
日常生活用具の給付	在宅の障がいのある方又は難病患者等を対象に、日常生活の利便を図るために移動用リフト、移動・移乗支援用具など日常生活用具の給付を行います。	新規	保健福祉局 障がい保健福祉部

重点取組	取組概要	区分	担当部
住宅確保要配慮者に対する居住の安定確保の取組	障がいのある方などに対し、市営住宅入居者募集の抽選時に優遇を行っています。また、民間住宅を含む住宅市場全体で住宅セーフティネット（安全網）を構築し、入居から退去までをサポートする相談体制の充実などにより、高齢の人や障がいのある人など、住宅確保要配慮者の居住の安定確保を目指します。	継続	都市局 市街地整備部
車椅子利用者向け市営住宅の整備	恒常的に車椅子を使用している障がいのある方のための住戸を、市営住宅の一部に整備します。	継続	都市局 市街地整備部

収入が減少し、もっと家賃が安いところに移りたい。

高齢のひとり暮らしで住み替えを検討中。

障がいがあって住まい探しに困っている。

市外に住む家族に札幌の施設や住宅を提案したい。

夫婦で入居できる高齢者施設を探したい。

保証人が見つからなくて契約を断られた。

このようなことでお困りの方をサポート！

札幌市居住支援協議会
みな住まいる札幌

札幌市居住支援協議会相談窓口
「みな住まいる札幌」のご案内

無料相談窓口「みな住まいる札幌」では、
住まいにお困りの方を様々な面でサポートいたします！

相談無料！

現状認識

札幌市では、障がいの特性に応じた手段により、情報の取得やコミュニケーションしやすい環境の整備に向けて、2017年に「札幌市障がい特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進に関する条例（障がい者コミュニケーション条例）」を施行しており、この条例に基づき、障がい特性に応じたコミュニケーション手段の利用を促進することで、情報アクセシビリティの向上を推進するとともに、意思疎通支援を充実していく必要があります。

さらに2018年には「札幌市手話言語条例」を施行しました。条例では、手話は音声言語とは異なる語彙や文法体系を有し、手や指、体の動き、表情などにより表現される言語であると定めており、こうした認識を普及していくことが重要です。

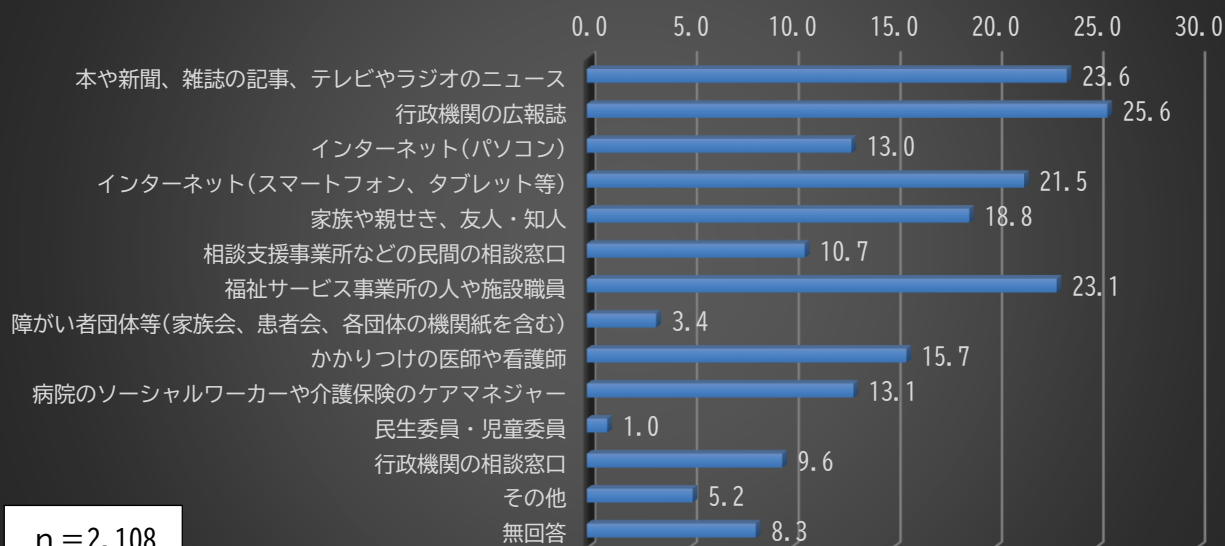
国では2022年、「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律（障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法）」が施行されました。この法律に基づき、障がいのある方が必要な情報に円滑にアクセスすることができるよう、様々な取組を通じて情報アクセシビリティの向上を、一層推進させていくことが重要です。

障がいのある方が円滑に意思表示やコミュニケーションを行うことができるよう、意思疎通支援を担う人材の育成・確保や支援機器の提供のほか、ヒアリングで寄せられた「障害福祉サービスについて、情報に辿り着くことが出来ないことがある。」といった意見に対応するため、IT機器の活用配慮した広報手段の拡充等の取組を通じて意思疎通支援の充実を図る必要があります。



スマートフォン・タブレット等による情報取得が伸びている

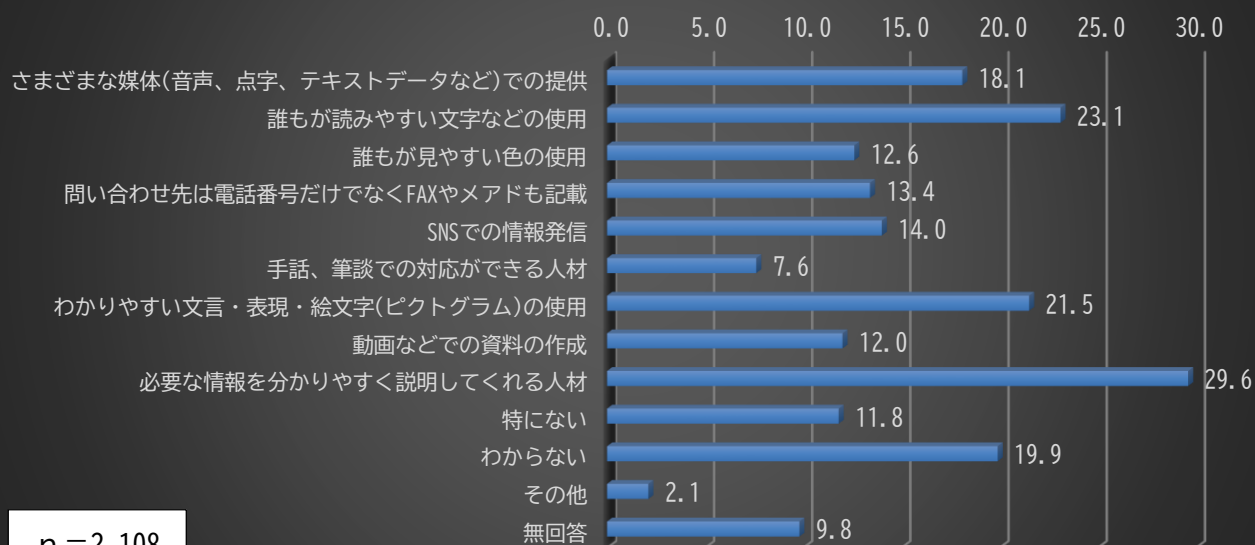
障害福祉サービス等に関する情報の入手先（％）



※ 2019 年度調査結果…インターネット（スマートフォン、タブレット等）17.0

障がいのある方における情報の取得を支援する人材の育成が必要

情報を入手する上で必要とする配慮（％）



施策の柱

(1) 障がい特性に応じたコミュニケーション手段の理解促進

- 手話や要約筆記、点字、平易な表現など、障がいの特性に応じた様々なコミュニケーション手段や心のバリアフリーについて、広く市民の理解を促進します。

重点取組	取組概要	区分	担当部
コミュニケーション手段に関する普及啓発	障がい特性に応じたコミュニケーション手段の内容や、それぞれの手段を必要とする方の障がいの特性、必要とする配慮などについて、ホームページやパンフレット、動画などにより分かりやすく周知していきます。	継続	保健福祉局 障がい保健福祉部
手話が言語であることについての普及啓発	手話が日本語などの音声言語とは異なる独自の言語であることについて、より多くの市民に理解が広がるよう、ホームページやパンフレット、動画など、様々な媒体を活用し、分かりやすい普及啓発を行います。	継続	保健福祉局 障がい保健福祉部
コミュニケーション手段を学ぶ機会の提供	より多くの市民に障がい特性に応じたコミュニケーション手段を学んでいただくため、講習会や出前講座などを開催します。	継続	保健福祉局 障がい保健福祉部
コミュニケーション手段を学ぶ取組への支援	市民が自主的に障がい特性に応じたコミュニケーション手段を学ぶ取組を支援するため、札幌市のホームページにおけるサークル活動の紹介等の取組を行います。	継続	保健福祉局 障がい保健福祉部
心のバリアフリーの出前講座の実施【再掲】	「心のバリアフリー」をテーマとして、障がいについて理解を深めることを目的に、障害者差別解消法にも触れつつ、障がいの特性や配慮の方法などについて説明する出前講座を実施します。	新規	保健福祉局 障がい保健福祉部
心のバリアフリーガイドの配布【再掲】	障がいの特性や配慮の方法を細かく紹介したガイドブック「心のバリアフリーガイド」を作成・配布するほか、子ども向けのガイドブック「心のバリアフリーガイドわかりやすい版」を市内の小学校4年生全員へ、「心のバリアフリーガイド中学生用」を市内の中学校3年生全員へ配布します。	新規	保健福祉局 障がい保健福祉部
心のバリアフリー研修の実施【再掲】	「心のバリアフリー」について学び、実践につなげることを目的として、市民、企業などを対象に「札幌市心のバリアフリー研修」を実施します。	新規	保健福祉局 障がい保健福祉部
多様な媒体を活用した心のバリアフリーの普及啓発【再掲】	街頭ビジョンにおけるコマーシャル放映、地下鉄車内ステッカー掲出などにより、心のバリアフリーの普及啓発の促進を図ります。	新規	保健福祉局 障がい保健福祉部

(2) 障がい特性に応じたコミュニケーション手段の利用促進

- 障がいのある方が、障がい特性に応じたコミュニケーション手段や用具を円滑に利用できるよう、取組を進めます。
- 障がいのある方に対して、必要なコミュニケーション支援が行えるよう、支援者の確保に努めます。

重点取組	取組概要	区分	担当部
意思疎通支援者の広域派遣	市民が札幌市外において手話通訳等の意思疎通を必要とする場合に、他自治体の協力を得て、現地の支援者を派遣する取組を実施します。	継続	保健福祉局 障がい保健福祉部
区役所等でのコミュニケーション支援機器の配置	区役所等に設置したタブレット端末を使用して、遠隔手話通訳や、音声認識アプリケーションによる音声情報の文字化を行います。 また、聴覚障がいがある方とのコミュニケーション促進のため、聴覚障がいのある方の聞き取りを補助するカウンタ型磁気誘導システムを導入していきます。	拡充	保健福祉局 障がい保健福祉部
合理的配慮に関する環境整備に対する支援	障がい特性に応じたコミュニケーション手段に関する合理的配慮を提供しやすい環境を整備するため、事業者を支援します。	継続	保健福祉局 障がい保健福祉部
コミュニケーション支援者の確保及び養成	手話通訳者や要約筆記者などの支援者を養成するための講座等を開催します。また、必要なコミュニケーション支援が行えるよう、支援者の確保に努めます。	継続	保健福祉局 障がい保健福祉部
子どもの補聴器購入費等助成事業の拡充	身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度難聴児の保護者に対し、補聴器購入等の費用を助成します。	新規	保健福祉局 障がい保健福祉部
視覚での認識が困難な方への支援	中央図書館と録音図書や点字図書を専門的に取り扱う視聴覚障がい者情報センターが情報を共有するなど、両施設が連携して視覚に障がいのある方への支援を行ってきました。今後も、目で文字を読むことが困難な方に対して、利用される方の障がいの状態に応じた適切なお案内が出来るよう、役立つ情報の発信など、更なる支援を行います。	新規	保健福祉局 障がい保健福祉部 教育委員会 中央図書館
読書活動の推進に取り組む人との連携	乳幼児から高齢者、障がいがある方など、誰もが本に親しめる環境を整備することを目的にボランティアと図書館、関連施設との連携を図っていきます。また、そのための講習会や研修会を開催し、ボランティアの資質向上や新たなボランティアの育成に努めます。	新規	保健福祉局 総務部 障がい保健福祉部

特別な支援を要する子どもの読書環境の充実	図書館利用に困難を伴う子どもたちについては、一人一人に応じた読書活動の支援が求められます。図書館では、個々のニーズに応じた効果的な支援を整備・充実させるため、視聴覚障がい者情報センターなどとの連携を更に推進するとともに、大活字本など様々な障がいに対応した本の収集に努めるなど、サービスの在り方について検討を進めます。	新規	保健福祉局 障がい保健福祉部 教育委員会 中央図書館
手話相談（コミュニケーション支援）を活用した消費生活相談	聴覚障がいのある方が消費生活相談に訪れた場合に、手話相談（コミュニケーション支援）を利用し手話通訳者を介して相談を行うことで、迅速な対応を図ります。	継続	市民文化局 市民生活部
新たな読書機会の創出	多様な事情により来館時間の確保が困難な方などへのサービスを充実させるため、電子図書館の利用促進に取り組みます。	新規	教育委員会 中央図書館
特別な支援を要する方へのサービスの充実	障がい等により一般的な図書の判読や図書施設の利用に困難を抱える方の読書環境を整備するための支援策等について検討を進め、サービスの充実を図ります。	新規	教育委員会 中央図書館
選挙における配慮 【再掲】	札幌市議会議員選挙では候補者等を紹介した点字版の選挙のお知らせを、札幌市長選挙では選挙公報全文を点訳した選挙のお知らせと音訳した音声版の選挙のお知らせを関係世帯に配布します。また、投票所における介添えや、点字の候補者名簿・点字器・老眼鏡・文鎮・コミュニケーションボード等の常備など、障がいのある方に配慮した投票環境を整備するとともに、選挙人が自らの意思に基づき投票できるよう、様々な配慮を行います。	継続	選挙管理委員会 事務局



(3) 障がい者に配慮した市政情報や行政サービスの提供

- 障がいのある方が市政に関する情報を取得、利用しやすいよう、障がい者に配慮した市政情報の提供や利用を進めます。

重点取組	取組概要	区分	担当部
情報保障に関するハンドブックの作成・活用	情報取得やコミュニケーションに関する障がいのある方が参加する会議等における配慮などをまとめたハンドブックを作成し、活用します。	継続	保健福祉局 障がい保健福祉部
職員研修の実施 【再掲】	職場研修等を通じ、札幌市職員に対して障害者差別解消法や、障がい者理解の促進を図ることで、各職場における障がいのある方への配慮を徹底していきます。また、市役所の内外を問わず、対応事例等を蓄積し、共有することで、市役所組織全体として、障がいのある方への対応力の向上を図ります。	継続	保健福祉局 障がい保健福祉部
福祉ガイド等の作成・配布、各種相談窓口の紹介	福祉ガイド等を作成・配布し、障がいのある方が利用できる各種サービス等について広く周知を図ります。	継続	保健福祉局 障がい保健福祉部
点字・音声による情報提供	視覚に障がいのある方のために、広報さっぽろの点字版「点字さっぽろ」、録音版「声のさっぽろ」を発行するなど、市政情報の点字・音声による情報提供の充実に努めます。	継続	保健福祉局 障がい保健福祉部
様々な障がい者に配慮した情報提供	特に、障がい福祉に関するパンフレットやガイドブックなどは、知的障がいのある方などにも分かりやすい表現に心がけ、漢字へのルビ、専門用語等への注釈、二次元コードを付けるなど、読みやすくする工夫に努めます。	継続	保健福祉局 障がい保健福祉部
カラーユニバーサルデザインの推進	人によって色の感じ方が異なることに配慮し、情報を正しく伝えるための指針として「広報に関する色のガイドライン」を作成し、カラーユニバーサルデザインへの配慮に努めます。また、職員等を対象にカラーユニバーサルデザインを学べる研修を開催するなど、色弱者にも分かりやすい情報提供を促します。	新規	総務局広報部
障がい者に配慮した SNS による市政情報の発信	市政情報や行政サービスについて、スマートフォンやパソコンで通話やメッセージのやりとりができるアプリ「LINE」や「X」などの SNS による広報媒体を活用するなど、障がい者に配慮した情報発信を行います。	新規	保健福祉局 障がい保健福祉部
札幌市公式ホームページの管理運営	障がいのある方がホームページから情報を得やすいよう、アクセシビリティ（使いやすさ）の更なる向上を図るなど、ホームページ全体の使い勝手の向上に努めます。	継続	総務局広報部

重点取組	取組概要	区分	担当部
住民票のオンライン申請（請求）	札幌市の住民票を、ご自宅にしながら 24 時間 365 日（※メンテナンス時を除く。）オンラインで申請（請求）し、郵送で受け取ることができます。	新規	札幌市デジタル戦略推進局スマートシティ推進部

（４）情報通信技術による情報アクセシビリティの向上

- 障がいのある方が情報通信技術（インターネットなど）を利用することにより、支障なく情報伝達や情報取得ができるよう、支援を行います。

重点取組	取組概要	区分	担当部
障がいのある方の情報通信に関する支援（障がい者 ICT サポートセンター）	障がいのある方の情報通信技術の利用機会や活用能力の格差是正を図るための総合的なサービス提供拠点として、「障がい者 ICT サポートセンター」を設置し、自立と社会参加を促進することを目的に、ICT に関する利用相談や情報提供、パソコン講習の開催、パソコンボランティアの養成及び派遣を行います。	継続	保健福祉局 障がい保健福祉部



基本施策4

障がい等の理解促進

現状認識

誰もが互いにその個性や能力を認め合い、多様性が強みとなる社会の実現という理念にのっとり、全ての市民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合えるよう、障がいのある方に対する理解を一層深めていく必要があります。

障がいのある方が日常生活又は社会生活において受ける制限は、心身の機能の障がいのみに起因するものではなく、社会における様々な障壁と相對することによって生ずるものとする、いわゆる「社会モデル」の考え方にに基づき、障がいに対する理解を一層推進するとともに、特に学童期から、障がいに対する理解が深まるような取組を進めることが重要です。

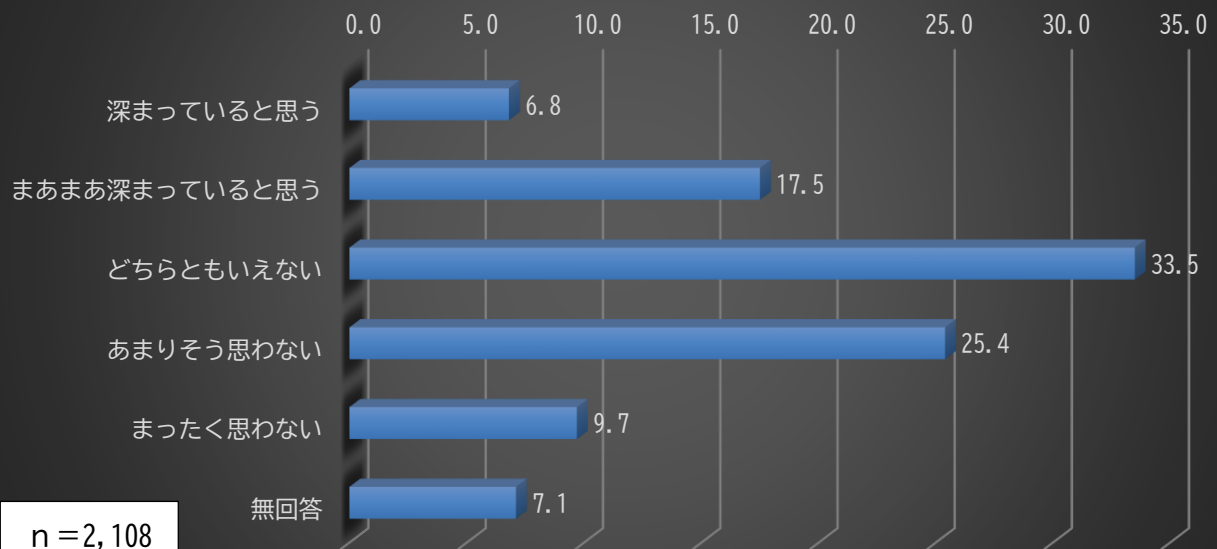
ヒアリングにおいて「内部障がいなど外見からは分かりにくい障がいについて、外出先や就労場所等で理解を得られないケースがある。」との障がい当事者の御意見がありました。障がい特性や必要な配慮等に関する理解の促進を図るとともに、「心のバリアフリー」への理解を深めるための取組を継続して進めていく必要があります。

地域住民等のボランティア活動に対する理解を深め、その活動を支援するよう努めるとともに、市民団体等の社会貢献活動に対する理解と協力を促進することが重要です。



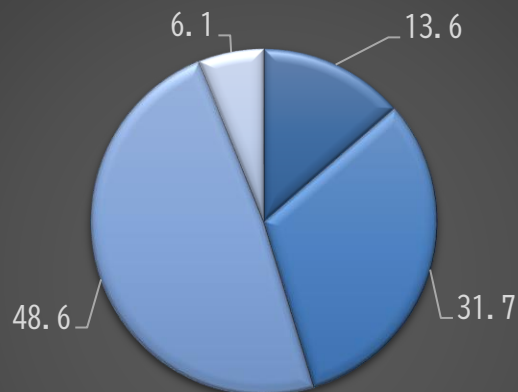
障がいのある方に対する市民の理解度は深まっているとは言えない

障がいのある方に対する市民の理解度（％）



市民の心のバリアフリーの認知度は進んでいない

市民の心のバリアフリーの認知度（％）



- 意味も含めて知っている
- 詳しい意味は知らなかったが名前は聞いたことがあった
- 知らなかった
- 無回答

n = 925

施策の柱

(1) 普及啓発活動・福祉教育などの推進

- 市民が地域と関わりを持ち、障がいのある方を地域全体で支えていくという意識が高まるよう、様々な手法を用いて、広く地域社会に対して障がい福祉に関する理解促進を図ります。
- 子どもの時から、障がいのある方に対する理解が深まるよう、福祉教育の充実を図ります。
- 障害者週間記念事業や文化・芸術イベント、その他様々な行事等を通じ、障がいのある方とない方の交流を促進します。

重点取組	取組概要	区分	担当部
ヘルプマークやヘルプカードの普及を通じた内部障がい等の理解促進【再掲】	難病や内部障がいなど、外見上分かりづらい障がいのある方にヘルプマークをお持ちいただくことで、周囲の人たちが配慮しやすい環境づくりを推進していきます。また、災害時など、いざというときに必要な配慮事項を記載したヘルプカードとあわせて、広めていきます。	継続	保健福祉局 障がい保健福祉部
手話が言語であることについての普及啓発【再掲】	手話が日本語などの音声言語とは異なる独自の言語であることについて、より多くの市民に理解が広がるよう、ホームページやパンフレット、動画など、様々な媒体を活用し、分かりやすい普及啓発を行います。	継続	保健福祉局 障がい保健福祉部
心のバリアフリー研修の実施【再掲】	「心のバリアフリー」について学び、実践につなげることを目的として、市民、企業などを対象に「札幌市心のバリアフリー研修」を実施します。	新規	保健福祉局 障がい保健福祉部
「人間尊重の教育」推進事業	札幌市学校教育の重点の『基盤』に位置付けている「人間尊重の教育」について、生命の尊重、人格の形成、基本的人権、人間愛などの根底を貫く国境や文化なども超えた普遍的な精神を基に、子ども一人一人が「自分が大切にされている」と実感できる学校づくりの推進を図ります。	新規	教育委員会 学校教育部



重点取組	取組概要	区分	担当部
心のバリアフリーの出前講座の実施【再掲】	「心のバリアフリー」をテーマとして、障がいについて理解を深めることを目的に、障害者差別解消法にも触れつつ、障がいの特性や配慮の方法などについて説明する出前講座を実施します。	新規	保健福祉局 障がい保健福祉部
心のバリアフリーガイドの配布【再掲】	障がいの特性や配慮の方法を細かく紹介したガイドブック「心のバリアフリーガイド」を作成・配布するほか、子ども向けのガイドブック「心のバリアフリーガイドわかりやすい版」を市内の小学校4年生全員へ、「心のバリアフリーガイド中学生用」を市内の中学校3年生全員へ配布します。	新規	保健福祉局 障がい保健福祉部
多様な媒体を活用した心のバリアフリーの普及啓発【再掲】	街頭ビジョンにおけるコマーシャル放映、地下鉄車内ステッカー掲出などにより、心のバリアフリーの普及啓発の促進を図ります。	新規	保健福祉局 障がい保健福祉部
障害者週間記念事業の実施【再掲】	障がい者福祉についての関心と理解を深めるとともに、障がい者の社会参加を一層促進するため、障害者週間（12月3～9日）の期間中、啓発事業等を行います。	継続	保健福祉局 障がい保健福祉部

(2) 公共サービス従事者・企業・学校などに対する理解促進

- 公共サービス事業者等に対して、障がい福祉に関心と理解を深めてもらうため、各種研修の実施などの取組を進めます。

重点取組	取組概要	区分	担当部
障がい当事者の講師派遣	障がい当事者を講師として養成・登録し、その方を学校、企業等に派遣して、講義やディスカッション等を行う機会を拡充することで、障がいのある方に対する理解促進を図ります。	継続	保健福祉局 障がい保健福祉部
職員研修の実施【再掲】	職場研修等を通じ、札幌市職員に対して障害者差別解消法や、障がい者理解の促進を図ることで、各職場における障がいのある方への配慮を徹底していきます。また、市役所の内外を問わず、対応事例等を蓄積し、共有することで、市役所組織全体として、障がいのある方への対応力の向上を図ります。	継続	保健福祉局 障がい保健福祉部
障害者差別解消法を踏まえた札幌市の対応方針改訂版の周知啓発【再掲】	改正障害者差別解消法により実施が求められている事項等について、札幌市の率先した取組を広く市民に周知することにより、札幌市民全体で障がいを理由とする差別をなくすため「障害者差別解消法を踏まえた札幌市の対応方針改訂版」の周知啓発を図ります。	新規	保健福祉局 障がい保健福祉部
共生社会の実現に向けた札幌市職員の接遇要領改訂版の理解促進【再掲】	改正障害者差別解消法の対応の一環として、障がいのある方に対する接遇の姿勢など、札幌市職員が遵守すべき服務規律を定めた「共生社会の実現に向けた札幌市職員の接遇要領改訂版」の市役所内における理解促進を図ります。	新規	保健福祉局 障がい保健福祉部
心のバリアフリー研修の実施【再掲】	「心のバリアフリー」について学び、実践につなげることを目的として、市民、企業などを対象に「札幌市心のバリアフリー研修」を実施します。	新規	保健福祉局 障がい保健福祉部
心のバリアフリーの出前講座の実施【再掲】	「心のバリアフリー」をテーマとして、障がいについて理解を深めることを目的に、障害者差別解消法にも触れつつ、障がいの特性や配慮の方法などについて説明する出前講座を実施します。	新規	保健福祉局 障がい保健福祉部

(3) ボランティア活動・社会貢献活動への支援

- 各種研修、様々なボランティア活動や社会貢献活動への参加を通じて、障がい等への理解を促進します。

重点取組	取組概要	区分	担当部
地域ぬくもりサポート事業	日々の生活の中で支援を必要としている障がいのある方（利用者）と、お手伝いをすることができる地域の方々（地域サポーター）をつなぎます。	継続	保健福祉局 障がい保健福祉部
ボランティア活動への支援	ボランティア活動の相談・登録・需給調整のほか、ボランティア活動機材の貸出し、人材養成のための研修等を行います。	継続	保健福祉局総務部
まちづくり活動への支援（市民活動サポートセンターの運営・さぽーとほっと基金）	障がいのある方などを対象に保健・医療・福祉分野の活動などを行う市民活動団体に対して、支援を実施します。	継続	市民文化局 市民自治推進室



現状認識

障がいのある方が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活や社会生活を営むことができるよう、障害福祉サービスの質の向上や経済的支援等に取り組むことが重要です。

障がいのある方が孤独・孤立に至らないよう、自らの決定に基づき、身近な地域で相談支援を受けることができる体制を構築するため、様々な障がい種別、年齢、性別、状態等に対応し、総合的な相談支援を提供する体制を構築することが求められています。

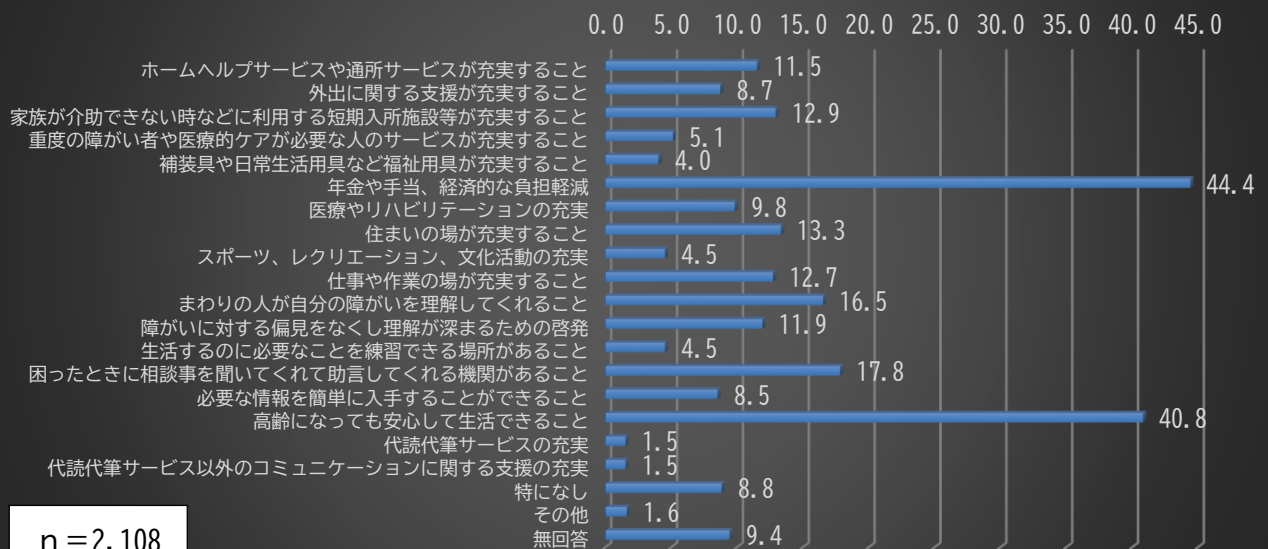
ヒアリングでは「障がい当事者本人だけではなく、家族全体を支援する体制の拡充が求められる。」といった御意見が寄せられました。ケアラー・ヤングケアラーなど障がいのある方の家族等支援について、相談や障害福祉サービス等に関する情報提供を実施して必要な支援につなぐとともに、その負担軽減を図る観点も含め、障がいのある方の家事援助、短期入所等の必要なサービスの提供体制の確保に取り組む必要があります。

障害福祉サービスの質の向上の観点では、ヒアリングにおける「安心して支援を受けられる環境が整いにくくなっていると感じる。」といった御意見にあるように、専門的な技術や知識を有する人材確保と人材育成が求められています。障害福祉サービスに対する魅力発信のほか、福祉分野で働く市職員の育成、障害福祉サービスを提供する事業者等に対する研修を行っていく必要があります。また、これらに加えて、地域のニーズを踏まえた質の高い障害福祉サービスを提供できるよう、新たな事業所指定の仕組みの導入を進める必要もあります。



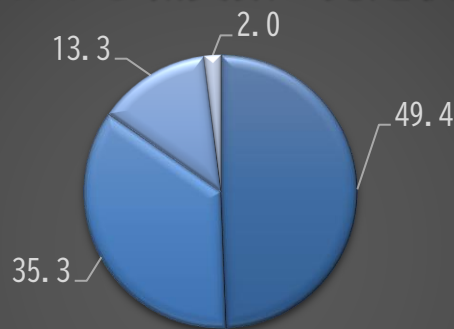
経済的な負担軽減のほか高齢になっても安心して生活できる環境が求められている

希望する生活をするために必要な事項（％）



およそ半数の事業所が目標とする職員数を充足できていない

事業所における職員数の充足状況（％）



- 目標とする職員数を充足できている
- 目標とする職員数は充足できていないが、業務をこなせる程度の人数は確保できている
- 職員数が不足し、業務に支障が出ている
- 職員数が大きく不足し、業務の継続が困難になってきている

n = 354

施策の柱

(1) 個々のニーズに対応した支援体制・サービス提供基盤の整備

- 「障害者総合支援法」及び「児童福祉法」に基づく障害福祉サービス等を提供するほか、個々のニーズに対応し、ライフステージに応じた切れ目のない支援ができるよう、相談支援体制や関係機関との連携の充実を図るとともに、ボランティア等の地域資源を活用するなど、支援体制の充実に努めます。
- 障がいのある方だけではなくその家族などに対しても、関係者との連携を図りながら、支援の充実に努め、障がいのある方が孤独や孤立に至ることなく高齢になっても地域で安心して生活できるよう、地域生活支援拠点等の整備など必要な支援体制の充実を図ります。

重点取組	取組概要	区分	担当部
相談支援事業の充実	札幌市では各区に「札幌市障がい者相談支援事業所」を設置し、専門研修を修了した相談員が、障がいのある方やその家族、関係機関等からの相談に応じます。 また、地域支援員を配置して、区役所をはじめとする地域の関係機関や福祉関係者との連携を図るほか、地域で生活する障がいのある方をピア・サポーターとして配置し、当事者主体による活動を支援しています。 さらに「基幹相談支援センター」を設置し、市内の「札幌市障がい者相談支援事業所」の機関支援を行うほか、計画相談支援や地域移行・地域定着支援の推進を行っています。 引き続き、行政・関係機関等の様々な分野との協力、役割分担について検討しながら、障がいのある方が地域で安心して生活することができるよう、相談支援事業の充実を図ります。	継続	保健福祉局 障がい保健福祉部

重点取組	取組概要	区分	担当部
自立支援協議会の運営 及び実効性のある取組 の強化	各部会（地域部会、専門部会）を中心に、障がいのある方の個別のニーズから地域課題を抽出し、解決を図ることを目的として、情報の共有、研修の開催等を通じて、関係機関相互の連携体制の強化を図るとともに、地域の支援体制の整備について協議を行います。 また、地域課題の解決に向けた各プロジェクトチームや各部会などの組織体制により、施策への意見反映を行うなど、実行性のある取組を進めていきます。	継続	保健福祉局 障がい保健福祉部
障害福祉サービスをはじめとした各種サービスの円滑な提供	障害福祉サービスをはじめ、障害児通所支援、障がいのある方に対する交通費助成、特別障害者手当等の支給など、円滑なサービス提供に努めます。	継続	保健福祉局 障がい保健福祉部
障害福祉サービス等に係る集団指導	札幌市が実施する障害福祉サービス等事業所に対する集団指導において、よくある指摘事項、虐待に関する事例、事業所の創意工夫による優良な事例を、障害者総合支援法・児童福祉法の解釈・趣旨に沿って説明・共有することで、障害福祉サービス等の質の向上を図ります。	新規	保健福祉局 障がい保健福祉部
事業所の質の向上	地域のニーズを踏まえた障害福祉サービス指定の仕組みについて、法改正の内容を踏まえて、導入を進めます。	新規	保健福祉局 障がい保健福祉部
重度の障がいのある方に対する地域生活支援の充実	重度の障がいのある方が安心して日中活動等に参加しながら、充実した地域生活を送ることができるよう、重度の障がい児者を受け入れる生活介護事業所・児童通所事業所の新築整備費の一部に補助を行うほか、支援を担う人材の育成を行うなど、サービス提供基盤を整備します。	継続	保健福祉局 障がい保健福祉部
パーソナルアシスタンス事業	在宅で生活する重度の障がいのある方が地域住民等から介助を受けた場合に必要となる費用を支給するパーソナルアシスタンス事業の実施により、重度の障がいのある方が地域で安心して暮らしていくことができるよう支援の提供に努めます。	継続	保健福祉局 障がい保健福祉部
重度障がい者等就労支援事業	重度障がい等がある方に対して、通勤時や職場等においても、重度訪問介護、同行援護、行動援護の障害福祉サービスと同等のサービスを提供できるよう、国の雇用施策と連携して実施します。	新規	保健福祉局 障がい保健福祉部

重点取組	取組概要	区分	担当部
重症心身障がい児者等 受入促進事業	障害福祉サービス事業所に対し、看護職員配置に係る人件費、医療機器等の購入費及び設備改修費を補助することにより、事業所における重症心身障がい児者・医療的ケアを要する障がい児者の受入者数増加を図ります。	新規	保健福祉局 障がい保健福祉部
障がいのある方の高齢化に対する支援の検討	高齢化により心身の機能が低下した人が地域で安心して生活できるよう、地域生活支援拠点等を充実するとともに、障害者総合支援法や介護保険法のサービスを中心に支援体制の在り方について引き続き検討し支援の充実を図ります。また、新たに設けられた共生型サービスの導入をはじめ、高齢の障がいのある方の介護保険サービスの円滑な利用について検討します。	継続	保健福祉局 障がい保健福祉部
発達障害者支援体制 整備事業	個別支援ファイル「サポートファイルさっぽろ」の活用促進、支援者の人材育成、ペアレントメンター等の活用による家族支援、普及啓発冊子の作成・配布などの取組により、発達障がいのある方が社会で十分活躍できるよう、支援体制を整備します。 また、発達障害者地域支援マネージャーを配置し、個々の発達障がいのある方の特性に応じた支援が適切に行われるよう、福祉サービス事業所等に対し、二次障がい、行動障がいがあるケースなど支援が困難な事例への専門的な助言、関係機関の連携調整などの支援を行います。	継続	保健福祉局 障がい保健福祉部
地域生活支援拠点の 充実	相談、緊急時の受け入れ・対応、体験の機会・場、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくりを5つを柱とする、障がいのある方の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えた居住支援のための機能をもつ「地域生活支援拠点」の運用をもって障がいのある方の生活を地域全体で支えるサービス提供体制の充実を目指します。	新規	保健福祉局 障がい保健福祉部
複合的な課題を抱えた 市民に対する支援体制 の構築	複合的な福祉課題を抱えた世帯や、福祉制度のはざま・隙間にあり、これまでの体制では十分な支援が行えなかった世帯に対する、組織横断的な支援を目的として、区保健福祉部に支援調整課を設置し、関係課係が参加する複合支援推進会議（支援調整会議・総合会議）の運用を通して、支援方針の検討及び他係や関係機関との調整、役割分担等を決定します。	新規	保健福祉局 総務部

重点取組	取組概要	区分	担当部
ヤングケアラー支援の推進	ヤングケアラー支援の在り方や連携スキームを示した「ヤングケアラー支援ガイドライン」に基づき、ヤングケアラー支援を円滑に進めます。また、ヤングケアラー当事者同士の交流の場を開設し、情報交換や交流を行うほか、専門の相談窓口を設置し、ヤングケアラーやその家族、支援者等からの相談に幅広く応じます。このほか、ヤングケアラーやその家族等と関わることが多い支援者を対象として、ヤングケアラーへの理解を深め、支援に関する知識・技術を習得することを目的とした研修を実施します。さらに、ヤングケアラーが自分の時間を持ち、遊びや勉強など年齢相応の生活を送ることができるよう、家事・ケアの負担を軽減するための訪問支援事業を実施します。	新規	子ども未来局 子ども育成部

(2) 施設入所者・精神科病院入院患者の地域生活への移行推進

- 障がいのある方が地域で安心して暮らすことができるよう、相談支援体制をはじめ、障害福祉サービス等の提供基盤の充実を図ります。
- 地域移行・地域定着に向けた支援体制の充実を図るほか、地域における住まいの場の充実を図ります。
- 精神障がいのある方が、地域の一員として自分らしい暮らしをすることができるよう、医療、福祉、介護、地域の助け合いなどが包括的に確保された、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を目指します。

重点取組	取組概要	区分	担当部
地域移行支援・地域定着支援	入所施設や精神科病院への訪問による相談、障害福祉サービス事業所等への同行支援、住居を確保するための入居支援、連絡体制や緊急対応など、地域移行・地域定着に向けた取組を推進します。	継続	保健福祉局 障がい保健福祉部
グループホームの整備推進【再掲】	重度の障がいのある方を受け入れるグループホームの新築整備費の一部に補助を行うことにより整備を推進し、地域における居住の場の充実を目指します。	継続	保健福祉局 障がい保健福祉部

重点取組	取組概要	区分	担当部
精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム構築のための関係機関による協議の場の設置	精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を目指し、自立支援協議会精神障がい者地域移行推進プロジェクトチームにおける議論経過も踏まえ、医療、福祉、介護等関係者による協議の場を設置し、検討を進めます。	継続	保健福祉局 障がい保健福祉部
地域生活支援拠点の充実【再掲】	相談、緊急時の受け入れ・対応、体験の機会・場、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくりを5つを柱とする、障がいのある方の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えた居住支援のための機能をもつ「地域生活支援拠点」の運用をもって障がいのある方の生活を地域全体で支えるサービス提供体制の充実を目指します。	新規	保健福祉局 障がい保健福祉部
住宅確保要配慮者に対する居住の安定確保の取組【再掲】	市営住宅抽選時の優遇などにより、民間住宅を含む住宅市場全体で住宅セーフティネット（安全策）を構築するとともに、入居から退去までをサポートする相談体制の充実させ、高齢者、障がいのある方など住宅確保要配慮者の居住の場の安定確保を目指します。	継続	都市局 市街地整備部

（３）福祉用具などの普及促進・利用支援

- 補装具・日常生活用具などの福祉用具の普及と、適切な支給に努めます。

重点取組	取組概要	区分	担当部
補装具費の支給、日常生活用具の給付	障害者総合支援法に基づき、身体に障がいのある方の身体機能を補完または代替し、職業その他日常生活の能率向上を図るため、補装具・日常生活用具を適切に支給します。	継続	保健福祉局 障がい保健福祉部
福祉用具の普及	身体に障がいのある方が用いる補装具、日常生活用具、福祉用具に関する各種相談に応じ、普及に努めます。	継続	保健福祉局 障がい保健福祉部

(4) 福祉を担う人材確保・人材育成

- 事業者等に対する研修の実施や障害福祉サービスの魅力発信、市役所内業務の業務効率化のほか、ボランティア活動に対する支援などを通じて福祉を担う人材の確保・育成に努めます。

重点取組	取組概要	区分	担当部
福祉サービス提供事業者等に対する研修の実施	福祉サービス提供事業者等を対象に、サービス提供に係る技術的な支援や質の向上を図ることを目的とした研修を実施します。	継続	保健福祉局 障がい保健福祉部
障がい福祉人材確保・定着サポート事業の実施	福祉・介護サービスの分野が人手不足にある状況を考慮し、事業所の安定的運営を確保するため、新任者や施設管理者等への研修を実施するほか、従業員の職場定着や処遇改善を図るためのキャリアパス制度の導入・改善等の支援する取組や障害福祉サービス事業所の新規就職者を増加させることを目的に、新卒者等に対して障がい福祉の仕事の魅力を発信する取組を実施します。	新規	保健福祉局 障がい保健福祉部
福祉分野を支える職員の人材育成の強化	令和5年3月に策定した「子ども虐待防止に関する職務に従事する職員の人材育成ビジョン」、「札幌市一般事務（福祉コース）育成方針」に基づき、協働による支援を実践できるよう、キャリアラダー（※）の活用や、ジョブローテーションの実施、各種研修等の充実により、組織的・計画的に、福祉職場を支えることのできる職員の人材育成を図ります。（※ 職務内容や必要なスキルを明確にし、下位職から上位職へはしごを昇るように移行できるキャリア向上の道筋）	新規	総務局職員部 保健福祉局総務部 子ども未来局 子ども育成部 児童相談所ほか
知的障がいのある方を対象とした介護職員初任者養成講座	特別支援学校の生徒等（知的障がいのある方）が、介護をするために必要な技術や知識を身につけ、地域の福祉への貢献や福祉関係への就労の可能性を広げることを目的に介護職員初任者養成講座を実施します。	新規	保健福祉局 障がい保健福祉部
地域ぬくもりサポート事業【再掲】	日々の生活の中で支援を必要としている障がいのある方（利用者）と、お手伝いをする事ができる地域の方々（地域サポーター）をつなぎます。	継続	保健福祉局 障がい保健福祉部

重点取組	取組概要	区分	担当部
ボランティア活動への支援【再掲】	ボランティア活動の相談・登録・需給調整のほか、ボランティア活動機材の貸出し、人材養成のための研修等を行います。	継続	保健福祉局総務部
まちづくり活動への支援（市民活動サポートセンターの運営・さぽーとほっと基金）【再掲】	障がいのある方などを対象に保健・医療・福祉分野の活動などを行う市民活動団体に対して、支援を実施します。	継続	市民文化局 市民自治推進室
未来へつなぐ笑顔のまちづくり活動推進事業	区や地域の特性を活かした元気で魅力あふれる地域づくりの推進を目的として、区の創意工夫や裁量によって、障がいのある人をはじめ市民が主体的に行う地域課題解決に向けた取組に対する支援を行います。	継続	市民文化局 市民自治推進室



コラム④掲載予定

基本施策 6 保健・医療の推進

現状認識

障がいのある方が必要な保健・医療サービスや医学的リハビリテーション等を、いつでも安心して受けることができるよう、地域における保健・医療提供体制の充実を図るとともに、障がいの重度化・重複化の予防やその対応に留意することが重要です。

子どもが健やかに育つよう、障がいの原因となる疾病や障がいの早期発見が図られる体制、きめ細かな相談を受けられる体制の整備が必要です。

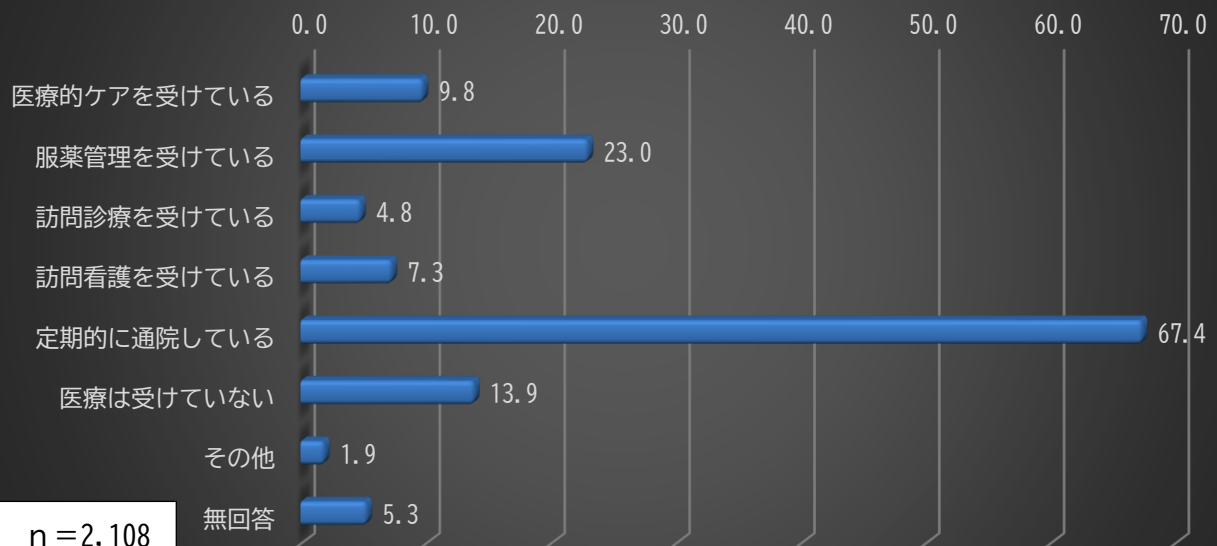
精神障がいのある方が地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、精神科医療における救急医療体制の整備を図る必要があります。

2015年に施行された「難病の患者に対する医療等に関する法律（難病法）」に基づき、難病患者が地域で安心して療養しながら暮らし続けることができるよう、様々な支援ニーズを踏まえ、医療との連携を基本とした、それぞれの特性に応じたきめ細やかな対応など福祉サービスの充実を図っていく必要があります。



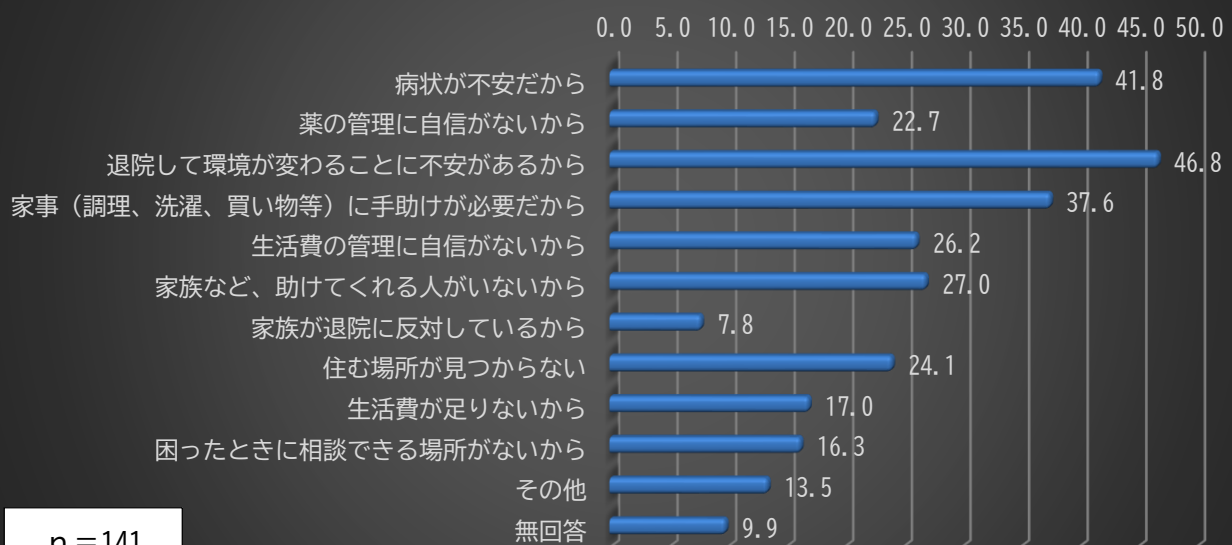
障がいのある方の多くは定期的に通院している

現在受けている医療の状況（％）



精神科病院入院患者は退院後の環境の変化や病状に不安を感じている

精神科病院入院患者が退院したくない理由（％）



施策の柱

(1) 障がいの原因となる疾病の予防や障がいの早期発見

- 保健・医療・福祉の連携により、障がいの原因となる疾病の予防や、障がいの早期発見による適切な支援を提供します。

重点取組	取組概要	区分	担当部
妊婦支援相談事業	妊娠届出書を提出した全妊婦を対象として、障がいの原因となる疾病の予防及び出産後の児童虐待予防のために、母子健康手帳交付時に妊婦と面接し、リスクアセスメント（危機評価）を実施することでハイリスク妊婦を早期に把握し、安全・安心な妊娠、出産のための継続的な支援を行います。	継続	保健福祉局 保健所
乳幼児健康診査	4か月児、10か月児（再来）、1歳6か月児、3歳児、5歳児の子どもに対して健康診査を実施することにより、運動機能、視聴覚等の障がい、精神発達の遅滞等を早期に発見し、早期治療・早期療育に結び付け、心身障がいの進行を未然に防止するとともに育児に関する指導を行い、乳幼児の健康の保持及び増進を図ります。	継続	保健福祉局 保健所
赤ちゃんの耳のきこえ支援事業	先天性難聴の早期発見のため、出産医療機関における新生児聴覚検査を一部公費負担することにより経済的負担の軽減を図るとともに、医療機関等とのネットワークを構築し、適切な療育に繋がる体制（環境）を整えます。	新規	保健福祉局 保健所
子どもの成育段階で起こる障がい発生の予防のための新生児マススクリーニング事業	新生児を対象にした、障がいの原因となる疾病を早期に発見し発症を未然に防止するためのマススクリーニング検査（集団検査）を行い、早期治療に結びつけます。 また、医療機関、関連大学医学部、保健所・保健センター及び衛生研究所において、母子保健情報を共有した上で、緊密な連携を図り、衛生研究所において診断補助のための検査を実施するなど迅速かつ適切な患者の診断・治療に結びつけていきます。	継続	保健福祉局 衛生研究所

(2) 障がいに対する適切な保健・医療サービスの充実

- 心身の障がいの軽減を図る医療や、医療費負担の軽減を目的とする各種給付事業を引き続き行い、障がいのある方に対する医療の充実を図ります。
- 2,000㎡未満の小規模の診療所や歯科などの医療施設におけるバリアフリーを進め、物理的障壁（バリア）の解消を図ります。
- 感染症発生時に必要な医療を提供できる体制を整えるため、医療機関における設備整備や感染流行期の診療計画の策定等を行うことで、行政・医療・福祉の連携体制の充実を図ります。
- 関係する医療関係の個別計画の取組を進め、障がいのある方にとっても健康で安心して暮らせる社会を目指します。

重点取組	取組概要	区分	担当部
民間公共施設 バリアフリー補助事業 【再掲】	障がいのある方や高齢の方などが安全で快適に利用できるよう、2,000㎡未満の小規模店舗や医療施設等を営む事業者に対して、バリアフリー整備のための改修費用を一部補助します。	新規	保健福祉局 障がい保健福祉部
自立支援医療費の支給 (育成医療・更生医療・精神通院医療)	障がいのある方に対し、その心身の障がいの軽減を図り、自立した日常生活を営むために必要な医療について、自立支援医療費の支給を行います。また、自立支援医療に係る適正な費用負担の在り方について、障がいのある方の医療費の負担軽減が図られるよう、国に対する働きかけを行います。	継続	保健福祉局 障がい保健福祉部 保健所
さっぽろ医療計画 2024 の推進	市民が生涯を通して健康で安心して暮らせる社会の実現に向けた医療・保健システムの確立を基本理念とする「さっぽろ医療計画 2024」に基づき、在宅医療体制の強化や医療に関する適切な情報提供を行うなど、基本理念の実現に向けた施策の推進に取り組みます。	継続	保健福祉局 保健所
第2次札幌市生涯歯科 口腔保健推進計画の推進	「札幌市健康づくり基本計画」における「歯・口腔の健康」の取組に加え、保健・医療・福祉などの関係機関や地域の関係機関との連携により、乳幼児から高齢者まで、生涯にわたる歯科口腔保健対策を総合的かつ計画的に推進します。	新規	保健福祉局 保健所
感染症に強いまちづくり 推進事業	感染症発生時に必要な医療を提供できる体制を整えるため、医療機関等における平時からの備えを充実し、行政・医療機関・高齢者施設等との連携を推進します。	新規	保健福祉局 保健所
今後の感染症危機に備 えた体制整備推進事業	「感染症予防計画」の実効性を確保するため、必要な物品の備蓄、協定を締結する医療機関等や関係部局とが連携した合同訓練等、平時における備えを行い、健康危機管理体制の強化を図ります。	新規	保健福祉局 保健所

重点取組	取組概要	区分	担当部
重度心身障がい者医療費助成	重度心身障がいのある方に対して医療費の一部を助成します。	拡充	保健福祉局 保険医療部

(3) 精神保健・医療の充実

- 通院による精神科医療に係る自立支援医療費の支給を行い、精神に障がいのある方に対する医療の安定的提供に努めます。
- 精神科医療における救急医療体制の充実を図ります。
- 精神に障がいのある方やその家族に対する相談支援体制の充実を図ります。
- 児童精神科医療を中心とした関係機関のネットワークを構築・運用し、心の悩みを抱える子どもや発達障がいのある子どもの支援体制の充実を図ります。
- 障がいのある方が地域で安心して暮らすことができるよう、地域移行・地域定着に向けた支援体制の充実を図ります。

重点取組	取組概要	区分	担当部
精神科救急情報センタ一運営	平日夜間、土曜、日曜及び祝日に、精神障がいのある方やその家族等（警察、消防などの行政機関、医療機関等を含む）から、電話により精神科受診に係る緊急相談を受け、精神科当番病院の受診調整などを行います。	継続	保健福祉局 障がい保健福祉部
自殺総合対策推進事業	市民一人一人が互いに支え合い、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現のため、ゲートキーパーの養成や自殺に関する適切な知識の啓発等の自殺対策を総合的かつ継続的に実施します。	拡充	保健福祉局 障がい保健福祉部
精神科救急医療体制の安定的提供	緊急的に精神科医療を必要とする市民が、迅速かつ適切な医療を受けることができるよう、夜間や休日における1日あたりの当番病院の空床数を確保するなど、精神科救急医療体制の安定的な維持と提供に努めます。	継続	保健福祉局 障がい保健福祉部
さっぽろ子どもの心の診療ネットワーク事業の推進	学校、一般の小児科などの関係機関や市民からの依頼を受け、より適切な医療機関等を案内（コンシェルジュ）します（さっぽろ子どものこころのコンシェルジュ事業）。 また、北海道大学と共同で、関係機関の連携体制について全体管理を行うとともに、研修会を実施するなど、子どもの心の診療にかかる医学的支援・人材育成を行います（さっぽろ子どものこころの連携チーム事業）。	継続	保健福祉局 障がい保健福祉部

重点取組	取組概要	区分	担当部
児童精神科医療体制の拡充	児童が安心して入院できる環境を整備するため、札幌市内の医療機関に児童精神科専用病床を設置します。	新規	保健福祉局 障がい保健福祉部
地域移行支援・地域定着支援【再掲】	入所施設や精神科病院への訪問による相談、障害福祉サービス事業所等への同行支援、住居を確保するための入居支援、連絡体制や緊急対応など、地域移行・地域定着に向けた取組を推進します。	継続	保健福祉局 障がい保健福祉部
地域生活支援拠点の充実【再掲】	相談、緊急時の受け入れ・対応、体験の機会・場、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくりを5つを柱とする、障がいのある方の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えた居住支援のための機能をもつ「地域生活支援拠点」の運用をもって障がいのある方の生活を地域全体で支えるサービス提供体制の充実を目指します。	新規	保健福祉局 障がい保健福祉部

(4) 難病に関する施策の推進

- 難病患者が、医療サービスを受けながら、地域で安心して生活をしていけるよう、医療費負担の軽減等を図るとともに、家族も含めた相談支援体制の充実を図ります。
- 難病の患者等の孤立感、喪失感等の軽減のために、難病の患者や家族等を対象にピア・サポーターを養成し、ピア・サポート活動を支援します。
- 難病に係る知識等について、患者本人や家族だけでなく、広く市民へ周知を図ります。
- 難病患者が、必要な障害福祉サービス等を利用できるよう、関係機関と連携しながら、制度周知を図ります。

重点取組	取組概要	区分	担当部
特定医療費（指定難病）医療費助成	難病患者に対する良質かつ適切な医療の確保や療養生活の質の維持向上を図るため、指定難病に関する医療費の一部を助成します。	継続	保健福祉局 保健所
難病相談支援センター事業	難病相談支援センターを通して、難病患者やその家族等からの相談に応じ、必要な情報の提供や助言を行うなどして地域交流活動の推進や当事者主体の活動の支援等を行います。 なお、難病の患者等の孤立感、喪失感等の軽減のために、当事者同士の支え合い（ピア・サポート）が有効であることから、難病の患者や家族等を対象にピア・サポーターを養成し、ピア・サポート活動を支援します。	継続	保健福祉局 保健所

重点取組	取組概要	区分	担当部
在宅人工呼吸器使用 患者支援事業	在宅で人工呼吸器を使用している難病患者が必要とする看護について、診療報酬で定められた回数とは別に訪問看護を実施することにより、在宅療養を支援するとともに、適切な医療の確保を図ります。	継続	保健福祉局 保健所
札幌市難病患者等地域 支援対策推進事業	難病患者やその家族等の療養上の不安解消を図り、適切な在宅療養支援を行えるよう、保健センター職員による面接・訪問相談や、難病に関する専門の医師、理学療法士等による医療相談事業を実施します。 また、難病患者の支援体制の整備等について、関係機関による協議を行うため、難病対策地域協議会を開催します。	継続	保健福祉局 保健所
難病患者等地域啓発 事業	研修会の開催や普及啓発等を行うことにより、難病患者やその家族等の難病に関する知識や技術の習得を支援し、地域における難病患者の療養生活環境を整備します。	継続	保健福祉局 保健所



基本施策7 安全・安心の実現

現状認識

障がいのある方が地域において、安全に安心して暮らすことができるよう、地域の団体、事業者、行政等の連携の下、様々な防災対策を講じて、災害等に強い地域づくりを推進していくことが重要です。

「災害対策基本法」の改正（2021年）により、避難行動要支援者名簿の掲載者について、個別避難計画の作成が市町村の努力義務となりました。災害発生時における障がい特性に配慮した適切な情報保障や福祉避難スペースを含む避難所や要配慮者二次避難所（福祉避難所）の確保に向けた取組を推進するとともに、避難行動要支援者名簿等を活用した障がいのある方に対する避難支援体制を整備していくことが求められています。また、避難所において障がいのある方が障がい特性に応じた支援と合理的配慮を得ることができるようにすることが必要です。

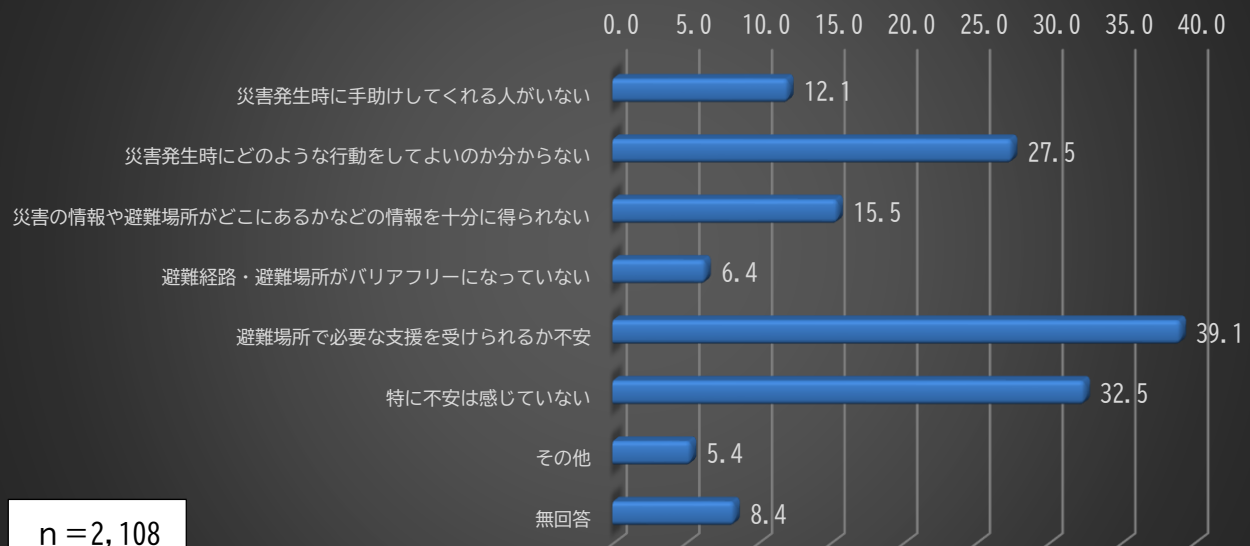
障がいのある方が冬期間も安心して生活できるよう、除排雪などの取組を推進することが求められています。

地域の見守りや支え合いなどを通じて、障がいのある方を犯罪被害や消費者被害から守り、防犯対策や消費者トラブルの防止に向けた取組を推進するとともに、障がいのある方の孤独・孤立を防ぐ取組が求められています。



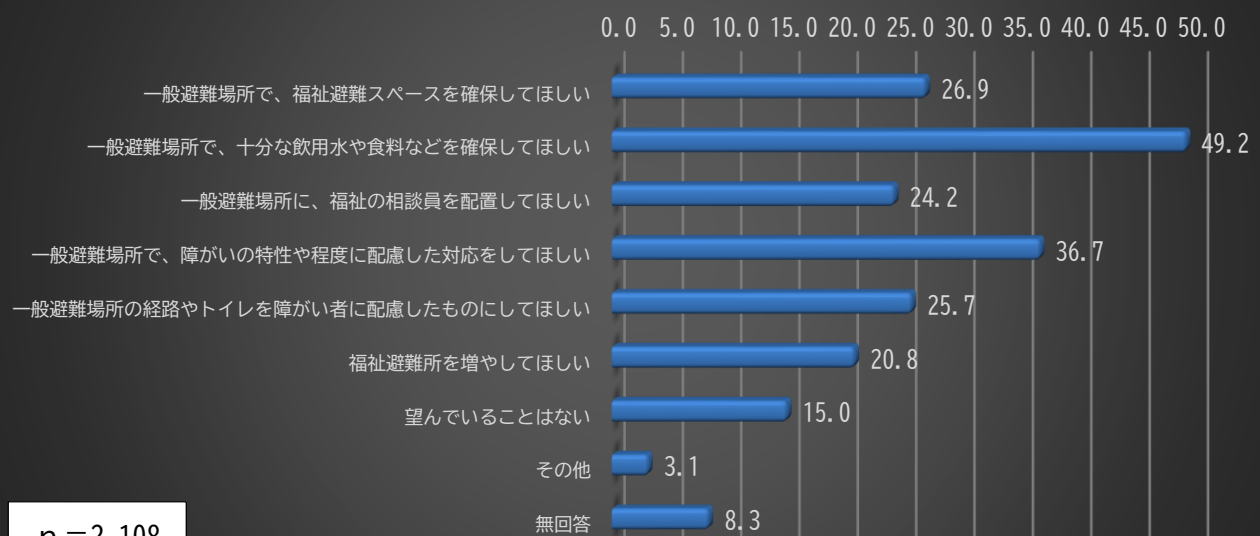
避難場所に必要な支援を受けられるか不安に感じている方が最も多い

防災における不安（％）



避難場所では障がいの特性や程度に配慮した対応が求められている

避難場所への要望（％）



施策の柱

(1) 災害や雪に強いまちづくりの推進

- 障がいのある方を含め、市民の生命や財産を守り、災害に強いまちづくりを進め、大災害にも対応する防災体制の確立を目指します。
- 冬季間も安心して生活を送れるよう、除排雪や福祉除雪など、雪対策の取組を促進します。

重点取組	取組概要	区分	担当部
障がい者冬期移動技術革新推進事業【再掲】	障がいにより車椅子等を利用している方の冬期移動の円滑化のため、冬用部品の購入費を助成します。また毎年度、事業者にプロポーザルを実施し要件を満たす部品を新たに補助対象に加えることで技術革新を推進します。	新規	保健福祉局 障がい保健福祉部
福祉除雪の実施	自力で除雪が困難な一戸建て住宅の障がいのある方や高齢の方の世帯を対象に、地域の協力を得ながら間口部分等の除雪を支援します。	継続	保健福祉局総務部
官民連携によるシームレスで快適な移動サービスの提供に向けての検討【再掲】	官民連携により、車いす等で移動できるバリアフリー経路の情報発信を促進するとともに、介助手配等の情報を異なる交通機関の間で共有できる仕組みを構築するなどにより、四季を通じて円滑に移動することができるサービスの実現を目指します。	新規	まちづくり政策局 ユニバーサル推進室
社会福祉施設等の安全対策の推進	社会福祉施設における安全・安心を確保するため、消防局・保健福祉局・都市局の関係部局の連携のために策定した「社会福祉施設の情報連絡及び情報提供に係る連携要領」に基づき、施設情報の連絡や情報共有をすることで、社会福祉施設に対する安全対策の徹底を図ります。	継続	消防局予防部
住宅防火対策の推進	地域住民による火災訓練や、福祉事業者等の自衛消防訓練の機会に、住宅からの出火防止対策や、火災警報器の設置、維持管理等について情報提供するほか、地域の火災特性を踏まえた広報を実施するなど、市民や関連事業者等と情報共有を図ります。	継続	消防局予防部
冬のみちづくりプラン2018の推進	効果的な除排雪の推進、市民・企業等との協働の推進と多様なソフト施策の導入を基本方針として、障がいのある人も安全に安心して冬を過ごせるよう、雪対策を推進します。身近な取組の一例としては、凍結防止剤等の散布、砂箱の設置、砂入りペットボトルの作成・配置などを行います。	継続	建設局雪対策室

(2) 災害時における要配慮者への対応

- 災害時における、障がいのある方などへの避難支援に関する仕組みづくりを促進します。
- 重度の障がいのある方など、災害時の避難に特に手助けが必要な方のうち、災害が発生した時のリスクの高い方について、個別避難計画の作成を進めます。
- 避難場所のバリアフリー化や、静かに過ごすことのできる空間の確保など、障がいのある方に配慮した環境の整備を進めます。
- 災害発生時や避難場所において、様々な障がい特性に応じた配慮や支援ができるよう、障がいのある方への理解促進を図ります。

重点取組	取組概要	区分	担当部
災害対策用品購入費助成事業	在宅で人工呼吸器や酸素濃縮器などを使用する在宅の障がいのある方等が、災害時にも日常生活を継続する上で必要となる非常用電源装置等を購入する費用を助成します。	新規	保健福祉局 障がい保健福祉部
福祉避難場所の運営体制強化【再掲】	障がいのある方や高齢者など、一般の避難所での生活が困難な人たちのために、社会福祉施設等の福祉避難場所の拡充や人的体制の強化、制度周知などを行います。	継続	保健福祉局 障がい保健福祉部
誰もが住みやすいあんしんのまちコーディネート事業	災害時に障がいのある方たちの避難支援を行う町内会、自治会、地区社会福祉協議会（福祉のまち推進センター）等に対して、コーディネーターを派遣することで、実際に支援をする際の留意点や、避難行動要支援者とのマッチング、各避難行動要支援者の個別避難計画の作成等への助言等を行います。	継続	保健福祉局 障がい保健福祉部
災害時における避難支援の仕組みづくり	「札幌市要配慮者避難支援ガイドライン」及び「災害時支えあいハンドブック」に基づき、災害時に自力では避難できない障がいのある方や高齢者たちの手助けを地域が主体となって実施する仕組みづくりを推進します。	継続	保健福祉局総務部
避難行動要支援者名簿の作成と地域への提供	災害時の避難に特に手助けが必要な方たち（避難行動要支援者）の名簿を作成し、災害の発生に備えて、普段から避難支援に取り組む地域の団体に対し、名簿の提供を行います。	継続	保健福祉局総務部

重点取組	取組概要	区分	担当部
個別避難計画の作成の推進【再掲】	重度の障がいのある方など、災害時の避難に特に手助けが必要な方（避難行動要支援者）のうち、災害の危険度の高いところに住んでいるなど、災害が発生した時のリスクの高い方について、個別避難計画の作成を推進します。	新規	保健福祉局総務部
障がいに配慮した SNS による市政情報の発信【再掲】	市政情報や行政サービスについて、スマートフォンやパソコンで通話やメッセージのやりとりができるアプリ「LINE」や「X」などの SNS による広報媒体を活用するなど、障がいに配慮した情報発信を行います。	新規	保健福祉局 障がい保健福祉部
避難場所の環境整備の推進	「札幌市避難場所基本計画」に基づき、市立小中学校の大規模改修・改築に併せて、車いす対応トイレの設置を行うなど、避難場所の環境整備を推進します。	継続	危機管理局 危機管理部

（３）地域における見守り活動の推進

- 障がいのある方の地域における孤独・孤立を防ぐため、住民組織などによる地域福祉活動の充実を図ります。

重点取組	取組概要	区分	担当部
企業等との連携推進	多様な社会資源を地域の見守りに活用するため、宅配事業者などとの見守り協定の締結を推進し、事業活動の中で要支援者の異変を発見した際の確認・通報体制の充実を図ります。	継続	保健福祉局 総務部
知的障がいのある方の見守り事業	障害福祉サービス等を受けていない知的障がいのある方の現況を把握し、福祉ガイドを活用したサービス等の利用案内や、民生委員などと協力して見守り活動を実施することで、地域や福祉サービスとのつながりを拡大・強化するとともに、研修等を通じて、市民の知的障がいに対する理解を深めます。	継続	保健福祉局 障がい保健福祉部
ひきこもり対策推進事業	「ひきこもり地域支援センター」を運営するとともに、ひきこもりの本人や家族への訪問支援・居場所機能を持つ支援拠点などを設置し、本人の社会的自立に向けた支援を行います。	新規	保健福祉局 障がい保健福祉部

(4) 消費者被害の防止

- 障がいのある方の消費者被害の防止のため、関係機関との連携による早期発見や、相談体制の充実に努めます。

重点取組	取組概要	区分	担当部
消費者被害防止ネットワーク事業	消費生活推進員を地域に配置し、関係機関や消費生活サポーターとのネットワーク体制により、障がいのある方や高齢の方の消費者被害の早期発見と救済、未然防止を図ります。	継続	市民文化局 市民生活部
手話相談（コミュニケーション支援）を活用した消費生活相談【再掲】	聴覚障がいのある方が消費生活相談に訪れた場合に、手話相談（コミュニケーション支援）を利用し手話通訳者を介して相談を行うことで、迅速な対応を図ります。	継続	市民文化局 市民生活部

こんな手口に気をつけよう

利殖商法

「必ずもうかる」「元本保証」と利益ばかりを強調し、金融商品売りつける商法です。

代表例 ●外国通貨 ●社債 ●ファンド ●さまざまな権利 など

アドバイス

- 銀行などの金融機関以外で「元本保証」をうたってお金を預かることは法律で禁止されています。
- 株や投資信託は十分な経験と知識が必要なので、知識がないなら手を出さない。



二次被害

過去に悪質商法に遭った被害者に「手数料を払えば、過去の損を取り戻してあげる」などと近づき、新たな契約をさせる手口です。

代表例 ●未公開株 ●社債 など

アドバイス

「大至急契約するように」と契約を急がすケースもありますが、話をうのみにせず、警察や消費者センターにご相談を。



悪質な訪問購入

「不要品を買い取る」などと訪問したはずが、次第に「貴金属はないか、無料で査定する」など話が変わり、安価で強引に貴金属を買い取っていく手口。

アドバイス

- 「古物商許可証」か「古物行商従事者証」の提示を求め、確認しましょう。
- 必ず、買取条件や業者名、連絡先などが明記されている書面を受取ましょう。



札幌市消費者センター



基本施策8 療育・教育の充実

現状認識

医療的ケアを必要とする子どもや重度・重複障がいのある子どもを含む障がいのある子どもが、幼稚園、保育所、児童会館などにおいて、必要な支援を受けながら障がいのない子どもとともに過ごせるような体制づくりに努める必要があります。

2021年には、「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律(医療的ケア児支援法)」が施行され、医療的ケア児及びその家族に対する支援施策を実施することが地方公共団体の責務とされました。こうした支援を必要とする子どもや子育てに不安を抱える家族の心情に寄り添いつつ、多様化するニーズを踏まえ、関係機関が連携の上、個々の子どもの状態やライフステージに応じた切れ目ない支援に取り組む必要があります。

障がいのある子どもが学校において合理的配慮の提供を受けながら、適切な指導や必要な支援を受けられるようにすることが大切です。また、住み慣れた地域でも一人一人のニーズに応じた適切な支援が受けられ、孤立することなく、社会の一員として、包み支え合う環境づくりを進める必要があります。



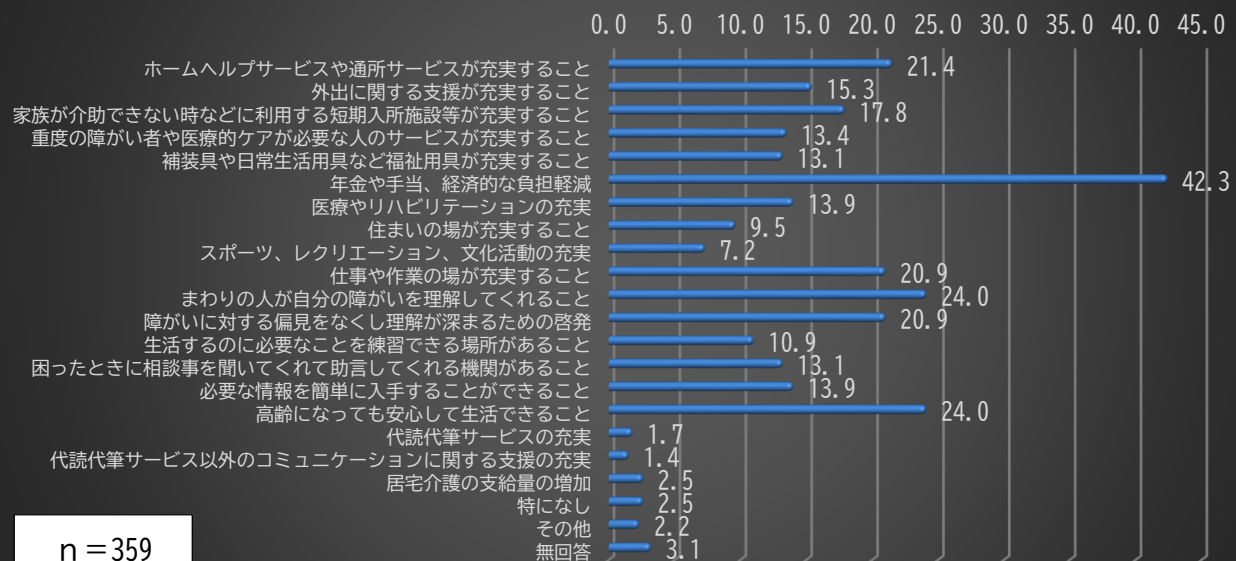
障がいに応じた教育内容と併せて通常学級などの受け入れ体制の充実が求められている

今後の教育や療育において注力すべき事項（％）



希望する生活をする上で経済的な負担軽減が求められている

障がい児や家族が希望する生活をするために必要な事項（％）



施策の柱

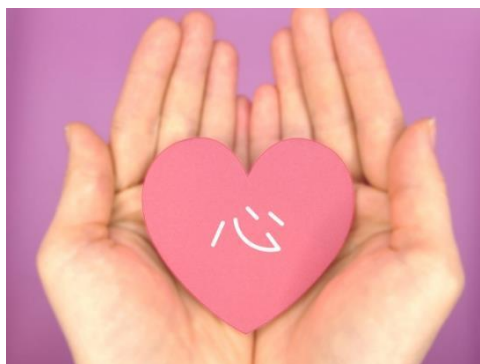
(1) 療育の充実

- 療育や教育について、家庭が抱える多様なニーズに対応するため、関係機関が相互に連携しながら、ライフステージに応じた支援体制の充実を図ります。
- 「子ども・子育て支援法」に基づく施策や母子保健施策など他の子ども関連施策との連携により、障がい児支援体制の整備を図ります。
- 「児童福祉法」に基づく障害児通所支援サービスの円滑な提供と質の確保に努めます。
- 児童発達支援センターを地域における中核的支援施設と位置付け、児童発達支援事業所、札幌市子ども発達支援総合センター（ちくたく）、札幌市自閉症・発達障がい支援センター（おがる）、札幌市児童相談所等との連携による重層的な支援を推進します。
- 医療的ケアを必要とする障がいのある子どもへの支援を含め、多様化する障がいのある子どもや保護者のニーズへの対応を図ります。

重点取組	取組概要	区分	担当部
障がい児地域支援マネジメント事業	児童発達支援センターに障がい児地域支援マネージャーを配置し、療育に関する情報発信や、障がい児通所支援事業所への支援・助言、関係機関の支援調整を行うことで、児童発達支援センターの機能強化、充実を図ります。	継続	保健福祉局 障がい保健福祉部
札幌市子ども発達支援総合センターの機能充実	児童精神科や肢体不自由児などを対象にした小児科・整形外科などを持つ医療部門のほか、児童心理治療センターや自閉症児支援センターの入所部門、就学前の子どものための通所部門（医療型及び福祉型児童発達支援センター）があり、それぞれの部門が連携・協働しながら、医療・福祉の両面で、子どもや家族に対する総合的かつ適切な支援を提供します。 また、札幌市全体の子どもの支援体制の向上に向け、関係機関との連携や人材育成など、地域に対する支援を強化していきます。	継続	保健福祉局 障がい保健福祉部
児童発達支援センターの機能充実	児童福祉法に基づき、主に未就学の障がいのある子どもに対する身近な療育の場として機能訓練や療育指導などを行うとともに、地域の障がいのある子どもや保護者に対して支援を行い、地域における中核的支援機関として、児童発達支援事業所等との連携による療育機関の質の向上を図るとともに、インクルージョンを推進します。また、公立の児童発達支援センターについては、更なる機能の充実を目指します。	拡充	保健福祉局 障がい保健福祉部

重点取組	取組概要	区分	担当部
重症心身障がい児者等 受入促進事業【再掲】	障害福祉サービス事業所に対し、看護職員配置に係る人件費、医療機器等の購入費及び設備改修費を補助することにより、事業所における重症心身障がい児者・医療的ケアを要する障がい児者の受入者数増加を図ります。	新規	保健福祉局 障がい保健福祉部
医療的ケア児等の支援 体制構築事業	医療的ケア児等支援者養成研修を実施するとともに、医療的ケア児等の受入に関して助言・指導をするサポート医師を配置します。	継続	保健福祉局 障がい保健福祉部
子どもの補聴器購入費 等助成事業の拡充 【再掲】	身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度難聴児の保護者に対し、補聴器購入等の費用を助成します。	新規	保健福祉局 障がい保健福祉部
放課後児童クラブにお ける障がい児の受入れ	障がいのある子どもの健全育成及び保護者に対する支援として、障がいのある子どもを受け入れている館に指導員を加配できるようにするなど、子どもの障がいに応じた配慮をしながら、障がいのない子どもと同じように児童会館及びミニ児童会館を利用できる環境づくりを進めます。また、民間児童育成会についても、保護者が就労している障がいのある子ども等を登録している場合は助成金を加算するなど、各会における受入れの促進を図ります。	継続	子ども未来局 子ども育成部
放課後児童クラブへの 看護師配置	医療的ケア児を受け入れる放課後児童クラブに看護師を派遣します。	新規	子ども未来局 子ども育成部
子どものくらし支援 コーディネート事業	「子どもコーディネーター」が、児童会館や子ども食堂などの子どもの居場所を巡回して、困難を抱えている子どもや家庭を早期に把握し、関係機関と連携しながら、必要な支援につなぐ、重層的な見守りへとつなげます。	新規	子ども未来局 子ども育成部
子どもの権利救済機関 の運営	いじめや差別などの深刻な権利侵害だけでなく、子どもに関わる様々な悩みについて相談を受けるとともに、救済の申立て等に基づき、公的第三者の立場で、関係機関への事実確認の調査や関係者間の調整等を行います。	継続	子ども未来局 子どもの権利 救済事務局

重点取組	取組概要	区分	担当部
障がい児保育の実施と障がい児保育巡回指導	保育が必要な心身に障がいのある子どもを、障がいのない子どもとともに集団保育することにより、成長発達を促進するとともに、児童福祉の増進を図ります。実施保育所においては、障がい児保育の充実を図るため、臨床発達心理士など専門員による巡回指導を行い、必要に応じて保育者または保護者に対して指導、助言を行います。	継続	子ども未来局 子育て支援部
公立保育所への看護師配置	市立保育園において看護師を配置し、医療的ケア児を受け入れます。	新規	子ども未来局 子育て支援部
私立保育所の看護師配置への補助	看護師を配置して医療的ケア児を受け入れる私立保育所に補助を行います。	新規	子ども未来局 子育て支援部
療育支援の充実（療育支援事業、先天性障がい児早期療育事業）	乳幼児健康診査等を通じて、発達に心配のある子どもを対象に、子どもの状態に応じた療育を実施すると同時に、保護者の複雑で不安な気持ちを受け止め、障がいの気付きができるように働きかけ、個々の子どもに合った進路をともに考え、必要な情報を提供します。 また、先天性障がいのある乳幼児についても、保護者の不安な気持ちを受け止め、子どもの心身の発達を促すとともに、育児全般に必要な情報の提供を行います。	継続	子ども未来局 児童相談所
児童福祉相談・支援体制の強化	2021年に策定した「第3次札幌市児童相談体制強化プラン」に基づき、地域における相談支援体制や関係機関との連携・支援体制の強化などを行います。	継続	子ども未来局 児童相談所
幼児教育相談	発達に心配のある幼児や子育てに関して、幼児教育センターにおける相談のほか、各区の市立幼稚園・市立認定こども園を会場とした「地域教育相談」を実施します。	継続	教育委員会 学校教育部
私立幼稚園等における特別支援教育の推進	私立幼稚園等で特別な教育的支援を必要とする幼児の円滑な受入れを促進するため、幼児教育支援員が私立幼稚園等を訪問し、個別の指導計画の作成支援や教員相談、特別支援担当者向け研修会を実施するなどして特別支援教育の充実を図ります。	継続	教育委員会 学校教育部



(2) 学校教育の充実

- 特別な教育的支援を必要とする児童生徒が地域の学校で学べるよう、教育環境の整備を推進します。
- 教育と福祉施策の連携により、就学時及び卒業時における支援体制の円滑な移行、幼稚園・学校と障害児通所支援事業所等の連携を図ります。
- 障がいのある子どもと障がいのない子どもができるだけ同じ場でともに学ぶことを目指したインクルーシブ教育システム構築に向けた国の取組を踏まえつつ、一人一人の障がいの状態や教育的ニーズに応じた指導を提供できるよう、多様で柔軟な仕組づくりを進めていきます。

重点取組	取組概要	区分	担当部
学校施設バリアフリー化整備事業【再掲】	すべての子どもが安心して学ぶことができる環境を整えるため、学校施設のバリアフリー化を推進し、段差解消やバリアフリースイールの整備、要配慮児童生徒等在籍校及び進学予定校へのエレベーターの整備を行います。	新規	教育委員会 生涯学習部
医療的ケア児への支援体制の確保	市立学校に在学する医療的ケア児の安全・安心な学校生活のため、支援が必要な全ての学校に看護師を配置します。	新規	教育委員会 学校教育部
「人間尊重の教育」推進事業【再掲】	札幌市学校教育の重点の『基盤』に位置付けている「人間尊重の教育」について、生命の尊重、人格の完成、基本的人権、人間愛などの根底を貫く国境や文化なども超えた普遍的な精神を基に、子ども一人一人が「自分が大切にされている」と実感できる学校づくりの推進を図ります。	新規	教育委員会 学校教育部
教職員向け研修【再掲】	校長や教員が子どもの人権についてより一層理解することができるように、新任管理職研修や初任段階における研修「1年次研修」などで子どもの権利に関する講義を行うとともに、学校生活に困りを感じている子どもの理解と支援や、ピア・サポートに関連した演習などを行います。	新規	教育委員会 学校教育部
一人一人が学び育つための教育的支援の充実	発達に障がいがあるなどの特別な教育的支援を必要とする児童生徒が、個々のもつ力を最大限に発揮できるよう、「サポートファイルさっぽろ」及び「学びのサポーター」の活用や、対象となる児童生徒については「発達障がい通級指導教室（まなびの教室）」の利用などにより、一人一人の障がいの状態や教育ニーズに応じた教育的支援の充実を図ります。	継続	教育委員会 学校教育部

重点取組	取組概要	区分	担当部
地域で学び育つための教育環境の整備	特別な教育的支援を必要とする児童生徒が居住する身近な地域において適切な支援を受けることができるよう、特別支援学級や通級指導教室の整備を推進します。	継続	教育委員会 学校教育部



(3) 成人期への移行支援

- ハローワークなどの関係機関との連携の下、卒業後、就労につなげるための支援の充実を図ります。
- 学校教育後も地域で安心して生活することができるよう、福祉サービスの利用につなげるなど、相談支援体制の充実を図ります。

重点取組	取組概要	区分	担当部
知的障がいのある方を対象とした介護職員初任者養成講座【再掲】	特別支援学校の生徒等（知的障がいのある方）が、介護をするために必要な技術や知識を身につけ、地域の福祉への貢献や福祉関係への就労の可能性を広げることを目的に介護職員初任者養成講座を実施します。	新規	保健福祉局 障がい保健福祉部

重点取組	取組概要	区分	担当部
札幌市医療的ケア児支援検討会における成人期への移行に係る検討	医療的ケア児とその家族を地域で支えられるようにするため、関係者が一堂に会し、地域の課題や対応策について継続的に意見交換や情報共有を図ることを目的として、札幌市医療的ケア児支援検討会を設置しており、この場を活用して医療的ケア児の成人期への移行についても検討します。	新規	保健福祉局 障がい保健福祉部
小児慢性特定疾病児童等自立支援事業	幼少期から慢性的な疾病に罹患していることにより自立に困難を伴う児童等に対し、相談体制の強化を図るとともに、ニーズに応じた各種事業を実施します。	新規	保健福祉局 保健所
市立高等支援学校における教育の充実	市立札幌みなみの杜高等支援学校と市立札幌豊明高等支援学校が相互に連携し、就労支援コーディネーターの配置等により就労支援体制の充実を図ります。	継続	教育委員会 学校教育部



現状認識

障がいがある方が地域で質の高い自立した生活を営むためには就労が重要であるとの考え方の下、働く意欲のある方がその適性に応じて能力を十分に発揮することができるよう、多様な就業の機会を確保する必要があります。

障がい者雇用の促進に向けては、国の障がい者雇用施策を中心に、関係機関が連携して取り組む必要があります。障がいのある方が当たり前のように働けるよう、企業等に対する障がい者雇用に関する情報提供の充実や理解の促進など、雇用の場の確保に向けた取組が求められています。

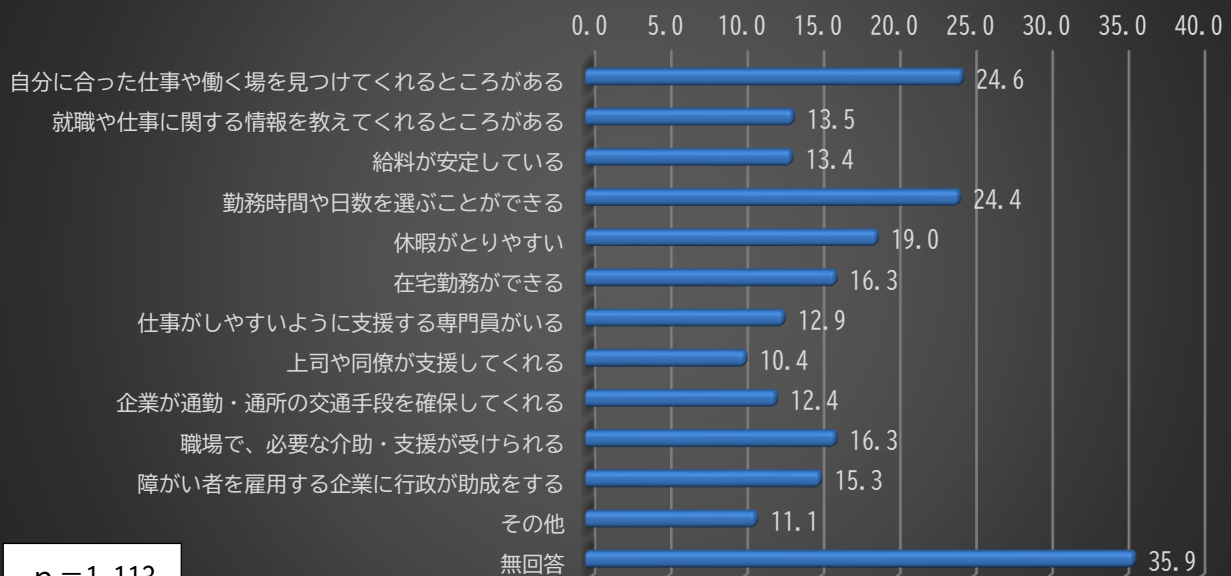
就労支援事業所などの福祉的就労の場の充実や、工賃水準の向上が求められています。また、一般就労をした障がいのある方の職場定着に向けて、就業面や生活面からの一体的な支援を行うとともに、地域の就労支援機関と連携をしながら、継続的な職場定着支援を行うことが必要です。

「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（障害者優先調達推進法）」に基づき、地方公共団体は、障がい者就労施設等で就労する障がいのある方の自立の促進に資するため、障がい者支援施設等の受注機会の増大を図るための取組を推進することが求められています。



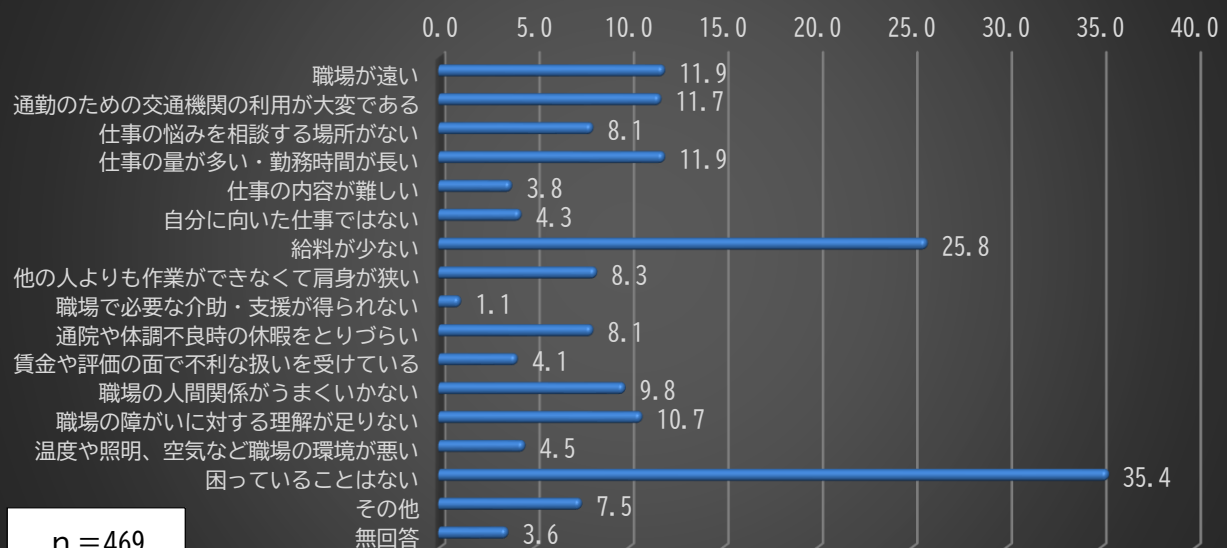
まずは自分に合った仕事や働く場を探すことの支援が必要とされている

仕事を始めるために必要な事項（％）



仕事を続けていく上では給与や勤務時間など待遇面での向上が求められている

仕事を続ける上での困りごと（％）



施策の柱

(1) 個々のニーズに対応した就労相談支援体制の充実

- 障がい者雇用を推進する国などの関係機関と連携し、障がいのある方の雇用促進に向けた相談支援体制の充実を図ります。

重点取組	取組概要	区分	担当部
就労相談支援体制の充実（障がい者就業・生活相談支援事業）	障がいのある方の一般企業等における雇用の促進と継続を図るため、就業と日常生活にかかわる相談支援を行うとともに、ハローワーク等の関係機関と連携しながら、「ジョブサポーター」や支援員が職場を訪問し、本人と職場の双方に対し職場定着支援を行います。	継続	保健福祉局 障がい保健福祉部
障がい者就業支援事業	国との共催により、障がい者就職面接会を開催し、より多くの企業との情報交換の場を提供することにより、障がいのある方の就職活動を支援し、雇用促進を図ります。	継続	保健福祉部 障がい保健福祉部 経済観光局 経営支援・雇用 労働担当部

(2) 雇用機会の拡充（一般就労・福祉的就労）

- 国の障がい者雇用施策と連携し、障がいのある方の雇用の機会の確保に努め、就職や職場定着のための支援の充実を図ります。
- 札幌市においても率先して障がいのある方の雇用に努め、障がいのある方の一般就労へのステップアップを支援します。

重点取組	取組概要	区分	担当部
障がい者協働事業	障がいのある方を5人以上雇用し、他の従業員からサポートを受けながら共に働くことにより、事業としての収益性を確保しつつ、障がいのある方の継続した雇用の場となる「障がい者協働事業」を行う事業所等に対して、その運営経費の補助を行います。	継続	保健福祉局 障がい保健福祉部
地域活動支援センター（就労者支援型）の運営	一般企業等で就労している障がいのある方に対し、仕事上の悩みや生活に関する悩みの相談を受けるほか、利用者同士の交流の場を提供することにより、就業継続にかかわる総合的な支援を行います。	継続	保健福祉局 障がい保健福祉部

(3) 一般就労の推進

- 「障害者総合支援法」に基づく就労移行支援サービスのほか、札幌市独自の取組により、障がいのある方の一般就労への移行を推進します。
- 障がいのある方の職場実習等の機会の充実を図ります。

重点取組	取組概要	区分	担当部
重度障がい者等就労支援事業【再掲】	重度障がい等がある方に対して、通勤時や職場等においても、重度訪問介護、同行援護、行動援護の障害福祉サービスと同等のサービスを提供できるよう、国の雇用施策と連携して実施します。	新規	保健福祉局 障がい保健福祉部
知的障がいのある方を対象とした介護職員初任者養成講座【再掲】	特別支援学校の生徒等（知的障がいのある方）が、介護をするために必要な技術や知識を身につけ、地域の福祉への貢献や福祉関係への就労の可能性を広げることを目的に介護職員初任者養成講座を実施します。	新規	保健福祉局 障がい保健福祉部
障がい者の就労・雇用に対する理解促進（障がい者元気スキルアップ事業）	障がいのある方の一般企業における雇用機会を確保し、職場定着率を高めるために、障がい者元気スキルアップ事業により、障がいのある方、福祉サービス事業所（特に就労支援系）、民間企業等を対象とする各種セミナー、職場実習、職業紹介、職場開拓を行います。また、自立支援協議会（就労支援推進部会）を通じて、障がい者雇用に関する理解促進を図ります。	継続	保健福祉局 障がい保健福祉部
障がい者就業体験事業	就労移行支援事業所等で就労訓練を受けている障がいのある方に対し、一般企業等における就業体験の機会を提供することにより、一般就労に向けた就職活動に役立てるとともに、企業側に対しても、障がいのある方の受入れを通じて、障がい者雇用について理解しイメージづくりを行うきっかけを提供することで、障がいのある方の一般就労を推進します。	継続	保健福祉局 障がい保健福祉部

(4) 福祉的就労における工賃向上

- 「障害者総合支援法」が定める就労支援サービスのほか、元気ショップの運営等の札幌市独自の取組により、障がい者施設（福祉的就労）における工賃の向上を図ります。

重点取組	取組概要	区分	担当部
製品の販路拡大支援	地域活動支援センター、地域共同作業所などの運営強化を図るために、製品のレベルアップや運営面に対する指導等を行います。 また、障がいのある方が施設等でつくった製品を販売する常設店舗として「元気ショップ」を運営し、製品の購入を通じた市民の障がいに対する理解促進や、障がいのある方の工賃の増額を目指します。	継続	保健福祉局 障がい保健福祉部
発注機会の拡充、受注調整支援（元気ジョブアウトソーシングセンター運営事業）	障がい者施設等で行っている清掃・印刷などの役務提供サービスや封かんなどの軽作業について、民間企業等への営業や、各施設への受注調整等を行うセンターを運営し、障がいのある方の工賃向上を目指します。	継続	保健福祉局 障がい保健福祉部
障がい者施設等からの優先調達の推進	障害者優先調達推進法に基づいて、札幌市障害者就労施設等からの物品等の調達方針を毎年度策定し、庁内の各部局において調達を推進します。	継続	保健福祉局 障がい保健福祉部



現状認識

障がいのある方が、自らの意思と選択によって、ライフステージに応じ、それぞれの興味・関心、生活領域に応じ、様々な活動や学習を続けていくことが重要です。

「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律(障害者文化芸術推進法)」の施行(2018年)を契機として、全ての障がいのある方の芸術及び文化活動への参加を通じて、その生活と社会を豊かにしていくことが求められています。また、「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律(読書バリアフリー法)」の施行(2019年)により、障がいの有無にかかわらず全ての国民が等しく読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現が求められています。

障がい者スポーツについては、札幌市でも一部の競技が実施された2020東京オリンピック・パラリンピック競技大会における心のバリアフリーの普及拡大などのレガシーを継承するとともに、冬季オリンピック・パラリンピック競技大会の招致を表明している札幌市においても、この機を捉え、障がいの有無にかかわらず、誰もが障がい者スポーツに親しめる機会をつくる必要があります。

障がいのある方が文化芸術活動やスポーツ等を行う際には、必要となる配慮や支援が提供される環境の整備が求められます。また、活動を通じて、障がいのある方と障がいのない方が交流し、障がいのある方に対する理解を深めることが重要です。

第23回札幌市障がい者スポーツ大会
すずらんピック2023 SAPPORO
 開催期間：令和5年5月～11月



大会日程

5月7日(日) アーチェリー (身体) 月寒野外競技場 弓道場 ※申込期間：3月1日～3月24日	6月4日(日) 陸上競技 (身体・知的) 円山競技場 ※申込期間：3月1日～3月24日
5月14日(日) 卓球 (一般卓球) (身体・知的・精神) 北区体育館 ※申込期間：3月1日～3月24日	7月22日(日) バスケットボール (団体競技) (知的) 西区体育館 ※申込期間：4月21日～5月21日
5月21日(日) 卓球 (STT) (身体・視覚) 身体障害者福祉センター ※申込期間：3月1日～3月24日	9月24日(日) ボッチャ (身体) 身体障害者福祉センター ※申込期間：7月3日～7月21日
5月28日(日) 水泳 (身体・知的) 平岸プール ※申込期間：3月1日～3月24日	11月19日(日) ボウリング (知的) サンヨーボウル ※申込期間：9月1日～9月22日
6月4日(日) フライングディスク (身体・知的) つどいむ ※申込期間：3月1日～3月24日	大会の観戦を歓迎します!

主 催
 札幌市・札幌市障がい者スポーツ協会

(協会ホームページ)
<http://sapporosokyo.jp>

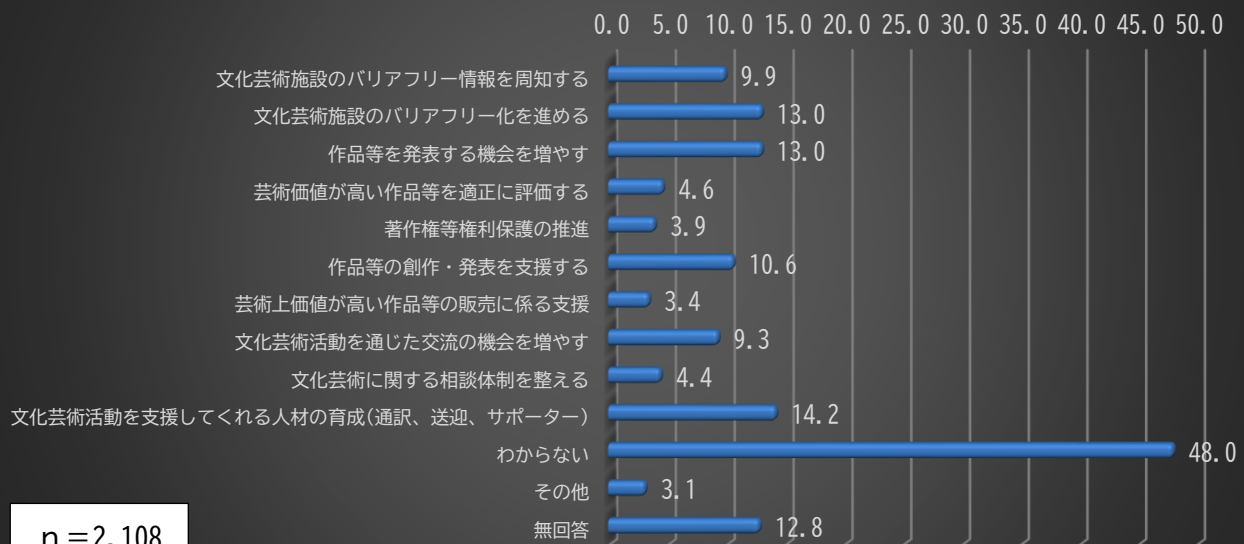
申込み・問合せ

(札幌市障がい者スポーツ協会) 札幌市障がい者スポーツ協会 (札幌市障がい者スポーツ協会) 札幌市手をつなぐ育成会 (札幌市障がい者スポーツ協会) 札幌市精神障害者家族連合会(札幌連)	電話 (011) 612-1184 FAX (011) 641-8966 電話 (011) 738-2221 FAX (011) 738-2228 電話 (011) 596-8887 FAX (011) 596-7374
---	--

※詳細は、協会中に掲載している大会要項と申込要項をご覧ください。
 申込書については、札幌市障がい者福祉課、各区役所で配布しております。また、協会HPからもダウンロードできますのでご利用ください。

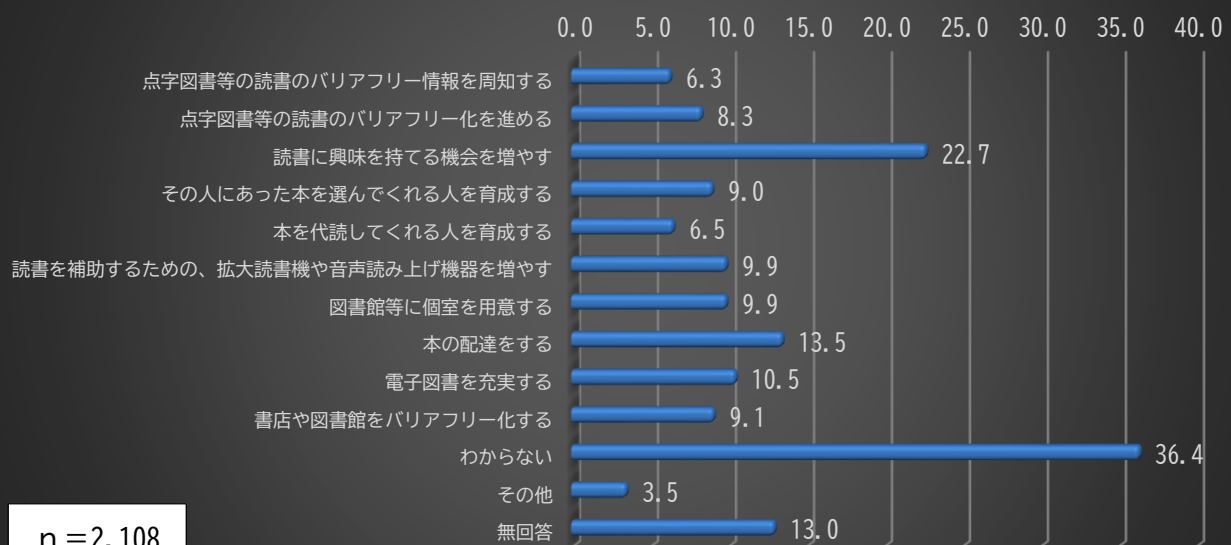
文化芸術施設のバリアフリー化や創作・発表等の支援が求められている

文化芸術活動の推進に必要な事項（％）



読書に興味を持てる機会づくりが必要

読書の推進に必要な事項（％）



施策の柱

(1) 文化芸術活動・生涯学習活動の推進

- 障がいのある方が、自らの可能性を追求できる環境を整え、地域の一員として豊かな人生を送ることができるよう、多様な文化芸術活動等に参加できる環境づくりを進めます。
- 視覚障がいや学習障がいなど、あらゆる障がいの方に対する読書環境の整備を推進します。
- 障がいのある子どもや障がいのない子ども、その保護者が交流し、楽しみながらユニバーサル（共生）社会を学ぶ機会を提供します。

重点取組	取組概要	区分	担当部
カラフルブレイン アートフェス	発達障がいへの理解を深めていただくため、発達障がいがある方の絵画や工作などの作品展を開催します。	新規	保健福祉局 障がい保健福祉部
視覚での認識が困難な 方への支援【再掲】	中央図書館と録音図書や点字図書を専門的に取り扱う視聴覚障がい者情報センターが情報を共有するなど、両施設が連携して視覚に障がいのある方への支援を行ってきました。今後も、目で文字を読むことが困難な方に対して、利用される方の障がいの状態に応じた適切なご案内が出来るよう、役立つ情報の発信など、更なる支援を行います。	新規	保健福祉局 障がい保健福祉部 教育委員会 中央図書館
読書活動の推進に 取り組む人との連携 【再掲】	乳幼児から高齢者、障がいがある方など、誰もが本に親しめる環境を整備することを目的にボランティアと図書館、関連施設との連携を図っていきます。また、そのための講習会や研修会を開催し、ボランティアの資質向上や新たなボランティアの育成に努めます。	新規	保健福祉局 総務部 障がい保健福祉部
特別な支援を要する子 どもの読書環境の充実 【再掲】	図書館利用に困難を伴う子どもたちについては、一人一人に応じた読書活動の支援が求められます。図書館では、個々のニーズに応じた効果的な支援を整備・充実させるため、視聴覚障がい者情報センターなどとの連携を更に推進するとともに、大活字本など様々な障がいに対応した本の収集に努めるなど、サービスの在り方について検討を進めます。	新規	保健福祉局 障がい保健福祉部 教育委員会 中央図書館

重点取組	取組概要	区分	担当部
札幌市健康づくりセンターの利用促進	障がいのある方が健康づくりに取り組む機会を提供するため、札幌市健康づくりセンターの利用を促すとともに、運動指導員や理学療法士による健康づくりの支援を行います。	継続	保健福祉局保健所
障がい者に向けた音楽ワークショップやコンサート等のイベントの実施	障がいのある方の文化活動への参加を支援するため、文化芸術施設へ来館する機会が少ない障がいのある方に向けて、音楽ワークショップやコンサート等のイベントを行います。	新規	市民文化局文化部
さっぽろアートステージにおける取組	さっぽろアートステージ事業美術部門では、2021年度より「ボーダレスアート作品展」を実施しています。今後も、障がいの有無にかかわらずあらゆる方が表現者として同じ場に立つことができる場所を創出・提供することで、広く社会全体での文化芸術振興を目指していきます。	新規	市民文化局文化部
札幌国際芸術祭等における取組	札幌国際芸術祭の関連事業として、2022年度に視覚や聴覚に障がいのある人とない人が一緒に、作品を鑑賞し感想を共有するプログラムを実施しました。今後の札幌国際芸術祭や関連事業においても、障がいのある方を含め、誰もが参加できる取組を検討します。	新規	市民文化局 国際芸術祭担当部
札幌市こどもの劇場における舞台芸術への参加	障がいの有無に関わらず誰もが文化・芸術に触れることができるよう、こども劇場において、障がいのある子どもたちとともに児童劇等の創作を行います。	新規	子ども未来局 子ども育成部
学習機会の提供 (さっぽろ市民カレッジ)	市民の自己啓発や生きがいづくりを支援するとともに、学習した成果を地域社会の発展などにつなげることを目指して、生涯学習センターを拠点として、市民の多様な学習ニーズに対応する学習機会を提供します。当該事業の中で、社会技能の向上等に資する講座を開講し、障がいのある方も含め、誰もが気軽に参加できる学習・活動機会の充実を図ります。	継続	教育委員会 生涯学習部
知的障がい者のための成人学級事業	特別支援学校等を修了した知的障がいのある方が社会生活によりよく対応できるよう、集団生活や体験の場を通して、他の学級生等と交流しながら、公共マナーやスポーツ、調理などの実生活に即した学習を行います。	継続	教育委員会 生涯学習部

重点取組	取組概要	区分	担当部
新たな読書機会の創出 【再掲】	多様な事情により来館時間の確保が困難な方などへのサービスを充実させるため、電子図書館の利用促進に取り組みます。	新規	教育委員会 中央図書館
特別な支援を要する方へのサービスの充実 【再掲】	障がい等により一般的な図書の判読や図書施設の利用に困難を抱える方の読書環境を整備するための支援策等について検討を進め、サービスの充実を図ります。	新規	教育委員会 中央図書館

※ このほか、障害福祉サービスにおける日常生活用具給付事業として、視覚障害者用拡大読書器、点字ディスプレイ、視覚障害者用活字読上げ装置などを給付しています。

サービス量見込みについては第5章参照

(2) 障がい者スポーツの振興

- 障がいのある方が地域においてスポーツに親しむことができる環境づくりを進めます。
- 障がい者スポーツを通して、社会参加のみならず、健康づくりや交流の輪を広げるなど、障がいのある方の生活を豊かにしていきます。

重点取組	取組概要	区分	担当部
障がい者スポーツ大会の開催	札幌市障がい者スポーツ大会を開催し、障がいのある方がスポーツを通じて体力の向上や自立への意欲を高め、スポーツの楽しさを体験するとともに、障がいのある方に対する市民の理解の促進を図ります。	継続	保健福祉局 障がい保健福祉部
障がい者スポーツの振興	障がい者スポーツの体験会や、スポーツ教室を開催し、障がい者スポーツの普及・振興を促進します。	継続	スポーツ局 スポーツ部
障がい者スポーツに利用可能な学校開放の推進	学校開放事業の一環として、障がい者スポーツ専用学校開放校を設けることで、活動場所が不足している障がい者スポーツ団体を支援するとともに、障がい者スポーツの裾野を広げていきます。また、一部学校において優先枠の取組を行います。	新規	スポーツ局 スポーツ部
障がい者スポーツセンターの設置検討	障がいの有無に関わらず誰もがスポーツを楽しめる環境をつくるため、障がい者スポーツセンターの設置に向けた検討を進めます。	新規	スポーツ局 スポーツ部



コラム⑤掲載予定

第5章 障がい福祉計画・障がい児福祉計画

1 障がい福祉計画・障がい児福祉計画について

(1) 計画の概要

本計画は、札幌市における今後の必要な障害福祉サービス等を計画的に提供できるよう、2023年度に示された第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画に係る国の基本指針（以下「第7期国指針」という。）や第6期計画における実績等を勘案して、2026年度までの成果目標のほか、障害福祉サービスや障がい児通所支援、相談支援、地域生活支援事業等のサービス量見込みを定めるものです。

(2) 計画策定に向けて踏まえるべき制度内容

第7期国指針における基本的理念及び見直しの主なポイントについては、次に示します。



第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画に係る国の基本指針

【基本的理念】

- (1) 障害者等の自己決定の尊重と意思決定の支援
- (2) 市町村を基本とした身近な実施主体と障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施等
- (3) 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備
- (4) 地域共生社会の実現に向けた取組
- (5) 障害児の健やかな育成のための発達支援
- (6) 障害福祉人材の確保・定着
- (7) 障害者の社会参加を支える取組定着

【基本指針見直しの主なポイント】

- 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援
 - ・ 重度障害者等への支援など、地域のニーズへの対応
 - ・ 強度行動障害を有する者への支援体制の充実
 - ・ 地域生活支援拠点等の整備の努力義務化
 - ・ 地域の社会資源の活用及び関係機関との連携も含めた効果的な支援体制の整備推進
 - ・ グループホームにおける一人暮らし等の希望の実現に向けた支援の充実
- 福祉施設から一般就労への移行等
 - ・ 一般就労への移行及び定着状況に関する成果目標の設定等
 - ・ 就労選択支援の創設への対応
 - ・ 地域における障害者の就労支援に関する状況の把握や、関係機関との共有及び連携した取組
- 障害児のサービス提供体制の計画的な構築
 - ・ 市町村における重層的な障害児支援体制の整備
 - ・ 地域におけるインクルージョンの推進
 - ・ 地方公共団体における医療的ケア児等に対する総合的な支援体制の構築
 - ・ 障害児入所支援から大人にふさわしい環境への円滑な移行推進
- 障害福祉人材の確保・定着
 - ・ ICTやロボットの導入による事務負担の軽減、業務の効率化や職場環境の整備の推進

2 障害福祉サービス等に関する成果目標

障がいのある方の自立支援の促進や共生社会の実現に向け、障害福祉計画（第7期）や障害児福祉計画（第3期）などの国の基本指針に即して、必要な障害福祉サービス等の提供体制の確保に係る目標として成果目標を設定します。

（1）成果目標1 入所施設の入所者の地域生活への移行

① 施設入所者の地域生活への移行者数

施設に入所している方の高齢化や障がい程度の重度化などが進んでいることから、地域移行者数の伸びは鈍化傾向にあります。介護・見守り体制の充実をはじめとした目標達成に向けた方策を講じることで、国の基本指針を参考に、2019～2021年度の地域生活移行者数の年平均増加率（2.6%）の達成を目指すこととし、2026年度末までに80人（4.2%）以上の方が地域へ移行することを目標として設定します。

札幌市障がい福祉計画（第7期）・ 障がい児福祉計画（第3期）の成果目標	考え方
2022年度末の施設入所者1,920人のうち、2026年度末において80人（4.2%）以上の方が地域生活に移行することを目指します。	2019～2021年度の地域生活移行者数の年平均増加率から推計

② 施設入所者数の減少

地域移行以外の減少要因には死亡や長期入院等が挙げられますが、重い障がいのある方を受け入れるグループホームの整備などによる施設入所者数自体の減少も重要です。

国の基本指針や施設入所支援のサービス利用実績から、2019～2022年度の施設入所者数の年平均減少率（1.5%）が今後も続くと見込み、2022年度末の施設入所者数（1,920人）を、2026年度末までに113人（5.9%）以上減少することを目標として設定します。

札幌市障がい福祉計画（第7期）・ 障がい児福祉計画（第3期）の成果目標	考え方
2026年度末の施設入所者を、2022年度末の施設入所者数1,920人から113人（5.9%）以上減少することを目指します。	2019～2022年度の施設入所者数の年平均減少率から推計

《成果目標 1 を達成するための方策》

重点取組	取組概要	区分	担当部
地域移行支援・地域定着支援	入所施設や精神科病院への訪問による相談、障害福祉サービス事業所等への同行支援、住居を確保するための入居支援、連絡体制や緊急対応など、地域移行・地域定着に向けた取組を推進します。	継続	保健福祉局 障がい保健福祉部
グループホームの整備推進	重度の障がいのある方を受け入れるグループホームの新築整備費の一部に補助を行うことにより整備を推進し、地域における居住の場の充実を目指します。	継続	保健福祉局 障がい保健福祉部
精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム構築のための関係機関による協議の場の設置	精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を目指し、自立支援協議会精神障がい者地域移行推進プロジェクトチームにおける議論経過も踏まえ、医療、福祉、介護等関係者による協議の場を設置し、検討を進めます。	継続	保健福祉局 障がい保健福祉部
住宅確保要配慮者に対する居住の安定確保の取組	障がいのある方などに対し、市営住宅入居者募集の抽選時に優遇を行っています。また、民間住宅を含む住宅市場全体で住宅セーフティネット（安全網）を構築し、入居から退去までをサポートする相談体制の充実などにより、高齢の人や障がいのある人など、住宅確保要配慮者の居住の安定確保を目指します。	継続	都市局 市街地整備部

※ 重点取組は第4章から抜粋の上、再掲しています。



(2) 成果目標2 地域生活支援の充実

① 地域生活支援拠点等の検証と効果的な支援体制の構築

障がいのある方の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、緊急時の対応や施設等からの地域移行を支援する地域生活支援拠点等を整備しています。障がいのある方の地域生活への移行の支援及び地域生活支援の充実を図るため、地域の支援ニーズの把握、社会資源の活用、関係機関の連携等を進め、効果的な支援体制を構築することが必要です。

こうしたことから、国の基本指針に準じて、2026年度末までの間、地域生活支援拠点等について、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況を検証及び検討し、効果的な支援体制の構築を進めることを目標として設定します。

札幌市障がい福祉計画（第7期）・ 障がい児福祉計画（第3期）の成果目標	考え方
2026年度末までの間、地域生活支援拠点等について、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況を検証及び検討し、効果的な支援体制の構築を進めます。	国の基本指針に準ずる

② 強度行動障がいに関する支援ニーズの把握と支援体制の整備

強度行動障がいを有する者は、その特性に適した環境調整や支援が行われない場合には、本人の困りごとが著しく大きくなって行動上の課題が引き起こされるため、適切な支援の継続的な提供が必要です。現状では、意欲のある支援者が苦悩・疲弊し、本人の状態がさらに悪化するなどの実情もあります。

こうしたことから、国の基本指針に準じて、2026年度末までに、強度行動障がいを有する者の支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めることを目標として設定します。

札幌市障がい福祉計画（第7期）・ 障がい児福祉計画（第3期）の成果目標	考え方
2026年度末までに、強度行動障がいを有する者の支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めます。	国の基本指針に準ずる

《成果目標 2 を達成するための方策》

重点取組	取組概要	区分	担当部
発達障害者支援体制整備事業	個別支援ファイル「サポートファイルさっぽろ」の活用促進、支援者の人材育成、ペアレントメンター等の活用による家族支援、普及啓発冊子の作成・配布などの取組により、発達障がいのある方が社会で十分活躍できるよう、支援体制を整備します。 また、発達障害者地域支援マネージャーを配置し、個々の発達障がいのある方の特性に応じた支援が適切に行われるよう、福祉サービス事業所等に対し、二次障がい、行動障がいがあるケースなど支援が困難な事例への専門的な助言、関係機関の連携調整などの支援を行います。	継続	保健福祉局 障がい保健福祉部
地域生活支援拠点の充実	相談、緊急時の受け入れ・対応、体験の機会・場、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくりを5つを柱とする、障がいのある方の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えた居住支援のための機能をもつ「地域生活支援拠点」の運用をもって障がいのある方の生活を地域全体で支えるサービス提供体制の充実を目指します。	新規	保健福祉局 障がい保健福祉部
自立支援協議会の運営及び実効性のある取組の強化	各部会（地域部会、専門部会）を中心に、障がいのある方の個別のニーズから地域課題を抽出し、解決を図ることを目的として、情報の共有、研修の開催等を通じて、関係機関相互の連携体制の強化を図るとともに、地域の支援体制の整備について協議を行います。 また、地域課題の解決に向けた各プロジェクトチームや各部会などの組織体制により、施策への意見反映を行うなど、実行性のある取組を進めていきます。	継続	保健福祉局 障がい保健福祉部
複合的な課題を抱えた市民に対する支援体制の構築	複合的な福祉課題を抱えた世帯や、福祉制度のはざま・隙間にあり、これまでの体制では十分な支援が行えなかった世帯に対する、組織横断的な支援を目的として、区保健福祉部に支援調整課を設置し、関係課係が参加する複合支援推進会議（支援調整会議・総合会議）の運用を通して、支援方針の検討及び他係や関係機関との調整、役割分担等を決定します。	新規	保健福祉局 総務部

※ 重点取組は第4章から抜粋の上、再掲しています。

(3) 成果目標3 福祉施設から一般就労への移行等

① 就労移行支援事業所等を通じた一般就労への移行者数

就労移行支援事業及び就労継続支援事業における一般就労への移行に向けた取組を評価するため、引き続き、一般就労への移行に係る目標として、移行者数を確認していく必要があります。

また、就労移行支援事業については、事業目的の実現や事業所ごとの実績の確保・向上の観点から、サービス利用終了者に占める一般就労への移行者の割合が一定水準以上である事業所の割合も目標として設定していくことが求められます。

このため、2026年度において、福祉施設の利用者のうち一般就労への移行者数を2021年度の移行実績の1.15倍（704人）とすることなどを目指すほか、就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を5割以上とすることを目指すことを目標として設定します。

札幌市障がい福祉計画（第7期）・ 障がい児福祉計画（第3期）の成果目標	考え方
2026年度において、福祉施設の利用者のうち一般就労への移行者数を2021年度の移行実績の1.15倍（704人）とすることを目指します。また、就労移行支援事業は1.07倍（417人）、就労継続支援A型は1.09倍（100人）、就労継続支援B型は1.41倍（187人）とすることを目指します。	2020～2022年度の年平均就労移行率をサービス利用者数に乗じて推計
就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を5割以上とすることを目指します。	国の基本指針に準ずる

② 就労定着支援事業の利用者数

近年、多様な障がい特性のある方を含めた働く障がいのある方が増加しており、2018年に改正された障害者総合支援法において、新たに就労定着支援が創設されました。

企業等における定着支援としては、ハローワークによる関係機関と連携した支援やジョブコーチの派遣などの雇用政策による支援、障害者就業・生活支援センターによる就業面・生活面の一体的な支援に加え、就業に伴う生活面の支援などを行っており、雇用・福祉施策それぞれの分野における地域の関係機関の連携を強化する必要があります。

こうしたことから、国の基本指針に準じて、2026年度末の就労定着支援事業の利用者数について、2021年度末実績の1.41倍以上を目指すことを目標として設定します。

札幌市障がい福祉計画（第7期）・ 障がい児福祉計画（第3期）の成果目標	考え方
2026年度末の就労定着支援事業の利用者数について、2021年度末実績の1.41倍以上を目指します。	国の基本指針に準ずる

《成果目標3を達成するための方策》

重点取組	取組概要	区分	担当部
就労相談支援体制の充実（障がい者就業・生活相談支援事業）	障がいのある方の一般企業等における雇用の促進と継続を図るため、就業と日常生活にかかわる相談支援を行うとともに、ハローワーク等の関係機関と連携しながら、「ジョブサポーター」や支援員が職場を訪問し、本人と職場の双方に対し職場定着支援を行います。	継続	保健福祉局 障がい保健福祉部
障がい者就業支援事業	国との共催により、障がい者就職面接会を開催し、より多くの企業との情報交換の場を提供することにより、障がいのある方の就職活動を支援し、雇用促進を図ります。	継続	保健福祉部 障がい保健福祉部 経済観光局 経営支援・雇用 労働担当部
障がい者協働事業	障がいのある方を5人以上雇用し、他の従業員からサポートを受けながら共に働くことにより、事業としての収益性を確保しつつ、障がいのある方の継続した雇用の場となる「障がい者協働事業」を行う事業所等に対して、その運営経費の補助を行います。	継続	保健福祉局 障がい保健福祉部
地域活動支援センター（就労者支援型）の運営	一般企業等で就労している障がいのある方に対し、仕事上の悩みや生活に関する悩みの相談を受けるほか、利用者同士の交流の場を提供することにより、就業継続にかかわる総合的な支援を行います。	継続	保健福祉局 障がい保健福祉部

重点取組	取組概要	区分	担当部
重度障がい者等就労支援事業	重度障がい等がある方に対して、通勤時や職場等においても、重度訪問介護、同行援護、行動援護の障害福祉サービスと同等のサービスを提供できるよう、国の雇用施策と連携して実施します。	新規	保健福祉局 障がい保健福祉部
知的障がいのある方を対象とした介護職員初任者養成講座	特別支援学校の生徒等（知的障がいのある方）が、介護をするために必要な技術や知識を身につけ、地域の福祉への貢献や福祉関係への就労の可能性を広げることを目的に介護職員初任者養成講座を実施します。	新規	保健福祉局 障がい保健福祉部
障がい者の就労・雇用に対する理解促進（障がい者元気スキルアップ事業）	障がいのある方の一般企業における雇用機会を確保し、職場定着率を高めるために、障がい者元気スキルアップ事業により、障がいのある方、福祉サービス事業所（特に就労支援系）、民間企業等を対象とする各種セミナー、職場実習、職業紹介、職場開拓を行います。また、自立支援協議会（就労支援推進部会）を通じて、障がい者雇用に関する理解促進を図ります。	継続	保健福祉局 障がい保健福祉部
障がい者就業体験事業	就労移行支援事業所等で就労訓練を受けている障がいのある方に対し、一般企業等における就業体験の機会を提供することにより、一般就労に向けた就職活動に役立てるとともに、企業側に対しても、障がいのある方の受入れを通じて、障がい者雇用について理解しイメージづくりを行うきっかけを提供することで、障がいのある方の一般就労を推進します。	継続	保健福祉局 障がい保健福祉部

※ 重点取組は第4章から抜粋の上、再掲しています。

（４）成果目標４ 障がい児支援の提供体制の整備等

① 医療的ケア児への支援

医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の都道府県、圏域及び市町村への設置率は増加傾向にあり、本市でも 2018 年度に設置しています。こうした場を活用しながら、2021 年に施行された「医療的ケア児支援法」を踏まえ、引き続き、地域における医療的ケア児等やその保護者に関する取組を進めていく必要があります。

このため、2026 年度末までに、医療的ケアを必要とする障がいのある子ども等やその保護者に対する支援体制のさらなる充実を目指すことを目標として設定します。

札幌市障がい福祉計画（第 7 期）・ 障がい児福祉計画（第 3 期）の成果目標	考え方
2026 年度末までに、医療的ケアを必要とする障がいのある子ども等やその保護者に対する支援体制のさらなる充実を目指します。	現行の取組を継続

② 障害児入所施設からの円滑な移行調整

令和 6 年施行の「児童福祉法」改正において、障害児入所施設から成人としての生活への移行調整の責任主体は都道府県及び政令市であることが明確化されました。また、一定年齢以上で移行可能な状態に至っていない場合や、強度行動障がい等が 18 歳近くになって強く顕在化してきたような場合等に十分配慮する必要があることから、22 歳満了時（入所の時期として最も遅い 18 歳直前から起算して 5 年間の期間）までの入所継続が可能とされました。

これらの動きを受けて、国の基本指針に準じて、入所している児童が 18 歳以降、大人にふさわしい環境へ円滑に移行できるように、必要に応じて、2026 年度末までに移行調整に係る協議の場を設置することを目指すことを目標として設定します。

札幌市障がい福祉計画（第 7 期）・ 障がい児福祉計画（第 3 期）の成果目標	考え方
入所している児童が 18 歳以降、大人にふさわしい環境へ円滑に移行できるように、必要に応じて、2026 年度末までに移行調整に係る協議の場を設置することを目指します。	国の基本指針に準ずる

《成果目標 4 を達成するための方策》

重点取組	取組概要	区分	担当部
重症心身障がい児者等受入促進事業	障害福祉サービス事業所に対し、看護職員配置に係る人件費、医療機器等の購入費及び設備改修費を補助することにより、事業所における重症心身障がい児者・医療的ケアを要する障がい児者の受入者数増加を図ります。	新規	保健福祉局 障がい保健福祉部
医療的ケア児等の支援体制構築事業	医療的ケア児等支援者養成研修を実施するとともに、医療的ケア児等の受入に関して助言・指導をするサポート医師を配置します。	継続	保健福祉局 障がい保健福祉部
放課後児童クラブへの看護師配置	医療的ケア児を受け入れる放課後児童クラブに看護師を派遣します。	新規	子ども未来局 子ども育成部
公立保育所への看護師配置	市立保育園において看護師を配置し、医療的ケア児を受け入れます。	新規	子ども未来局 子育て支援部
私立保育所の看護師配置への補助	看護師を配置して医療的ケア児を受け入れる私立保育所に補助を行います。	新規	子ども未来局 子育て支援部
医療的ケア児への支援体制の確保	市立学校に在学する医療的ケア児の安全安心な学校生活のため、支援が必要な全ての学校に看護師を配置します。	新規	教育委員会 学校教育部
知的障がいのある方を対象とした介護職員初任者養成講座	特別支援学校の生徒等（知的障がいのある方）が、介護をするために必要な技術や知識を身につけ、地域の福祉への貢献や福祉関係への就労の可能性を広げることを目的に介護職員初任者養成講座を実施します。	新規	保健福祉局 障がい保健福祉部
札幌市医療的ケア児支援検討会における成人期への移行に係る検討	医療的ケア児とその家族を地域で支えられるようにするため、関係者が一堂に会し、地域の課題や対応策について継続的に意見交換や情報共有を図ることを目的として、札幌市医療的ケア児支援検討会を設置しており、この場を活用して医療的ケア児の成人期への移行についても検討します。	新規	保健福祉局 障がい保健福祉部

※ 重点取組は第4章から抜粋の上、再掲しています。

（５）成果目標５ 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

持続可能で安定的な障害福祉サービス等を提供し、さまざまな障がい福祉に関する事業を実施していくためには、提供体制の確保とともに、それを担う人材が必要となります。

こうしたことから、市職員向けの取組と事業所支援の取組を両輪で推進していくことで、2026年度末までに、障害福祉サービス等の質の向上を図るための取組の実施体制を確保していくほか、事業所支援の取組を推進することを目標として設定します。

なお、本成果目標の進捗については、「（９）障害福祉サービス等の質の向上（137～138 頁）」の各項目の進捗をもって評価・検証を行います。

札幌市障がい福祉計画（第７期）・ 障がい児福祉計画（第３期）の成果目標	考え方
2026 年度末までに、障害福祉サービス等の質の向上を図るための取組の実施体制を確保していくほか、事業所支援の取組を推進します。	現行の取組を継続

《成果目標５を達成するための方策》

重点取組	取組概要	区分	担当部
障害福祉サービス等に係る集団指導	札幌市が実施する障害福祉サービス等事業所に対する集団指導において、よくある指摘事項、虐待に関する事例、事業所の創意工夫による優良な事例を、障害者総合支援法・児童福祉法の解釈・趣旨に沿って説明・共有することで、障害福祉サービス等の質の向上を図ります。	新規	保健福祉局 障がい保健福祉部
事業所の質の向上	地域のニーズを踏まえた障害福祉サービス指定の仕組みについて、法改正の内容を踏まえて、導入を進めます。	新規	保健福祉局 障がい保健福祉部
重度の障がいのある方に対する地域生活支援の充実	重度の障がいのある方が安心して日中活動等に参加しながら、充実した地域生活を送ることができるよう、重度の障がい児者を受け入れる生活介護事業所・児童通所事業所の新築整備費の一部に補助を行うほか、支援を担う人材の育成を行うなど、サービス提供基盤を整備します。	継続	保健福祉局 障がい保健福祉部
重症心身障がい児者等受入促進事業	障害福祉サービス事業所に対し、看護職員配置に係る人件費、医療機器等の購入費及び設備改修費を補助することにより、事業所における重症心身障がい児者・医療的ケアを要する障がい児者の受入者数増加を図ります。	新規	保健福祉局 障がい保健福祉部

重点取組	取組概要	区分	担当部
発達障害者支援体制整備事業	個別支援ファイル「サポートファイルさっぽろ」の活用促進、支援者の人材育成、ペアレントメンター等の活用による家族支援、普及啓発冊子の作成・配布などの取組により、発達障がいのある方が社会で十分活躍できるよう、支援体制を整備します。 また、発達障害者地域支援マネージャーを配置し、個々の発達障がいのある方の特性に応じた支援が適切に行われるよう、福祉サービス事業所等に対し、二次障がい、行動障がいがあるケースなど支援が困難な事例への専門的な助言、関係機関の連携調整などの支援を行います。	継続	保健福祉局 障がい保健福祉部
福祉サービス提供事業者等に対する研修の実施	福祉サービス提供事業者等を対象に、サービス提供に係る技術的な支援や質の向上を図ることを目的とした研修を実施します。	継続	保健福祉局 障がい保健福祉部
障がい福祉人材確保・定着サポート事業の実施	福祉・介護サービスの分野が人手不足にある状況を考慮し、事業所の安定的運営を確保するため、新任者や施設管理者等への研修を実施するほか、従業員の職場定着や処遇改善を図るためのキャリアパス制度の導入・改善等の支援する取組や障害福祉サービス事業所の新規就職者を増加させることを目的に、新卒者等に対して障がい福祉の仕事の魅力を発信する取組を実施します。	拡充	保健福祉局 障がい保健福祉部
福祉分野を支える職員の人材育成の強化	令和5年3月に策定した「子ども虐待防止に関する職務に従事する職員の人材育成ビジョン」、「札幌市一般事務（福祉コース）育成方針」に基づき、協働による支援を実践できるよう、キャリアラダー（※）の活用や、ジョブローテーションの実施、各種研修等の充実により、組織的・計画的に、福祉職場を支えることのできる職員の人材育成を図ります。（※ 職務内容や必要なスキルを明確にし、下位職から上位職へはしごを昇るように移行できるキャリア向上の道筋）	新規	総務局職員部 保健福祉局総務部 子ども未来局 子ども育成部 児童相談所ほか

※ 重点取組は第4章から抜粋の上、再掲しています。

3 障害福祉サービス等の提供にあたって

障害福祉サービス等の利用者が多様化するとともに、障害福祉サービス等を提供する事業者が増加する中で、利用者の個々のニーズに応じた良質なサービスを提供する観点から、事業者が提供する障害福祉サービス等の質の確保・向上や支援内容の適正化を図っていくことが重要です。

障害福祉サービス等の円滑な提供にあたっては、国の基本指針などの内容も踏まえたうえで、下記の取組などにより、質の向上に努めます。



4 障害福祉サービスのサービス量見込み

	サービス	単 位	2024 年度	2025 年度	2026 年度
訪問系サービス	居宅介護	利用人数（人/月）	4,857	4,997	5,135
		利用時間数（時間/月）	109,907	115,376	121,240
	重度訪問介護	利用人数（人/月）	448	457	485
		利用時間数（時間/月）	136,110	143,020	149,906
	同行援護	利用人数（人/月）	467	467	467
		利用時間数（時間/月）	10,961	11,408	11,899
	行動援護	利用人数（人/月）	790	824	862
		利用時間数（時間/月）	13,716	14,637	15,659
	重度障がい者等包括支援	利用人数（人/月）	0	0	0
		利用時間数（時間/月）	0	0	0
日中活動系サービス①	生活介護	利用人数（人/月）	5,307	5,379	5,452
		利用日数（人日/月）	108,598	109,565	110,461
	自立訓練（機能訓練）	利用人数（人/月）	4	4	4
		利用日数（人日/月）	27	27	27
	自立訓練（生活訓練）	利用人数（人/月）	190	170	147
		利用日数（人日/月）	2,850	2,662	2,442
	宿泊型自立訓練	利用人数（人/月）	64	64	64
		利用日数（人日/月）	1,729	1,729	1,729
	就労移行支援	利用人数（人/月）	840	850	860
		利用日数（人日/月）	13,391	12,697	11,922
	就労継続支援A型	利用人数（人/月）	2,240	2,280	2,320
		利用日数（人日/月）	43,072	42,463	41,527

	サービス	単 位	2024 年度	2025 年度	2026 年度
日中活動系サービス②	就労継続支援B型	利用人数（人/月）	11,590	12,460	13,330
		利用日数（人日/月）	228,843	252,991	277,139
	就労定着支援	利用人数（人/月）	320	320	320
	療養介護	利用人数（人/月）	422	422	422
	短期入所（ショートステイ） 福祉型	利用人数（人/月）	1,029	1,084	1,142
		利用日数（人日/月）	9,943	10,920	12,054
	短期入所（ショートステイ） 医療型	利用人数（人/月）	134	134	134
		利用日数（人日/月）	965	965	965
居住系サービス	自立生活援助	利用人数（人/月）	69	86	103
	共同生活援助	利用人数（人/月）	5,824	6,341	6,858
		定員数	6,948	7,492	8,036
	施設入所支援	利用人数（人/月）	1,863	1,835	1,807
	地域生活支援拠点等	設置箇所数	1	1	1
		検証及び検討の実施回数	1	1	1
相談支援系サービス	計画相談支援	利用人数（人/月）	13,249	13,883	14,676
	地域相談支援 （地域移行支援）	利用人数（人/年）	26	25	23
	地域相談支援 （地域定着支援）	利用人数（人/年）	23	22	22
障がい児支援サービス①	児童発達支援	利用児童数（人/月）	6,413	6,881	7,347
		利用日数（人日/月）	72,477	75,677	78,371
	医療型児童発達支援	利用児童数（人/月）	84	89	94
		利用日数（人日/月）	789	848	907
	放課後等デイサービス	利用児童数（人/月）	9,559	9,905	10,105
		利用日数（人日/月）	111,125	113,048	112,636

	サービス	単 位	2024 年度	2025 年度	2026 年度
障がい児支援サービス②	保育所等訪問支援	利用児童数（人/月）	250	302	354
		利用日数（人日/月）	606	744	882
	居宅訪問型児童発達支援	利用児童数（人/月）	4	4	4
		利用日数（人日/月）	12	12	12
	福祉型障がい児入所支援	利用児童数（人/月）	58	58	58
	医療型障がい児入所支援	利用児童数（人/月）	65	65	65
	障がい児相談支援	利用児童数（人/月）	2,965	3,092	3,229
	医療的ケアを必要とする障がいのある子どもの支援関係	サポート医師による巡回指導回数	246	246	246
		医療的ケア児支援者養成研修受講者数	85	85	85
発達障がい者支援	発達障がい者支援地域協議会の開催	開催回数	2	2	2
	発達障害者支援センターによる相談	相談件数	740	740	740
	発達障害者支援センターによる機関支援・研修等	関係機関への助言件数	1,400	1,400	1,400
		外部機関や地域住民への研修、啓発件数	290	290	290
	ペアレントトレーニング等の支援プログラムの実施	受講者数	20	20	20
	ペアレントメンターの養成	ペアレントメンターの人数	27	27	27
	ピアサポート活動支援の実施	ピアサポート活動支援への参加人数	100	100	100

	サービス	単 位	2024 年度	2025 年度	2026 年度
精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	保健・医療・福祉関係者による協議	開催回数	3	3	3
		目標設定及び評価の実施回数	1	1	1
	精神障がいのある方の障害福祉サービス種別ごとの利用者数	地域移行支援の利用者数（人/年）	21	20	19
		地域定着支援の利用者数（人/年）	12	12	12
		共同生活援助の利用者数（人/月）	2,603	2,890	3,177
		自立生活援助の利用者数（人/月）	35	41	50
相談支援体制の充実・強化等	総合的・専門的な相談支援の実施	実施の有無	有	有	有
	地域の相談支援体制の強化	地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	672	672	672
		地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数	15	15	15
		地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	16	16	16
	基幹相談支援センターにおける主任相談支援専門員（新規）	配置数	2	2	2
	協議会における相談支援事業所の参画による事例検討の実施（新規）	実施回数	1	1	1
		参加事業者・機関数	8	8	8
	協議会の専門部会（新規）	設置数	3	3	3
		実施回数	7	7	7

	サービス	単 位	2024 年度	2025 年度	2026 年度
障害福祉サービス等の質の向上	障害福祉サービス等に係る各種研修の実施	延べ受講人数	1,150	1,150	1,150
	障がい福祉人材確保・定着サポート事業の実施	研修実施回数	26	26	26
		キャリアパス訪問相談件数	30	30	30
		魅力発信事業説明会開催件数	3	3	3
	障害福祉サービス等に係る集団指導	参加事業所数	2,330	2,480	2,630
		実施回数	2	2	2
	障がい児地域支援マネジメント事業の実施	訪問回数	671	671	671
	新型コロナウイルス感染症等の対策に係る事業所支援	北海道と連携した施設間の協力体制の確保	有	有	有



(1) 訪問系サービス

地域で生活していくために必要な訪問系サービスを、障がいの種別にかかわらず充実させていきます。

※ 訪問系サービスの見込量は、各年度における1か月あたりの総量を見込んだものであり、単位の考え方は次のとおりです。

- ☐ 利用人数：月間の実利用人数
- ☐ 利用時間数：月間の延べサービス利用時間数

① 居宅介護（ホームヘルプサービス）

ホームヘルパーが居宅を訪問し、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

② 重度訪問介護

重度の肢体不自由または重度の知的・精神障がいにより常時介護を必要とする方に、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動中の介護などを総合的に行います。

③ 同行援護

視覚障がいにより、移動に著しい困難がある方に対し、外出時に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護などを行います。

④ 行動援護

知的または精神障がいにより行動上著しい困難がある方に対し、行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護などを行います。

⑤ 重度障がい者等包括支援

常時介護を必要とする方であって、介護の必要の程度が著しく高い方に対し、居宅介護などの複数のサービスを包括的に行います。

(2) 日中活動系サービス

障がいの種別にかかわらず、地域でいきいきと生活することができるよう、日中活動系サービスを充実させていきます。

※ 日中活動系サービスの見込量は、各年度における1か月あたりの総量を見込んだものであり、単位の考え方は次のとおりです。

- ☐ 利用人数：月間の実利用人数
- ☐ 利用日数：月間の延べサービス利用日数

① 生活介護

常時介護を必要とする方に対し、昼間、入浴、排せつ、食事の介護などを行うとともに、創作的な活動または生産活動の機会を提供し、身体機能又は生活能力の向上のために必要な支援を行います。

② 自立訓練（機能訓練）

身体機能や生活能力の維持、向上等のため、一定期間、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーション、生活等に関する相談及び助言その他必要な支援を行います。

③ 自立訓練（生活訓練）

生活能力の維持、向上等のため、一定期間、入浴、排せつ及び食事等に関する必要な訓練、生活等に関する相談及び助言その他必要な支援を行います。

④ 宿泊型自立訓練

生活能力等の維持、向上のため、一定期間、居室その他の設備を提供し、家事等の日常生活能力を向上するための支援、生活等に関する相談及び助言その他必要な支援を行います。

⑤ 就労移行支援

一般企業での就労を希望する方に、就労に必要な知識及び能力向上のため、一定期間、事業所内や企業における生産活動等の機会の提供を行うとともに、必要な訓練、求職活動に関する支援、適性に合った職場探しや就労後の職場定着のための支援を行います。

⑥ 就労継続支援A型

雇用契約に基づく就労の機会を提供するとともに、生産活動等の機会の提供、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、その他必要な支援を行います。

⑦ 就労継続支援B型

雇用契約を結ばずに、生産活動等の機会の提供、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、その他必要な支援を行います。

⑧ 就労定着支援

雇用に伴い生じる日常生活又は社会生活を営む上でのさまざまな問題に関する相談、助言その他必要な支援を行います。

⑨ 療養介護

医療と常時の介護を必要とする方に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活上の支援を行います。

⑩ 短期入所（ショートステイ）福祉型

介護する方が病気の場合などに、一時的に、夜間も含め施設や事業所において、入浴、排せつ、食事の介護等の日常生活上の支援を行います。

⑪ 短期入所（ショートステイ）医療型

介護する方が病気の場合などに、一時的に、医療機関などにおいて、入浴、排せつ、食事の介護等の日常生活上の支援を行います。

(3) 居住系サービス

地域における居住の場としてのグループホーム（共同生活援助）について、その運営を行う社会福祉法人などに必要な支援を行い充実を図るとともに、地域生活支援拠点等の整備や、地域移行支援・地域定着支援等の推進と併せ、入所施設や病院から地域生活への移行を進めます。

※ 居住系サービス等の見込量は、各年度における1か月あたりの総量を見込んだものであり、単位の考え方は次のとおりです。

□ 利用人数：月間の実利用人数

① 自立生活援助

一人暮らしの方などに、一定期間、定期的な居宅訪問や、随時の相談に応じるなど、必要な情報の提供や助言、関係機関との連絡調整などの支援を行います。

② 共同生活援助

主に夜間において、共同生活を行う住居で、入浴、排せつ、食事の介護、生活等に関する相談及び助言、その他必要な日常生活上の支援を行います。

③ 施設入所支援

施設入所する方に、主に夜間において、入浴、排せつ、食事の介護、生活等に関する相談及び助言、その他必要な日常生活上の支援を行います。

④ 地域生活支援拠点等

地域生活支援拠点等を運営するとともに、その機能の充実に向けた検証や検討を行います。

(4) 相談支援系サービス

障がいのある方が自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、相談支援サービスを充実させていきます。

※ 相談支援サービスの見込量は、各年度における1か月（地域相談支援は1年）あたりの総量を見込んだものであり、単位の考え方は次のとおりです。

- ☐ 利用人数：月間の実利用人数 ※計画相談支援
- ☐ 利用人数：年間の実利用人数 ※地域相談支援

① 計画相談支援

サービスの支給決定におけるサービス等利用計画案を作成し、サービス事業者等と連絡調整を行うとともに、サービス等の利用状況の検証を行い、計画の見直しなどの支援を行います。

② 地域相談支援

住宅の確保、その他地域における生活に移行するための活動に関する相談や、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等に関する支援を行います。

(5) 障がい児支援サービス

障がいのある子どもの発達を支援するため、児童福祉法に基づく障がい児支援を充実させていきます。また、児童発達支援センターを地域における中核的支援施設としながら、障害児通所支援事業所や障害児入所施設、行政機関等、さまざまな関係機関連携のもと、障がい種別に関わらず、一人ひとりの障がいの状況に応じた適切な支援の実施を図るとともに、重層的な支援体制づくりを進めていきます。

※ 障がい児支援サービスの見込量は、各年度における1か月あたりの総量を見込んだものであり、単位の考え方は次のとおりです。

- ☐ 利用児童数：月間の実利用人数
- ☐ 利用日数：月間の延べサービス利用日数

① 児童発達支援

日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練などの支援を行います。

② 医療型児童発達支援

日常生活における基本的な動作の指導、理学療法等の機能訓練などの支援を行います。

③ 放課後等デイサービス

授業の終了後または学校の休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練、地域との交流促進、その他必要な支援を行います。

④ 保育所等訪問支援

専門職員が保育所などを訪問し、集団での生活に必要な訓練やスタッフへの助言等、必要な支援を行います。

⑤ 居宅訪問型児童発達支援

専門職員が居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等、必要な支援を行います。

⑥ 福祉型障がい児入所支援

施設に入所のうえ、日常生活能力や知識・技能の向上のための訓練などを行います。

⑦ 医療型障がい児入所支援

施設に入所のうえ、日常生活能力や知識・技能の向上のための訓練のほか、治療などを行います。

⑧ 障がい児相談支援

障がい児通所支援の支給決定における障がい児支援利用計画案を作成し、障がい児通所支援事業者等と連絡調整を行うとともに、サービス等利用状況の検証を行い、計画の見直しなどの支援を行います。

⑨ 医療的ケアを必要とする障がいのある子どもの支援関係

医療的ケアを必要とする障がいのある子どもを支援する学校や事業所等へのサポート医師による巡回指導等を実施するとともに、医療的ケア児支援者養成研修の充実により、地域におけるサポート体制づくりを推進します。



(6) 発達障がい者支援

「発達障害者支援法」に基づき、発達障がいに対する正しい理解の促進、乳幼児期から高齢期までの切れ目のない支援の実施に向け、支援体制の充実を図ります。

① 発達障がい者支援地域協議会の開催

発達障がい児者やその家族、学識経験者、医療、保健、福祉、教育、労働等の関係者が地域における支援体制整備の充実について協議を行う協議会を開催します。

② 発達障害者支援センターによる相談

発達障がいに関する専門的な相談、支援が必要な方に対し、発達障害者支援センターにおいて、発達、就労等に関する相談を実施します。

③ 発達障害者支援センターによる機関支援・研修等

発達障害者支援センターにおいて、福祉、教育、司法等の関係機関に対し、発達障がいに関する専門的な助言などの機関支援を行います。特に、発達障害者地域支援マネージャーは、二次障がいや行動障がいがあるなど、支援が困難な事例への専門的な助言、関係機関の連携調整などの機関支援を行います。

また、見た目では分かりづらい発達障がいの特性に関する理解が深まるよう、外部機関や地域住民への研修、普及啓発を実施します。

④ パARENTトレーニング等の支援プログラムの実施

保護者が子どもの発達障がいの特性を理解することや、適切に対応するための知識や方法を身につけることを支援するため、PARENTプログラム（主に子どもの観察方法を身につける）やPARENTトレーニング（主に子どもへの対応方法を身につける）を実施します。

また、PARENTプログラムやPARENTトレーニングの支援スキルを修得するための研修を実施します。

⑤ PARENTメンターの養成

発達障がい児の子育て経験のある保護者が、その育児経験を活かし、子どもが発達障がいの診断を受けて間もない保護者に対して相談を行うPARENTメンターの養成を行います。

⑥ ピアサポート活動支援の実施

発達障がいのある方や保護者、家族同士が集まり、お互いの悩みの相談や情報交換を行うピアサポートの支援を実施します。

(7) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を目指し、保健、医療、福祉関係者による協議の場を通じて、重層的な連携による支援体制づくりを推進します。

① 保健・医療・福祉関係者による協議

保健、医療（精神科）、福祉、介護、障がいのある方、家族の参加を得て、地域包括ケアシステムを構築について協議します。また、札幌市の実情に応じた目標設定や取組、評価を行います。

② 精神障がいのある方の障害福祉サービス種別ごとの利用者数

地域包括ケアシステムを構築するため、精神障がいのある方の障害福祉サービスの利用状況を把握し、協議の場における検討等に活かしていきます。

(8) 相談支援体制の充実・強化等

障がいのある方や家族の地域生活を支えるため、生活に関わる全般的な相談に応じ、福祉サービス等の情報提供や利用のための援助、関係機関との連絡調整、権利擁護のために必要な援助など、総合的な支援を行います。

① 総合的・専門的な相談支援の実施

障がいの種別や各種ニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援を実施します。

② 地域の相談支援体制の強化

地域の相談支援事業者に対する専門的な指導・助言、人材育成のために行う研修や連携強化のための会議等を実施し、地域の相談支援体制の強化を図ります。

③ 基幹相談支援センターにおける主任相談支援専門員（新規）

地域の相談支援事業者に対する専門的な助言等の支援、計画相談支援・地域相談支援における連携強化の推進等を行います。

④ 協議会における相談支援事業所の参画による事例検討の実施（新規）

協議会における事例検討を通じて地域の課題を抽出・検討する体制を確保し、支援体制の開発や改善を図ります。

⑤ 協議会の専門部会（新規）

就労支援、相談支援、子ども等、分野別に関係者が集まり、関係者間の情報共有や研修等を開催し、部会員の資質向上や施策提言等を行います。

(9) 障害福祉サービス等の質の向上

障害福祉サービス等に係る集団指導、障がい福祉人材確保・定着サポート事業の実施等により、障害福祉サービス等の質の向上を図ります。

① 障害福祉サービス等に係る各種研修の実施

障害福祉サービス等に係る市職員向け研修を引き続き実施し、障害福祉サービス等についての理解をより一層深めていきます。

② 障がい福祉人材確保・定着サポート事業の実施

障害福祉サービス事業所における人材確保・定着、サービスの質の向上を図るため、事業所管理者向け研修や児童指導員等を対象に初任者研修を実施します。また、障害福祉サービス事業所等におけるキャリアパス制度の導入支援や専門学校等との連携により、新卒者等に対し障がい福祉の仕事の魅力を発信していきます。

③ 障害福祉サービス等に係る集団指導

札幌市が実施する障害福祉サービス等事業所に対する集団指導において、よくある指摘事項、虐待に関する事例、事業所の創意工夫による優良な事例を、「障害者総合支援法」「児童福祉法」の解釈・趣旨に沿って説明・共有することで、障害福祉サービス等の質の向上を図ります。

④ 障がい児地域支援マネジメント事業の実施

地域に配置された障がい児地域支援マネージャーが、担当地区内の障がい児通所支援事業所を訪問して、療育情報の把握と提供、療育への技術支援や関係機関との支援調整を行います。

⑤ 新型コロナウイルス感染症等の対策に係る事業所支援

感染症流行時にあっても、安定的なサービス提供が図られるよう、必要な情報提供や研修等の実施、迅速な助言・指導に取り組むとともに、入所施設等における集団感染に備え、北海道と連携して、施設間の協力体制を促し、必要な介護の確保を図ります。

5 地域生活支援事業等のサービス量見込み

	サービス	単 位	2024 年度	2025 年度	2026 年度
地域生活支援事業（必須事業）①	理解促進研修・啓発事業	実施の有無	有	有	有
	自発的活動支援事業	実施の有無	有	有	有
	相 談 支 援 事 業	障がい者相談支援事業	箇所数	19	19
		基幹相談支援センター	設置の有無	有	有
		基幹相談支援センター等機能強化事業	実施の有無	有	有
		住宅入居等支援事業	実施の有無	有	有
	成年後見制度利用支援事業	市長申立て実利用人数	16	16	16
		本人・親族申立ての報酬助成件数	181	221	270
	成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無	有	有	有
	意思疎通支援事業	手話通訳者派遣事業	利用人数	586	586
		要約筆記者派遣事業	利用人数	49	49
		手話通訳者設置事業	通訳者数（専従＋登録者）	69	69
	日常生活用具給付事業	介護・訓練支援用具	142	135	129
		自立生活支援用具	439	408	379
		在宅療養等支援用具	348	335	323
		情報・意思疎通支援用具	270	243	219
		排泄管理支援用具	41,616	42,740	43,894
		居宅生活動作補助用具（住宅改修費）	51	49	46
	手話奉仕員養成研修事業	修了件数	248	248	248
	移動支援事業	利用人数	3,077	3,191	3,305
		延べ利用時間数	356,069	376,954	397,839

	サービス		単 位	2024 年度	2025 年度	2026 年度
地域生活支援事業（必須事業）②	地域活動支援センター 機能強化事業		箇所数	38	38	38
			利用人数	377	377	377
	発達障がい者支援 センター運営事業		箇所数	1	1	1
			利用人数	840	840	840
	障がい児等療育支援事業		サービス提供事業所数	5	5	5
	専門性の 高い意思 疎通支援 を行う者 の養成研 修事業	手話通訳者養 成研修事業	修了者数 （登録者数）	4(2)	4(2)	4(2)
		要約筆記者養 成研修事業		13(9)	13(9)	13(9)
		盲ろう者向け 通訳・介助員 養成研修事業		10(9)	10(9)	10(9)
		失語症者向け意 思疎通支援者養 成研修事業		24(24)	0(0)	24(24)
	専門性の 高い意思 疎通支援 を行う者 の派遣事 業	盲ろう者向け 通訳・介助員 派遣事業	利用人数	28	28	28
		失語症者向け 意思疎通支援 者派遣事業		40	42	44
	精神障がい者地域生活 支援広域調整等事業					
		地域生活支援広域 調整等事業	協議会の開催回数	3	3	3
		地域移行・地域生活 支援事業	ピアサポート従事者数	4	4	4
		災害時心のケア 体制整備事業	専門相談員の配置の有無	有	有	有
	発達障がい者支援地域協議 会による体制整備事業 【再掲：発達障がい者支援 地域協議会の開催】		開催回数	2	2	2

	サービス		単 位	2024 年度	2025 年度	2026 年度
地域生活支援事業（任意事業） ①	福祉ホームの運営		定員	37	37	37
	訪問入浴サービス事業		利用人数	176	184	192
			延べ利用人数	10,785	11,249	11,732
	生活支援事業（生活訓練等事業）	中途失明者社会適応訓練事業	延べ 利用人数	442	442	442
		聴覚障がい者社会生活教室開催事業		416	416	416
	日中一時支援事業		利用人数	612	612	612
			延べ利用人数	28,820	28,820	28,820
			箇所数	57	57	57
	児童発達支援センター等の機能強化 【再掲：障がい児地域支援マネジメント事業の実施】		訪問回数	671	671	671
	レクリエーション活動等支援		開催回数	1	1	1
	点字・声の広報等発行事業	点字さっぽろ・声のさっぽろ発行	利用者数	654	654	654
		点字即時ネットワーク事業	延べ利用者数	4,617	4,617	4,617
	奉仕員養成研修事業	点訳奉仕員養成事業	修了見込み者数	0	0	0
		朗読奉仕員養成事業	修了見込み者数	0	0	0
	自動車運転免許取得・改造補助事業	運転訓練	利用人数	15	15	15
		改造補助	利用人数	32	32	32

	サービス		単 位	2024 年度	2025 年度	2026 年度
地域生活支援促進事業	障がい者 I C Tサポート総合推進事業		実施の有無	有	有	有
	障がい者虐待防止対策支援事業		虐待防止の相談窓口の設置箇所数	30	30	30
	特別促進事業	施設入浴サービス事業	利用人数	8	8	8
			延べ利用人数	388	388	388
		重度身体障がい者寝具洗濯乾燥事業	利用人数	19	19	19
			延べ利用人数	34	34	34
		身体障がい者あんしんコール事業	利用人数	57	57	57
	発達障がい者支援体制整備事業 【再掲：発達障害者支援センターによる機関支援・研修等】		関係機関への助言件数	1,400	1,400	1,400
			外部機関や地域住民への研修、啓発件数	290	290	290
	医療的ケア児等総合支援事業 【再掲：医療的ケアを必要とする障がいのある子どもの支援関係】		サポート医師による巡回指導回数	246	246	246
			医療的ケア児支援者養成研修受講者数	85	85	85
	発達障がい児者及び家族等支援事業	【再掲：ペアレントトレーニング等の支援プログラムの実施】	受講者数	20	20	20
		【再掲：ペアレントメンターの養成】	ペアレントメンターの人数	27	27	27
		【再掲：ピアサポート活動支援の実施】	ピアサポート活動支援への参加人数	100	100	100
	精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築推進事業	【再掲：保健・医療・福祉関係者による協議】	開催回数	3	3	3
			目標設定及び評価の実施回数	1	1	1
		【再掲：精神障がいのある方の障害福祉サービス種別ごとの利用者数】	地域移行支援の利用者数（人/年）	21	20	19
			地域定着支援の利用者数（人/年）	12	12	12
			共同生活援助の利用者数（人/月）	2,603	2,890	3,177
			自立生活援助の利用者数（人/月）	35	41	50

	サービス		単 位	2024 年度	2025 年度	2026 年度
その他の社会参加に係る支援	障がい者就業・生活相談支援事業		相談件数	29,800	29,800	29,800
			就職に結びついた人数	158	158	158
	創造の 機会の 拡大	教養講習会	延べ参加者数	413	413	413
		障がい者向け 文化芸術体験事業	参加人数	150	200	200
	作品等の発表の機会の確保		実施回数	5	5	5
	視覚等に 障がいのある方の 読書環境 の整備	視覚障害者情報総合ネットワーク(サピエ)	登録人数	328	328	328
		電子図書館	貸出冊数	72,000	72,000	72,000



(1) 地域生活支援事業

【概要】

地域生活支援事業は、障がいのある方がその持っている能力や適性に応じ、自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、住民に最も身近な市町村などを中心として、地域で生活する障がいのある方のニーズを踏まえ、地域の実情に応じた事業形態で市町村や都道府県が実施するものです。

【実施主体】

地域生活支援事業は、市町村が行う市町村地域生活支援事業と、都道府県が行う都道府県地域生活支援事業に分かれます。札幌市では市町村地域生活支援事業を実施します。事業によっては、その全部または一部を団体等に委託して実施します。

I 地域生活支援事業（必須事業）

① 理解促進研修・啓発事業

地域住民に対して、障がいのある方に対する理解を深めるための研修・啓発事業を行います。

② 自発的活動支援事業

障がいのある方やその家族、地域住民などが自発的に行う活動に対して必要な支援を行います。

③ 相談支援事業

障がいのある方が地域で自立した日常生活や社会生活を送るために、本人・家族・介護者などからの相談に応じ、必要な情報提供や権利擁護のために必要な援助を行います。

④ 成年後見制度利用支援事業

成年後見制度の利用が必要と認められ、本人や親族等による申立てが期待できない知的障がいのある方、精神障がいのある方について、親族等に代わって市長が家庭裁判所への申立てを行います。また、市長申立て事案において、資産・収入等の要件を満たした方に対し、その申立て費用及び成年後見人等に対する報酬の助成を実施します。

さらに、経済的な理由により成年後見制度が利用できないことがないように、本人、親族申立て事案においても、市長申立て事案と同様に助成を実施します。

⑤ 成年後見制度法人後見支援事業

身寄りのない方が判断能力を欠く状態になり、市長が法定後見の申立てを実施したケースのうち、十分な資産がないなど一部のケースについて、法人として成年後見人を受任し、本人に代わって法律行為を行います。

⑥ 意思疎通支援事業

聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある障がいのある方などに、手話通訳や要約筆記を行う人を派遣し、意思疎通を支援します。

⑦ 日常生活用具給付事業

障がいのある方に、自立生活支援用具などの給付を行います。

⑧ 手話奉仕員養成研修事業

聴覚障がいのある方などの意思疎通支援に必要な手話奉仕員を養成します。

⑨ 移動支援事業

屋外での移動に著しい困難がある方に、外出のための支援を行います。

⑩ 地域活動支援センター機能強化事業

創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流などを行う地域活動支援センターに対する運営費補助を行い、障がいのある方の地域生活の支援を促進します。

⑪ 発達障がい者支援センター運営事業

発達障害者支援センターを拠点として、自閉症など発達障がいのある方や家族に対する支援を総合的にを行います。

⑫ 障がい児等療育支援事業

障がいのある方やその家族の地域生活を支えるため、専門の職員が、保育所等への療育指導や療育支援を行います。

⑬ 専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業

専門性の高い意思疎通支援を行う者を養成します。

⑭ 専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業

専門性の高い意思疎通支援を行う者を派遣します。

⑮ 精神障がい者地域生活支援広域調整等事業

ア 地域生活支援広域調整等事業

精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムを構築するために、保健、医療、福祉関係者による協議を行います。

イ 地域移行・地域生活支援事業

精神障がいのある方の視点を重視した支援を充実させる観点や、入院中の精神障がいのある方の退院に向けた意欲を喚起する観点から、ピアサポートを活用します。

ウ 災害時心のケア体制整備事業

災害時などの緊急時においても、専門的な心のケアに関する対応が円滑に行われるよう、専門的なケアを必要とする方のための日常的な相談体制の強化を図ります。

⑯ 発達障がい者支援地域協議会による体制整備事業

【再掲：発達障がい者支援地域協議会の開催】

発達障がい児者やその家族、学識経験者、医療、保健、福祉、教育、労働等の関係者が地域における支援体制整備の充実について協議を行う協議会を開催します。

Ⅱ 地域生活支援事業（任意事業）

⑰ 福祉ホームの運営

現に住居を求めている障がいのある方に対して、低額な料金で居室その他の設備を利用いただくとともに、日常生活に必要な支援を行います。

⑱ 訪問入浴サービス事業

入浴者を自宅に派遣して入浴サービスを提供し、身体に障がいのある方の身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図ります。

⑲ 生活支援事業（生活訓練等事業）

障がいのある方などに対して日常生活上必要な訓練などを行います。

⑳ 日中一時支援事業

障がいのある方などの家族の就労支援及び日常的に介護している家族の一時的な休息を図るために、障がいのある方などを一時的に預かり介護します。

㉑ 児童発達支援センター等の機能強化

【再掲：障がい児地域支援マネジメント事業の実施】

地域に配置された障がい児地域支援マネージャーが、担当地区内の障がい児通所支援事業所を訪問して、療育情報の把握と提供、療育への技術支援や関係機関との支援調整を行います。

㉒ レクリエーション活動等支援

札幌市障がい者スポーツ大会を開催し、障がいのある方などが社会参加活動を行うための環境の整備や必要な支援を行います。

㉓ 点字・声の広報等発行事業

文字による情報入手が困難な障がいのある方のために、点訳、音訳、その他の分かりやすい方法により、広報さっぽろの情報等、障がいのある方が地域生活を送るうえで必要度の高い情報を定期的に提供します。

㉔ 奉仕員養成研修事業

視覚に障がいのある方などの意思疎通支援に必要な点訳奉仕員、朗読奉仕員を養成します。

㉕ 自動車運転免許取得・改造補助事業

自動車運転免許の取得及び自動車の改造に要する費用の一部を助成します。

(2) 地域生活支援促進事業

【概要】

地域生活支援促進事業とは、地域生活支援事業で定める事業に加え、政策的な課題に対応する事業を計画的に実施するため、国として促進すべき事業として位置づけられたものです。

【実施主体】

地域生活支援促進事業は、市町村が行う市町村地域生活支援促進事業と、都道府県が行う都道府県地域生活支援促進事業に分かれます。札幌市では市町村地域生活支援促進事業を実施します。事業によっては、その全部または一部を団体等に委託して実施します。

① 障がい者 I C Tサポート総合推進事業

障がいのある方の情報通信技術の利用機会や活用能力の格差是正を図るための総合的なサービス提供拠点として、「札幌市障がい者 I C Tサポートセンター」を設置し、自立と社会参加を促進することを目的に、I C Tに関する利用相談や情報提供、パソコン講習、パソコンボランティアの養成及び派遣を行います。

② 障がい者虐待防止対策支援事業

障害者虐待防止法に基づき障がい者虐待相談窓口を設置するとともに、夜間・休日対応のための緊急窓口にて 24 時間 365 日の通報受付を行います。また、セミナーなどの開催や啓発リーフレット配布等、虐待防止に関する普及・啓発により未然防止や早期発見に努めるとともに、関係機関などとの情報共有や連携強化を図ることで、迅速かつ適切な支援を可能とする体制の整備を進めます。

③ 特別促進事業

ア 施設入浴サービス事業

施設の入浴設備を利用して入浴の機会を提供し、身体に障がいのある方の身体の清潔の保持、心身機能の維持などを図ります。

イ 重度身体障がい者寝具洗濯乾燥事業

寝たきりの重度の身体障がいをお持ちの方が自宅で使用している寝具などの洗濯乾燥を行うことで、身体の清潔の保持、心身機能の維持などを図ります。

ウ 身体障がい者あんしんコール事業

ボタンを押すだけで受信センターにつながる通報機器を自宅に設置し、健康などの相談に 24 時間対応するほか、受信センターから定期的な連絡（月 1 回程度）を行うことで安否を確認します。

④ 発達障がい者支援体制整備事業

【再掲：発達障害者支援センターによる機関支援・研修等】

発達障害者支援センターにおいて、福祉、教育、司法等の関係機関に対し、発達障がいに関する専門的な助言などの機関支援を行います。特に、発達障害者地域支援マネジャーは、二次障が

いや行動障がいがあるなど、支援が困難な事例への専門的な助言、関係機関の連携調整などの機関支援を行います。

また、見た目では分かりづらい発達障がいの特性に関する理解が深まるよう、外部機関や地域住民への研修、普及啓発を実施します。

⑤ 医療的ケア児等総合支援事業

【再掲：医療的ケアを必要とする障がいのある子どもの支援関係】

医療的ケアを必要とする障がいのある子どもを支援する学校や事業所等へのサポート医師による巡回指導等を実施するとともに、医療的ケア児支援者養成研修の充実により、地域におけるサポート体制づくりを推進します。

⑥ 発達障がい児者及び家族等支援事業

【再掲：ペアレントトレーニング等の支援プログラムの実施】

保護者が子どもの発達障がいの特性を理解することや、適切に対応するための知識や方法を身につけることを支援するため、ペアレントプログラム（主に子どもの観察方法を身につける）やペアレントトレーニング（主に子どもへの対応方法を身につける）を実施します。

また、ペアレントプログラムやペアレントトレーニングの支援スキルを修得するための研修を実施します。

【再掲：ペアレントメンターの養成】

発達障がい児の子育て経験のある保護者が、その育児経験を活かし、子どもが発達障がいの診断を受けて間もない保護者に対して相談を行うペアレントメンターの養成を行います。

【再掲：ピアサポート活動支援の実施】

発達障がいのある方や保護者、家族同士が集まり、お互いの悩みの相談や情報交換を行うピアサポートの支援を実施します。

⑦ 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築推進事業

【再掲：保健・医療・福祉関係者による協議】

保健、医療（精神科）、福祉、介護、障がいのある方、家族の参加を得て、地域包括ケアシステムを構築について協議します。また、札幌市の実情に応じた目標設定や取組、評価を行います。

【再掲：精神障がいのある方の障害福祉サービス種別ごとの利用者数】

地域包括ケアシステムを構築するため、精神障がいのある方の障害福祉サービスの利用状況を把握し、協議の場における検討等に活かしていきます。

(3) その他の社会参加に係る支援

すべての人の社会参加において就労は重要な要素のひとつであり、障がいのある方にとってもそれは同じであることから、障がいのある方の雇用促進や職場定着に向けた支援が必要です。

また、障がいのある方の地域における社会参加を促進するためには、多様なニーズを踏まえた支援が必要です。障がいのある方が、文化芸術を鑑賞する機会または創造や発表などの多様な活動に参加する機会を創出したり、視覚などに障がいのある方の読書環境の整備・充実を図ります。

① 障がい者就業・生活相談支援事業

障がいのある方の雇用の促進と就労の安定を図るため、就業や日常生活の支援を行うとともに、ハローワーク等の関係機関と連携して「ジョブサポーター」や支援員による雇用促進・職場定着支援を図ります。

② 創造の機会の拡大

各種教養・文化活動を札幌市身体障害者福祉センターにおいて実施するとともに、障がいのある方のための参加型の音楽ワークショップを実施します。

③ 作品等の発表の機会の確保

障がい者週間記念事業の一環として実施する楽芸会（障がい者の文化芸術の発表会）などの開催を通じて、作品等の発表・鑑賞の機会を提供します。

④ 視覚等に障がいのある方の読書環境の整備

視覚等に障がいのある方に情報提供を行うインターネットを利用した図書館（サピエ）の活用など、読書環境の整備を図ります。

第6章 計画の推進に向けて

1 計画の推進体制

本計画は、誰もが互いにその個性や能力を認め合い、多様性が強みとなる社会の実現を目指すための障がい者施策に関する総合的な計画です。本計画における各種施策の推進にあたっては、庁内関係部局が連携して、障害のある人のニーズに十分応えられるよう協力体制を築いていきます。

また、障がい者施策を推進するにあたって、当事者団体や特定非営利活動法人、事業者、ボランティア団体等と必要かつ十分な連携を図っていくとともに、情報を共有していきます。

さらに、障がい者施策を検討、実施するにあたっては、当事者が積極的に参加することが必要です。あらゆる機会を捉えて、障がいのある方やその家族などのニーズや意見を把握し、それを施策に反映させていくことに努めるとともに、当事者と行政が手を携えて本計画の推進に取り組んでいきます。

2 札幌市障がい者施策推進審議会

障害者基本法の規定に基づき、札幌市の障がい者に関する施策の総合的かつ計画的な推進につき調査審議する附属機関として、札幌市障がい者施策推進審議会条例により設置しています。

名簿及び条例は資料編参照



3 計画の進捗管理と評価・公表

本計画の策定により推進していく施策は広範囲にわたります。そのため、計画の進捗管理や評価等にあたっては、庁内関係部局が連携して取り組んでいきます。

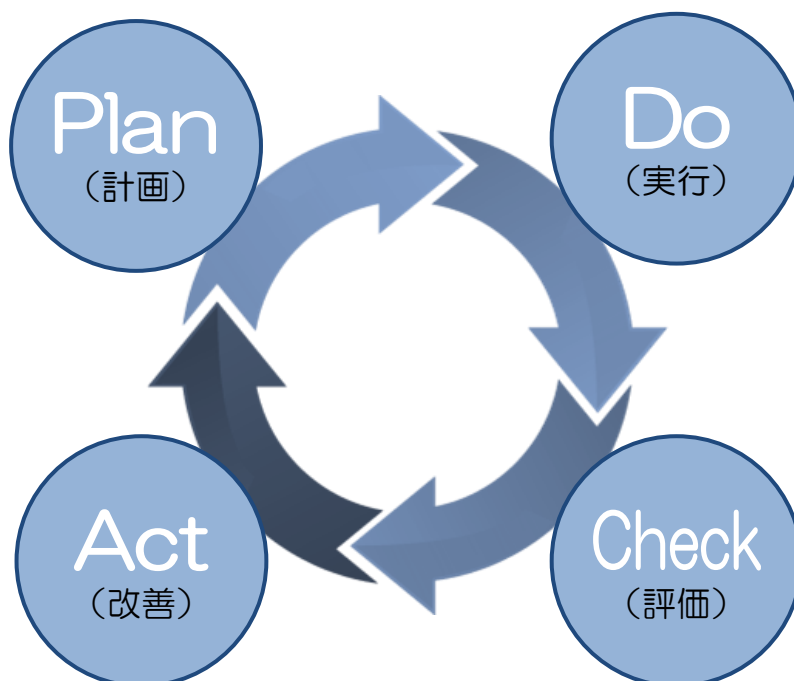
また、本計画の策定にあたっては、目指すべき「基本理念」の下に3つの「基本目標」と10の「基本施策」を体系付けて、「重点取組」を展開しています。引き続き、これらの進捗状況を把握していくことで計画の進捗管理を行っていきます。

あわせて、障害福祉サービス等の提供の確保に向けては、成果目標やサービス量見込み等の進捗状況を把握していくこととします。

なお、本計画を運用している間でも、社会情勢や障がいのある方を取り巻く環境は常に変化しています。近年では自然災害の多発や感染症の流行とその対応等により、障がいのある方をはじめ、市民生活そのもののあり方にも大きな影響と変化があると考えられます。

そのため、本計画の運用にあたっては、引き続き「PDCAサイクル」を導入して、毎年度の進捗状況を取りまとめ、その結果を札幌市障がい者施策推進審議会のほか、札幌市自立支援協議会や札幌市精神保健福祉審議会などの関係附属機関に報告し、評価を行った上で、市民に公表していきます。

なお、評価等によって改善等が必要となる場合は、施策の取組の方向性や設定した成果目標等を見直すなどし、本計画を着実に進めていくこととします。





1 さっぽろ障がい者プラン 2018 の取組状況

さっぽろ障がい者プラン 2018 では、計画期間の 2018 年度（平成 30 年度）から 2023 年度（令和 5 年度）において、障がい者計画として横断的分野と施策分野の計 10 施策を展開して取り組んできました。各施策（(1)～(10)）の主な重点取組のほか、2021 年度（令和 3 年度）から 2023 年度（令和 5 年度）において設定した、札幌市障がい福祉計画（第 6 期）及び札幌市障がい児福祉計画（第 2 期）の成果目標（(11)～(16)）に関する進捗状況も振り返ります。

（１）横断的分野１ 障がい等への理解促進

重点取組		2022 年度（令和 4 年度）実績
1	ヘルプマークやヘルプカードの普及を通じた内部障がい等の理解促進	各区役所、地下鉄駅などの配布場所において約 13,000 個を配布
2	福祉教育のための教材の作成・配布（福祉読本など）	市内の各小学校・養護学校・各中学校へ約 17,000 部を配布
3	障がい当事者の講師派遣	障がい者講師養成講座 1 回（ZOOM 開催） 講師派遣回数 79 回 講師派遣人数 146 名（延べ人数） 聴講者数 4,414 名（延べ人数）

（２）横断的分野２ 生活環境の整備

重点取組		2022 年度（令和 4 年度）実績
1	交通バリアフリー推進事業	ノンステップバスの導入補助事業 補助台数 10 台分
2	ユニバーサルデザインタクシー導入費補助事業	ユニバーサルデザインタクシー導入費事業 補助台数 56 台分
3	住宅確保要配慮者に対する居住の安定確保の取組	市営住宅の抽選優遇による入居 10 件 「みな住まいる札幌」相談件数 1,365 件

（３）横断的分野３ 情報アクセシビリティの向上・意思疎通支援の充実

重点取組		2022 年度（令和４年度）実績
1	区役所等でのコミュニケーション支援機器の配置	遠隔手話通訳や音声認識アプリケーションによる音声情報の文字化を実施するために区役所等にタブレット端末を設置 聴覚障がいのある人とのコミュニケーション促進のために、聴覚障がいのある人の聞き取りを補助するカウンタ型磁気誘導システムを区役所等に設置
2	コミュニケーション支援者の確保及び養成	手話通訳者、要約筆記者、盲ろう者通訳・介助員、失語症者向け意思疎通支援者養成事業の実施
3	障がいのある人の情報通信に関する支援（障がい者 ICT サポートセンター）	パソコンに関する相談件数 134 件 パソコンボランティア派遣件数 102 件 パソコン講習受講者数 65 人

（４）横断的分野４ 障がいを理由とする差別の解消・権利擁護

重点取組		2022 年度（令和４年度）実績
1	市民向けフォーラムの実施	北海道と札幌市の共催にて開催（１回） 参加者数 142 名 動画配信視聴者数 延べ 700 人
2	権利擁護等に係る相談支援の充実	障がい者あんしん相談運営事業 2,466 件 成年後見制度利用支援事業 市長申立件数 16 件 本人・親族申立ての報酬助成件数 101 件
3	障がい者虐待防止対策等の推進	障がい者虐待相談・通報受付 延べ件数 673 件 障がい者虐待防止啓発講座 （動画配信）5 講座・視聴回数 531 回 出前講座 95 回開催（リモート等含む）

(5) 施策分野1 暮らしの支援

重点取組		2022 年度（令和4 年度）実績
1	相談支援事業の充実	障がい者相談支援事業（20 か所） 年間相談支援件数 155,862 件 年度末の登録者数 6,133 人 障がい児等療育支援事業（5 か所） 訪問 39 件 外来 109 件 施設支援 321 件
2	補装具費の支給、日常生活用具の給付	補装具費支給 新規支給：3,865 件 修理 1,890 件 日常生活用具 新規支給：40,877 件
3	福祉サービス提供事業者等に対する研修の実施	・基礎研修（オンライン研修） 利用者の立場に立った本人中心の個別支援 計画作成の考え方と方法を学ぶための研修 を実施 ・応用研修（オンライン研修） 本人の強みを支援内容や計画に活かすための ヒントや、地域の社会資源の強みを学ぶ ための研修を実施

(6) 施策分野2 保健・医療の推進

重点取組		2022 年度（令和4 年度）実績
1	重度心身障がい者医療費助成	受給者数 39,690 人 （一人当たり助成額 104,271 円） 助成件数 950,466 件 （一件当たり助成額 4,354 円）
2	さっぽろ子どもの心の診療ネットワーク事業の推進	さっぽろ子どものこころのコンシェルジュ 事業利用件数 1,098 件 さっぽろ子どものこころの連携チーム事業 意見交換会開催回数 2 回 研修会開催回数 1 回
3	在宅人工呼吸器使用患者支援事業	利用者数 1 名、助成額 33,800 円 訪問看護実施回数 4 回

(7) 施策分野3 療育・教育の充実

重点取組		2022 年度（令和4 年度）実績
1	障がい児地域支援マネジメント事業	障がい児地域支援マネージャー 8 名による 障がい児通所支援事業所の訪問回数 累計 687 回
2	医療的ケアを必要とする障がいのある 子ども等への支援体制の検討	医師巡回指導回数 180 回 医療的ケア児等支援者養成研修 参加人数：90 人
3	一人一人が学び育つための教育的支援 の充実	学びのサポーター活用校 288 校 支援対象児童生徒数 1,758 人 活用校一校あたりの学びのサポーター年間 活用可能時間数 700 時間

(8) 施策分野4 雇用・就労の促進

重点取組		2022 年度（令和4 年度）実績
1	障がい者就業支援事業	オンラインによる動画配信形式で開催 参加企業数 27 社 参加者 320 人 面接件数 68 件
2	就労相談支援体制の充実（障がい者就 業・生活相談支援事業）	相談件数 24,440 件 就職に結びついた件数 124 人
3	製品の販路拡大支援	元気ショップ 売上 70,922 千円／来客数 107,647 人 元気ショップいこ～る 売上 15,270 千円／来客数 12,738 人

(9) 施策分野5 スポーツ・文化等の振興

重点取組		2022 年度（令和4 年度）実績
1	既存体育施設のバリアフリー化の推進	西区体育館・温水プールにおける車いす用駐車場の整備／点字ブロックの増設
2	障がい者スポーツの振興	シットスキー・バイスキーの体験会及び指導者養成講習会参加者数 延べ 51 名 障がい者スポーツ体験会参加者数 延べ 993 名
3	障がいのある人の読書支援の推進	障がいのある方を対象とした郵送貸出制度利用者への電子図書館サービス・相互貸借の実施

(10) 施策分野6 安全・安心の実現

重点取組		2022 年度（令和4 年度）実績
1	災害時における避難支援の仕組みづくり	地域組織を支援した回数 27 回 避難行動要支援者名簿情報提供 71 団体
2	避難場所の環境整備の推進	車いす対応トイレの配置 24 か所 (計 254 か所の整備が完了)
3	企業などとの連携推進	事業者が区に通報した件数 6 件 事業者が警察署等に通報した件数 17 件

(11) 成果目標 1 入所施設の入所者の地域生活への移行

① 施設入所者の地域生活への移行者数

2020 年 3 月 31 日の施設入所者 2,009 人のうち、2023 年度末（2024 年 3 月末）において 60 人（3%）以上の方が地域生活に移行することを目指しました。

当初値（施設入所者数）	目標値（移行者数）	実績値（移行者数）	進捗率
2,009 人	60 人	36 人 (2022 年 3 月末)	60.0%

② 施設入所者数の減少

2023 年度末の施設入所者を、2020 年 3 月 31 日時点の施設入所者数 2,009 人から 110 人（約 5.5%）以上減少することを目指しました。

当初値（施設入所者数）	目標値（減少数）	実績値	進捗率
2,009 人	110 人	89 人 (2023 年 3 月末)	80.9%

(12) 成果目標 2 地域生活支援拠点等の整備及び機能の充実

2023 年度末までの間、1 か所以上の地域生活支援拠点等を確保し、その機能の充実のため、年 1 回以上運用状況を検証、検討することを目指しました。

目標	実績
1 か所以上の地域生活支援拠点等の確保	確保 (2022 年度)
年 1 回以上の運用状況の検証	検証 (2022 年度)

(13) 成果目標3 福祉施設から一般就労への移行

① 就労移行支援事業所等を通じた一般就労への移行者数

2023 年度において、福祉施設の利用者のうち一般就労への移行者数を、2019 年度の移行実績 621 人の 1.11 倍（680 人）以上とすることを目指しました。

当初値（移行実績）	目標値（移行実績）	実績値（移行実績）	移行実績比
621 人 (2019 年度)	680 人 (2023 年度)	614 人 (2021 年度)	0.99 倍 (2021 年度)

② 就労移行支援事業の利用者の一般就労への移行者

2023 年度において、就労移行支援の利用者のうち一般就労への移行者数を、2019 年度の移行実績 424 人の 1.01 倍（430 人）以上とすることを目指しました。

当初値（移行実績）	目標値（移行実績）	実績値（移行実績）	移行実績比
424 人 (2019 年度)	430 人 (2023 年度)	389 人 (2021 年度)	0.92 倍 (2021 年度)

③ 就労継続支援 A 型利用者の一般就労への移行者

2023 年度において、就労継続支援 A 型の利用者のうち一般就労への移行者数を、2019 年度の移行実績 87 人の 1.15 倍（100 人）以上とすることを目指しました。

当初値（移行実績）	目標値（移行実績）	実績値（移行実績）	移行実績比
87 人 (2019 年度)	100 人 (2023 年度)	92 人 (2021 年度)	1.06 倍 (2021 年度)

④ 就労継続支援B型利用者の一般就労への移行者

2023 年度において、就労継続支援B型の利用者のうち一般就労への移行者数を、2019 年度の移行実績 110 人の 1.36 倍（150 人）以上とすることを目指しました。

当初値（移行実績）	目標値（移行実績）	実績値（移行実績）	移行実績比
110 人 (2019 年度)	150 人 (2023 年度)	133 人 (2021 年度)	1.21 倍 (2021 年度)

(14) 成果目標4 医療的ケアを必要とする障がいのある子どもへの支援

2023 年度末までに医療的ケアを必要とする障がいのある子ども等に関するコーディネート機能の構築を目指しました。

目標	実績
コーディネート機能の構築	構築中 (2022 年度)

(15) 成果目標5 障害福祉サービス等の質の向上を図るための取組の推進

2023 年度末までに、本市における障害福祉サービス等の質の向上を図るための取組の実施体制を確保していくほか、事業所支援の取組の推進を目指しました。

目標	実績
実施体制の確保	推進中 (2022 年度)
事業所支援の取組の推進	推進中 (2022 年度)

(16) 成果目標6 障がいのある方に対する理解促進

2023 年度末までに、本市における障害福祉サービス等の質の向上を図るための取組の実施体制を確保していくほか、事業所支援の取組の推進を目指しました。

項目	目標値	実績値
障がいのある方にとって地域で暮らしやすいまちであると思う障がいのある方の割合	60%	47.1% (2022 年度)
障がいのある子どもにとって地域で暮らしやすいまちであると思う保護者の割合	60%	31.2% (2022 年度)



2 2022 年度（令和 4 年度）障がい児者実態等調査概要

（１）調査概要

本調査は、さっぽろ障がい者プラン 2018 の改定作業を含めた札幌市の障がい福祉施策に係る今後の方向性を検討するために、障がいのある方の生活実態や取り巻く課題等を調査・分析することを目的として実施しました。具体的な調査対象等は以下のとおりです。

<アンケート調査>

障がい者、障がい児、施設入所者、精神科病院入院患者、障害福祉サービス等事業所、企業及び市民を対象としたアンケート。調査期間は、令和 4 年 12 月 6 日～令和 4 年 12 月 23 日（企業調査のみ令和 5 年 2 月 1 日～令和 5 年 2 月 17 日）。

基準日は令和 4 年 10 月 1 日時点

調査種別	調査対象	抽出数	回収数	回収率
障がい者調査	・ 札幌市内に居住する身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の被交付者 ・ 特定医療費（指定難病）受給者証所持者（いずれも 18 歳以上）	6,450	2,108	32.7%
障がい児調査	・ 札幌市内に居住する身体障害者手帳、療育手帳の被交付者 ・ 特定医療費（指定難病）受給者証所持者（いずれも 18 歳未満）	1,050	359	34.2%
施設入所者調査	・ 札幌市内の障がい者入所施設の利用者	28	10	35.8%
精神科病院入院患者調査	・ 札幌市内の精神科病院の入院患者	37	10	27.0%
市民調査	・ 札幌市内に居住する 18 歳以上の市民	3,000	925	30.9%
事業所調査	・ 札幌市が指定している障害福祉サービス等提供事業所	1,370	354	25.9%
企業調査	・ 札幌市内に所在する企業	1,000	223	22.3%

<ヒアリング調査>

アンケート調査では把握が難しい実態・課題に関する障がい当事者団体、障害福祉サービス等事業所、企業へのヒアリング。調査期間は、令和5年2月10日～令和5年3月8日

団体区分	主なヒアリング内容	団体数
障がい当事者団体	障がいがある方の生活のしづらさ 地域の潜在的な課題・ニーズ	11
障害福祉サービス等事業所	障がいのある方の就労や人材確保	4
企業	障害者差別解消法や心のバリアフリーの認知度 及び障がい者雇用	4

(2) 調査結果

調査結果については、代表的な設問の結果を第4章「障がい者施策の推進（障がい者計画）」の各基本施策に掲載しています。

その他の結果は、「令和4年度札幌市障がい福祉施策に係る障がい児者実態等調査報告書」を札幌市のホームページに掲載しておりますので、そちらをご覧ください。

【ホームページURL】

<https://www.city.sapporo.jp/shogaifukushi/keikaku/r4jittaityousahoukokusyo.html>

(3) ヒアリングにおける主な御意見

ヒアリングで障がい当事者から寄せられた主な御意見を以下に掲載します。

- 外見でわからない内部障がいを持っている方が、外出先や就労場所等で理解を得られないケースがある。
- 公共交通機関を利用する際、障がいの特性から起こる行動について周囲の理解がまだまだ不十分であると感じる。特に知的障がいにおいては、その特性が一人ひとりで異なることを理解することが肝要である。
- 障がい当事者と幼少期から関わる経験や教育を受けるなどして、心の障壁（バリア）を作らず、身近な存在、当たり前存在であると理解していく必要がある。
- 障害福祉サービスについて、情報に辿り着くことが出来ないことがある。
- 当事者本人だけではなく、家族全体を支援する体制の拡充が求められる。
- 障害福祉サービス等事業所で働くスタッフの減少、入れ替わりが顕著であり、安心して支援を受けられる環境が整いにくくなっていると感じる。
- 障害福祉サービス等事業所スタッフの重症心身障がいへの理解度を深めるなど、生活サポートに関する人材育成が大事だと思う。

3 札幌市障がい者施策推進審議会条例

昭和46年12月21日条例第48号

昭和58年5月条例第14号

平成6年3月条例第3号

平成10年3月条例第5号

平成11年10月条例第39号

平成12年12月12日条例第55号

平成24年2月28日条例第1号

(趣旨)

第1条 この条例は、障害者基本法（昭和45年法律第84号。以下「法」という。）第36条第3項の規定に基づき、同条第1項の合議制の機関（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

一部改正〔平成24年条例1号〕

(名称)

第2条 審議会の名称は、札幌市障がい者施策推進審議会とする。

追加〔平成24年条例1号〕

(組織)

第3条 審議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 障害者（法第2条第1号の障害者をいう。以下同じ。）
- (3) 障害者の福祉に関する事業に従事する者
- (4) 関係行政機関の職員
- (5) その他市長が適当と認める者

一部改正〔平成24年条例1号〕

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

一部改正〔平成24年条例1号〕

(臨時委員)

第5条 審議会に、専門の事項を調査させるため、臨時委員を置くことができる。

2 臨時委員は、学識経験のある者、障害者及び障害者の福祉に関する事業に従事する者のうちから、市長が委嘱する。

3 臨時委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

一部改正〔平成 24 年条例 1 号〕

(会長)

第 6 条 審議会に、会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総括する。

3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

一部改正〔平成 24 年条例 1 号〕

(会議)

第 7 条 審議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 審議会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

一部改正〔平成 24 年条例 1 号〕

(庶務)

第 8 条 審議会の庶務は、保健福祉局において行う。

一部改正〔平成 24 年条例 1 号〕

(委任)

第 9 条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

一部改正〔平成 24 年条例 1 号〕

附 則

1 この条例は、昭和 47 年 4 月 1 日から施行する。

2～6 省略

7 札幌市特別会計条例（昭和 39 年条例第 6 号）の一部改正〔省略〕

附 則（昭和 58 年条例第 14 号）

1 この条例の施行期日は、市長が定める。（昭和 58 年規則第 26 号で昭和 58 年 6 月 1 日から施行）

2・3 省略

附 則（平成 6 年条例第 3 号）

1 この条例は、心身障害者対策基本法の一部を改正する法律（平成 5 年法律第 94 号）附則第 1 項ただし書の政令で定める日（平成 6 年 6 月 1 日）から施行する。ただし、第 1 条の改正規定（「心身障害者対策基本法」を「障害者基本法」に改める部分に限る。）並びに第 4 条の見出し及び同条の改正規定（「学識経験のある者」の次に「、障害者及び障害者の福祉に関する事業に従事する者」を加える部分を除く。）は、公布の日から施行する。

2 札幌市特別職の職員の給与に関する条例（昭和 26 年条例第 28 号）の一部改正〔省略〕

附 則（平成 10 年条例第 5 号抄）

- 1 この条例は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 11 年条例第 39 号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

2・3 省略

- 4 この条例の施行の際現に札幌市障害者施策推進協議会の委員である者（関係行政機関の職員のうちから委嘱された者に限る。）の任期については、平成 11 年 7 月 28 日から起算して第 4 条の規定による改正後の札幌市障害者施策推進協議会条例第 3 条の規定を適用する。

附 則（平成 12 年条例第 55 号抄）

この条例は、平成 13 年 1 月 6 日から施行する。

附 則（平成 24 年条例第 1 号）

- 1 この条例は、障害者基本法の一部を改正する法律（平成 23 年法律第 90 号）附則第 1 条第 1 号の政令で定める日から施行する。（平成 24 年政令第 144 号で平成 24 年 5 月 21 日から施行）
- 2 この条例の施行の際現に改正前の第 2 条第 2 項の規定により委嘱された札幌市障害者施策推進協議会の委員（以下「旧協議会委員」という。）である者は、この条例の施行の日に、改正後の第 3 条第 2 項の規定により、札幌市障がい者施策推進審議会の委員に委嘱されたものとみなす。この場合において、当該委嘱されたものとみなされる委員の任期は、改正後の第 4 条の規定にかかわらず、同日における旧協議会委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。
- 3 札幌市特別職の職員の給与に関する条例（昭和 26 年条例第 28 号）の一部を次のように改正する。

4 札幌市障がい者施策推進審議会委員名簿

(敬称略・50音順)

	氏名	役職名等
1		
2		
3		
4		
5		
6		
7		
8		
9		策定時の名簿を記載
10		
11		
12		
13		
14		
15		
16		
17		
18		

※ 氏名欄の「◎」は会長、「○」は副会長

2024年3月1日現在

5 札幌市障がい者施策推進審議会計画検討部会委員名簿

(敬称略・50音順)

	氏名	所属団体等
1	◎ 浅香 博文	札幌市身体障害者福祉協会 会長
2	荒川 倫代	札幌療育会相談支援事業所ノック 所長
3	石橋 達勇	北海学園大学工学部 教授
4	石山 貴博	札幌市精神障害者回復者クラブ連合会 会長
5	○ 近藤 尚也	北海道医療大学看護福祉学部 講師
6	斎藤 規和	株式会社シムス 代表取締役
7	菅原 悦子	札幌市精神障害者家族連合会 会長
8	時崎 由美	札幌地区重症心身障害児（者）を守る会 会員
9	長江 睦子	札幌市手をつなぐ育成会 会長
10	長田 じゅん子	北海道学習障害児・者親の会クローバー 事務局長
11	原田 千代子	札幌みんなの会 事務局長
12	増田 靖子	北海道難病連 代表理事
13	松本 健一	愛和福祉会札幌障がい者就業・生活支援センターたすく 所長

※ 氏名欄の「◎」は部会長、「○」は副部会長

2023年9月1日現在

6 パブリックコメント

パブリックコメント実施後に記載

7 事業所数（指定障害福祉サービス事業所等）

（１）訪問系サービス

	2021 年	2022 年	2023 年
居宅介護	541	553	575
重度訪問介護	509	515	536
重度障害者等包括支援	1	1	1
行動援護	122	128	128
同行援護	214	218	212
（参考）移動支援	414	428	448

※ 各年４月１日現在

（２）日中活動系サービス

		2021 年	2022 年	2023 年
療養介護	事業所数	4	4	4
	定員	506	506	506
生活介護	事業所数	174	186	196
	定員	4,599	4,872	5,096
自立訓練（機能訓練）	事業所数	10	9	8
	定員	195	175	155
自立訓練（生活訓練）	事業所数	34	33	33
	定員	426	420	413
宿泊型自立訓練	事業所数	7	7	7
	定員	109	109	109
就労移行支援	事業所数	76	75	73
	定員	951	957	971

		2021 年	2022 年	2023 年
就労継続支援（A型）	事業所数	116	122	125
	定員	2,076	2,165	2,182
就労継続支援（B型）	事業所数	432	488	528
	定員	8,516	9,797	10,658
就労定着支援	事業所数	43	43	45
短期入所	事業所数	117	140	142
	定員	354	392	447

※ 各年4月1日現在

（３）居住系サービス

		2021 年	2022 年	2023 年
自立生活援助	事業所数	3	7	9
共同生活援助	事業所数	287	323	337
	定員	4,728	5,326	5,860
施設入所支援	事業所数	30	30	30
	定員	1,431	1,431	1,431

※ 各年4月1日現在

（４）相談系サービス

		2021 年	2022 年	2023 年
計画相談支援	事業所数	142	151	169
地域移行支援	事業所数	83	91	97
地域定着支援	事業所数	82	90	95
障害児相談支援事業	事業所数	106	113	131

※ 各年4月1日現在

(5) 障害児通所支援サービス

		2021 年	2022 年	2023 年
児童発達支援	事業所数	473	511	547
	定員	5,179	5,539	6,023
福祉型児童発達支援センター	事業所数	7	7	7
	定員	215	219	215
医療型児童発達支援センター	事業所数	3	3	3
	定員	100	100	100
放課後等デイサービス	事業所数	547	585	631
	定員	5,938	6,297	6,885
保育所等訪問支援	事業所数	39	44	48
居宅訪問型児童発達支援	事業所数	8	8	9

※ 各年4月1日現在

8 用語集

素案確定後に作成

さっぽろ障がい者プラン 2024
2024（令和6）年3月 発行

札幌市 保健福祉局 障がい保健福祉部 障がい福祉課
〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目
TEL 011-211-2936 FAX 011-218-5181
